

第3期塩竈市障がい者プラン

第3期 塩竈市障がい者福祉計画

第5期 塩竈市障がい福祉計画

第1期 塩竈市障がい児福祉計画

2018年(平成30年)3月

塩 竈 市

塩竈市障がい者プラン策定にあたって

塩竈市では、2011（平成23）年度に「第2期塩竈市障がい者プラン」を策定し、市民、関係団体等の皆様の御理解と御協力をいただきながら、障がいの有無に関わらず誰もが地域の中で豊かに自立した生活ができるまちづくりを目指してまいりました。

国においては、2013（平成25）年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正され、6月には障害者差別解消法が成立するなど、様々な制度改革が行われました。これらの国内法の整備を受け、2014（平成26）年1月に障害者権利条約が批准されるなど、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

今回策定した「第3期塩竈市障がい者プラン」は、「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、今後、本市における障がい者施策を総合的、計画的に推進するため、「こころのバリアフリーの推進」、「情報のバリアフリーの推進」、「保健・医療・福祉等の連携促進」を新たな基本施策とし、障がいをお持ちの方も、障がいをお持ちでない方も共生する住みよい地域社会の実現を目指してまいります。

また、本プランは、障がい福祉施策の方向性を示す「第3期塩竈市障がい者福祉計画」、各年度の障がいサービスの必要量を見込む「第5期障がい福祉計画」、児童福祉法の改正により今回新たに策定する障がい児サービスの必要量を見込んだ「第1期障がい児福祉計画」の3部構成で策定しました。

今後は、この新たな計画に基づき、市民の皆さまと協働で障がい者施策のより一層の推進に取り組んでまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「塩竈市障がい者福祉推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

2018（平成30）年3月

塩竈市長 佐藤 昭



目次

第1部 第3期塩竈市障がい者福祉計画

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 5 |
| 1 計画策定の主旨等 | 5 |
| (1) 計画策定の主旨 | 5 |
| (2) 障がい者施策をめぐる動向 | 6 |
| (3) 対象とする障がい者の範囲 | 9 |
| 2 計画の位置付け | 9 |
| 3 計画の期間 | 11 |
| (1) 第3期塩竈市障がい者福祉計画 | 11 |
| (2) 第5期塩竈市障がい福祉計画・第1期塩竈市障がい児福祉計画 | 11 |
| 4 広域での本市の位置付け | 11 |
| 5 計画の策定体制 | 11 |
| (1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置 | 11 |
| (2) 障がい福祉に関するアンケートの実施 | 11 |
| (3) パブリックコメントの実施 | 12 |
| 6 プランの進行管理・評価 | 12 |
| 7 計画推進のために | 12 |
| (1) 総合的な計画の推進 | 13 |
| (2) 市民参加で福祉のまちづくりを推進 | 13 |
| (3) 幅広い協力体制 | 13 |
| 第2章 障がい者の状況 | 17 |
| 1 人口の推移 | 17 |
| 2 身体障がい者の状況 | 18 |
| 3 知的障がい者の状況 | 19 |
| 4 精神障がい者の状況 | 20 |
| 5 第2期塩竈市障がい者福祉計画の成果 | 21 |
| 目標1 地域で共に生活できるまち | 21 |
| (1) 啓発と交流の推進 | 21 |
| (2) 生活環境の整備 | 23 |
| (3) 地域生活の支援 | 24 |
| 目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち | 25 |
| (1) 療育体制と教育の充実 | 25 |

| | |
|--|-----------|
| (2) 雇用と就労の支援..... | 27 |
| (3) 文化活動とスポーツ活動の推進..... | 28 |
| (4) 社会的自立の支援..... | 28 |
| 目標3 健康で安心した暮らしができるまち..... | 29 |
| (1) 保健・医療の充実..... | 29 |
| (2) 防犯・防災対策..... | 30 |
| (3) 相談体制の充実と人材の育成..... | 31 |
| 第3章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の基本的な考え方..... | 35 |
| 1 計画の基本理念と基本目標..... | 35 |
| (1) 基本理念..... | 35 |
| (2) 基本目標..... | 35 |
| 2 施策の体系..... | 36 |
| 第4章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開..... | 39 |
| 基本目標1 共に生活できるまち..... | 39 |
| 施策1 心のバリアフリーの推進..... | 39 |
| (1) 市民への啓発..... | 39 |
| (2) 福祉教育・地域交流の推進..... | 39 |
| (3) ボランティアの育成と活動支援..... | 40 |
| (4) 生涯学習の場における啓発..... | 41 |
| (5) 権利擁護体制の推進..... | 41 |
| (6) 障がい者差別解消の推進..... | 41 |
| (7) 障がい者虐待防止の推進..... | 42 |
| 施策2 情報のバリアフリーの推進..... | 43 |
| (1) 情報の提供..... | 43 |
| (2) 情報アクセシビリティの向上..... | 43 |
| 施策3 生活環境の整備..... | 44 |
| (1) 障がいのある人の住宅の整備..... | 44 |
| (2) 住みよいまちづくりの推進..... | 45 |
| (3) 移動環境の整備..... | 45 |
| 基本目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち..... | 46 |
| 施策1 療育体制と教育の充実..... | 46 |
| (1) 発達支援体制の充実..... | 46 |
| (2) 教育段階における障がい児支援体制の充実..... | 47 |
| (3) 切れ目のない総合的な支援体制の構築..... | 47 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 施策2 雇用と就労の支援..... | 48 |
| (1) 障がい者雇用率の向上..... | 49 |
| (2) 適正な職能評価と訓練機能体制の充実..... | 49 |
| (3) 施設の整備..... | 49 |
| 施策3 文化活動とスポーツ活動の推進..... | 50 |
| (1) 芸術・文化活動の推進..... | 51 |
| (2) スポーツ・レクリエーションの推進..... | 51 |
| 施策4 社会的自立の支援..... | 51 |
| (1) 移動支援の整備..... | 52 |
| (2) コミュニケーション支援の充実..... | 52 |
| 基本目標3 共に安心した暮らしができるまち..... | 54 |
| 施策1 保健・医療・福祉等の連携促進..... | 54 |
| (1) 母子保健の充実..... | 54 |
| (2) 成人保健の充実..... | 55 |
| (3) 精神保健の充実..... | 55 |
| (4) 難病施策の充実..... | 55 |
| 施策2 防犯・防災対策..... | 57 |
| (1) 地域防災体制の整備..... | 57 |
| (2) 防犯と安全対策の充実..... | 57 |
| 施策3 相談体制の充実と人材の育成..... | 58 |
| (1) 相談支援体制の強化..... | 58 |
| (2) 地域の支援体制づくり..... | 59 |
| 施策4 地域生活の支援..... | 59 |
| (1) 障がい者福祉サービスの充実..... | 60 |
| (2) 障がい児福祉サービスの充実..... | 60 |
| (3) 重症心身障がい者・障がい児への支援..... | 60 |
| (4) 地域移行・定着への支援..... | 60 |
| (5) 家族介護者への支援..... | 60 |
| (6) 経済的支援の充実..... | 61 |
| (7) 地域リハビリテーションの充実..... | 61 |
| 資 料 I | 69 |
| 1 アンケート調査結果(抜粋)..... | 69 |
| (1) 障がい福祉サービスの利用状況..... | 69 |
| (2) 公的年金について..... | 70 |
| (3) 同居家族の有無について..... | 71 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (4) 平日の昼間の居場所について..... | 72 |
| (5) 外出について..... | 73 |
| (6) 今後利用したい在宅福祉サービスについて..... | 74 |
| (7) 希望する将来の勤務形態について..... | 75 |
| (8) 外出頻度について..... | 75 |
| (9) 将来利用を希望する施設サービスについて..... | 76 |
| (10) 今後充実して欲しいサービスについて..... | 77 |
| (11) 災害時の備えについて..... | 78 |
| (12) 今後利用したい障がい者福祉施設..... | 79 |
| (13) 障がい福祉サービスの利用状況（発達障がい児等）..... | 80 |
| (14) 今後利用したい福祉サービス（発達障がい児等）..... | 81 |
| (15) 障がいに対する認知度について（一般市民）..... | 81 |
| (16) 障がいに対する理解について（一般市民）..... | 82 |

第2部 第5期塩竈市障がい福祉計画

第1章 計画策定の主旨.....87

| | |
|--|----|
| 1 第5期塩竈市障がい福祉計画策定の主旨..... | 87 |
| 2 第3期塩竈市障がい者福祉計画との関係..... | 87 |
| 3 基本理念..... | 88 |
| 4 第4期塩竈市障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）の成果..... | 89 |
| (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行等に関する成果..... | 89 |
| (2) 障がい福祉サービス等の成果..... | 90 |
| (3) 地域生活支援事業の成果（抜粋）..... | 90 |
| 5 障がい福祉サービス等の利用状況..... | 91 |
| (1) 障がい福祉サービス等の利用状況..... | 91 |
| (2) 地域生活支援事業の利用状況..... | 92 |
| (3) その他の在宅福祉サービス（塩竈市単独事業）の利用状況..... | 92 |

第2章 提供体制確保のための目標.....95

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 障がい者へのサービス等の提供体制の確保に関する目標..... | 95 |
| (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行..... | 95 |
| (2) 地域生活支援拠点施設の充実..... | 95 |
| (3) 福祉施設から一般就労への移行..... | 96 |
| (4) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所数..... | 96 |
| (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築..... | 97 |

| | |
|--|------------|
| 第3章 支援の各サービス別の見込量及び確保のための方策 | 101 |
| 1 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み | 101 |
| (1) 訪問系サービス | 101 |
| (2) 日中活動系サービス | 102 |
| (3) 居住系サービス | 105 |
| (4) 相談支援サービス (計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援) | 106 |
| 2 地域生活支援事業の必要な量の見込み | 107 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 107 |
| (2) 自発的活動支援事業 | 108 |
| (3) 相談支援事業 | 108 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業 | 108 |
| (5) コミュニケーション支援事業 | 109 |
| (6) 日常生活用具給付事業 | 109 |
| (7) 手話奉仕員養成研修事業 | 110 |
| (8) 移動支援事業 | 111 |
| (9) 地域活動支援センター | 111 |
| (10) 訪問入浴サービス | 112 |
| (11) 日中一時支援事業 | 112 |
| (12) スポーツ・レクリエーション教室開催事業 | 112 |
| (13) 声の広報発行事業 | 113 |
| 第4章 計画の推進について | 117 |
| 1 障がい者への福祉サービスの円滑な提供 | 117 |
| (1) 制度の周知 | 117 |
| (2) 障がい福祉サービス等の適正化 | 117 |
| (3) 相談支援体制の充実 | 117 |
| 2 計画の推進体制と進行管理 | 118 |
| (1) 県・関係機関との連携強化 | 118 |
| (2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置 | 118 |
| (3) 本計画における進行管理と評価 | 118 |
| 第3部 第1期塩竈市障がい児福祉計画 | |
| 第1章 計画策定の主旨 | 123 |
| 1 第1期塩竈市障がい児福祉計画策定の主旨 | 123 |
| 2 第3期塩竈市障がい者福祉計画との関係 | 123 |
| 3 基本理念 | 124 |

| | | |
|------------|--|------------|
| 4 | 障がい児通所支援等の成果 | 124 |
| 5 | 障がい児福祉サービス等の利用状況 | 125 |
| | (1) 障がい児通所支援等の利用状況 | 125 |
| 第2章 | 提供体制確保のための目標 | 129 |
| 1 | 障がい児へのサービス等の提供体制の確保に関する目標 | 129 |
| | (1) 保育所等訪問支援の充実 | 129 |
| | (2) 児童発達支援センターの設置 | 129 |
| | (3) 重症心身障がい児を支援する指定障がい児通所支援事業所の確保 | 130 |
| | (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 130 |
| 第3章 | 支援の各サービス別の見込量及び確保のための方策 | 133 |
| 1 | 障がい児通所支援等の必要な量の見込み | 133 |
| | (1) 児童発達支援 | 133 |
| | (2) 医療型児童発達支援 | 133 |
| | (3) 放課後等デイサービス | 133 |
| | (4) 保育所等訪問支援 | 133 |
| | (5) 居宅訪問型児童発達支援 | 134 |
| | (6) 障がい児相談支援 | 134 |
| 第4章 | 計画の推進について | 139 |
| 1 | 障がい児への福祉サービスの円滑な提供 | 139 |
| | (1) 制度の周知 | 139 |
| | (2) 障がい児通所支援等の適正化 | 139 |
| | (3) 障がい児相談支援の充実 | 139 |
| 2 | 計画の推進体制と進行管理 | 140 |
| | (1) 県・関係機関との連携強化 | 140 |
| | (2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置 | 140 |
| | (3) 本計画における進行管理と評価 | 140 |
| 第5章 | 障がい児への支援について | 143 |
| 1 | 地域子ども・子育て支援事業（一部抜粋） | 143 |
| | (1) 地域子育て支援拠点事業 | 143 |
| | (2) 一時預かり事業・預かり保育事業 | 143 |
| | (3) 乳児家庭全戸訪問事業 | 144 |
| | (4) 養育支援訪問事業 | 144 |
| | (5) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） | 145 |
| | (6) 延長保育事業 | 145 |

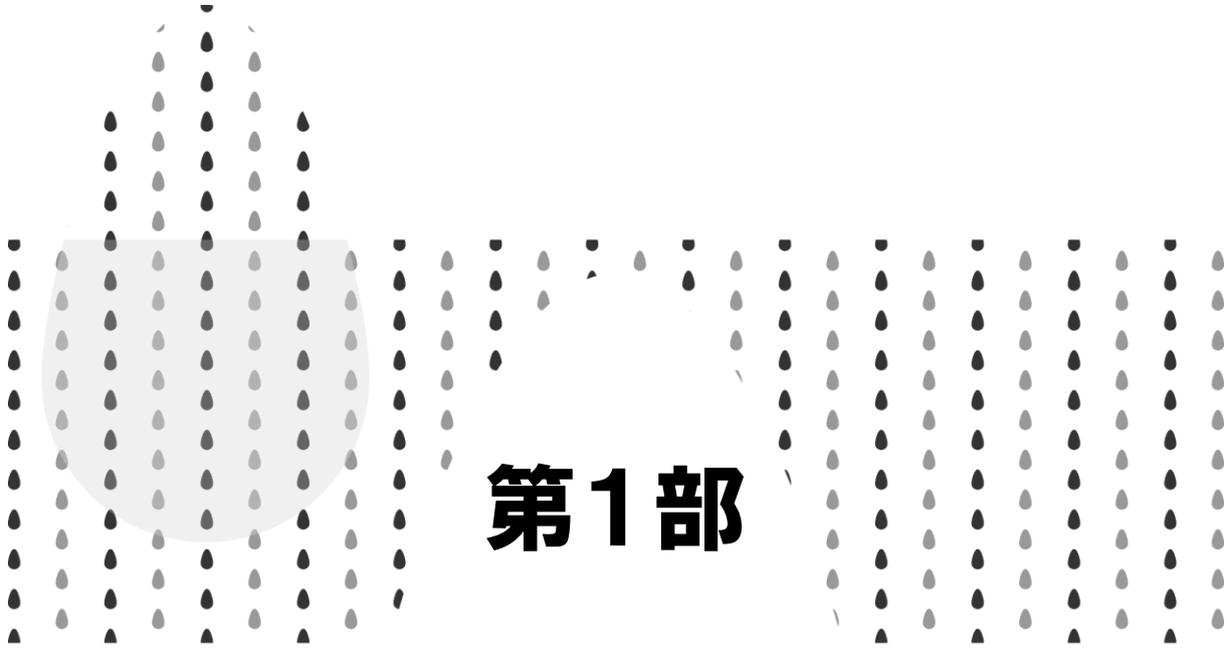
| | |
|---|------------|
| (7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 146 |
| (8) 妊婦健康診査..... | 146 |
| 2 特別支援教育の充実..... | 146 |
| (1) 障がいや発達段階に配慮した適切な指導及び支援 | 147 |
| (2) 支援員の配置による特別支援教育の推進..... | 147 |
| (3) 教育相談体制の整備 | 147 |
| 資 料Ⅱ | 151 |
| 1 第3期塩竈市障がい者プランの主な実施事業..... | 151 |
| 2 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について | 158 |
| (1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例 （平成29年条例第18号抜粋） | 158 |
| (2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会 委員名簿..... | 160 |
| (3) 塩竈市障がい者福祉推進委員会での検討経過..... | 160 |
| 3 主な障がい福祉サービス事業所..... | 161 |

「障害」の「害」の字の表記について

本プランでは、法律用語等を除き「障害」の「害」の字をひらがな表記にしています。

西暦と和暦の併記について

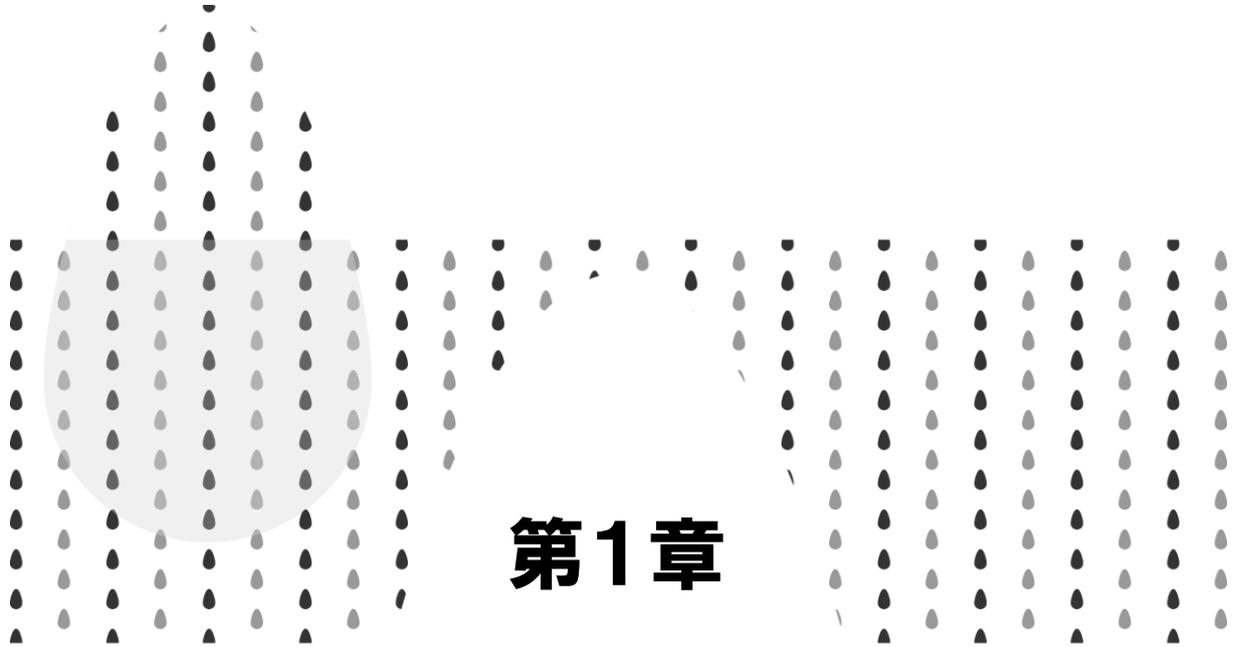
2019（平成31）年の新元号への改元を考慮し、西暦と和暦を併記しています。



第1部

第3期塩竈市障がい者 福祉計画





第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の主旨等

(1) 計画策定の主旨

本市では、2001（平成13）年「障害者基本法」に基づき、障がい者福祉施策の長期的な指針となる「塩竈市障がい者プラン（計画期間：2001（平成13）年度～2011（平成23）年度）」を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組んできました。

2012（平成24）年には、かねてから国で検討されていた「障害者自立支援法」の廃止を前提とする新法への移行等、障がい者福祉制度が大きく変化する過渡期において「塩竈市障がい者プラン」が終了することから、これまでの施策の達成状況や障がい者福祉情勢の動向等を踏まえ、「第2期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2012（平成24）年度～2017（平成29）年度）」を策定しました。

2012（平成24）年以降は、「障害者基本法」の理念に基づいた各種障がい者福祉制度の改正が実施され、「共生社会の実現」を目指した取り組みが推進されています。

このように、障がい者福祉行政が大きく変化する今般、「第2期塩竈市障がい者プラン」が終了することから、国の「障害者基本計画」、県の「みやぎ障害者プラン」における取り組み方針を基本とし、これまでの施策の達成状況や障がい福祉関係法令の改正等の動向も踏まえ、「第3期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2018（平成30）年度～2023（平成35）年度の6年間）」を策定するものです。

なお、本市における障がい者福祉に関する基本計画となる「第3期塩竈市障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第5期塩竈市障がい福祉計画」及び児童福祉法の改正により、2018（平成30）年度から策定が定められる「第1期塩竈市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「第3期塩竈市障がい者プラン」と位置付けます。

■ 第3期塩竈市障がい者プラン計画期間

| 年 度 | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) | 2021年度 (H33年度) | 2022年度 (H34年度) | 2023年度 (H35年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 障がい者福祉計画 | 第3期 障がい者福祉計画 | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第5期 障がい福祉計画 | | | 第6期 障がい福祉計画 | | |
| 障がい児福祉計画 | 第1期 障がい児福祉計画 | | | 第2期 障がい児福祉計画 | | |

※ノーマライゼーションとは、障がいのある人が、社会の中で一般市民と同じように普通（ノーマル）の生活や権利等が保障され活動することが、社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。

(2) 障がい者施策をめぐる動向

① 障害者の権利に関する条約の批准

わが国では、2007（平成19）年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備を進めた後、2014（平成26年）1月に同条約を批准しました。

② 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における、障がい者の権利の保護に関する国際的な動向等を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、2011（平成23）年に障害者基本法の一部が改正され、障がい者への差別禁止の観点から社会的障壁の除去等の基本原則を定めることや、障がい者の定義、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を見直しています。

③ 児童福祉法の改正

障がい児を対象とした支援については、通所や入所支援は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき実施されてきましたが、2012（平成24）年4月に「児童福祉法」に一本化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、2016（平成28）年の同法改正により、2018（平成30）年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、「障がい児福祉計画」が策定されます。

④ 障害者虐待防止法の施行

家庭や施設等での障がい者に対する虐待を防止するために、2012（平成24）年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防・早期発見など虐待防止等に関する国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護や自立支援のための措置が定められました。

⑤ 障害者総合支援法の施行と改正

障害者自立支援法は、従来の障がい者支援のあり方を措置制度から支援費制度へ移行すること等を目的に、2006（平成18）年に施行されました。

施行後は法の円滑な運営のために、利用者負担の軽減等の措置を講ずるなど様々な対策が行われてきました。

これを受け、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正施行され、障がいの範囲に難病患者が加えられた他に、障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大等が定められました。

⑥ 障害者優先調達推進法の施行

2013（平成25）年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達推進が図られることとなりました。

⑦ 障害者差別解消法の施行

障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指すために、2013（平成25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年に施行されました。

この法律は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を提供することを行政機関等や事業者に対し定めたものです。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

2013（平成25）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、2016（平成28）年に施行されました。この法律では、雇用分野における障がいを理由とした差別的な扱いを禁止することや、事業主に障がい者が職場で働くにあたっての配慮の提供等を義務付けました。また、2018（平成30）年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになりました。

⑨ 成年後見制度促進法の施行

2016（平成28）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見人制度」という。）が制定され、同年5月に施行されました。この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにしたうえで、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保や関係機関における体制の充実強化等が定められました。

■ 障がい者施策をめぐる動向

| 年 | 国・県の動き | 市の動き |
|-------------|---|--|
| 2006（平成18）年 | （国）障害者自立支援法施行 | 障がい者プラン策定（見直し） （第1期障がい福祉計画を含む） |
| 2007（平成19）年 | （国）学校教育法等の一部を改正する法律の施行 （国）障害者権利条約に署名 | 塩竈市地域自立支援協議会設立 |
| 2008（平成20）年 | | 塩竈市地域活動支援センター 「藻塩の里」委託により開所 塩竈市障害児通園事業施設 「ひまわり園」指定管理者制度に移行 |
| 2009（平成21）年 | （国）障がい者制度改革推進本部設置 | 第2期障がい福祉計画策定 |
| 2011（平成23）年 | （県）みやぎ障害者プランの策定（見直し） （国）改正障害者基本法の一部施行 （2012（平成24）年5月に完全施行） | |
| 2012（平成24）年 | （国）改正児童福祉法の施行 （国）障害者虐待防止法（※1）施行 | 第2期障がい者プラン策定 （第3期障がい福祉計画を含む） |
| 2013（平成25）年 | （国）障害者総合支援法の施行 （国）障害者優先調達推進法の施行 | 宮城東部地域自立支援協議会へ参画 |
| 2014（平成26）年 | （国）障害者権利条約への批准 | |
| 2015（平成27）年 | | 第4期障がい福祉計画策定 |
| 2016（平成28）年 | （国）成年後見制度の施行 （国）障害者差別解消法（※2）の施行 （国）改正障害者雇用促進法の一部施行 （2018（平成30）年4月に完全施行） （国）改正児童福祉法の一部施行 （2018（平成30）年4月に完全施行） （国）改正発達障害者支援法の施行 | 塩竈市障がい者差別解消推進地域協議会設置 |
| 2017（平成29）年 | | 塩竈市障がい者福祉推進委員会設置 |
| 2018（平成30）年 | （国）改正障害者総合支援法の施行 （県）宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し （計画期間：2018（平成30）年度～2023（平成35）年度） | 第3期障がい者プラン策定 （第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を含む） 第3期塩竈市通園事業施設（塩竈市ひまわり園）指定管理者制度実施 |

※1 障害者虐待防止法：正式な法律名は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（2012（平成24）年10月1日施行）

※2 障害者差別解消法：正式な法律名は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2016（平成28）年4月1日施行）

(3) 対象とする障がい者の範囲

本プランで対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法の規定に基づき、「身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能に障がいがある者」、または障害者総合支援法の規定に基づき、「難病のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受ける人」や、児童福祉法（2012（平成24）年4月1日施行）に基づき、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）」を含むものとします。

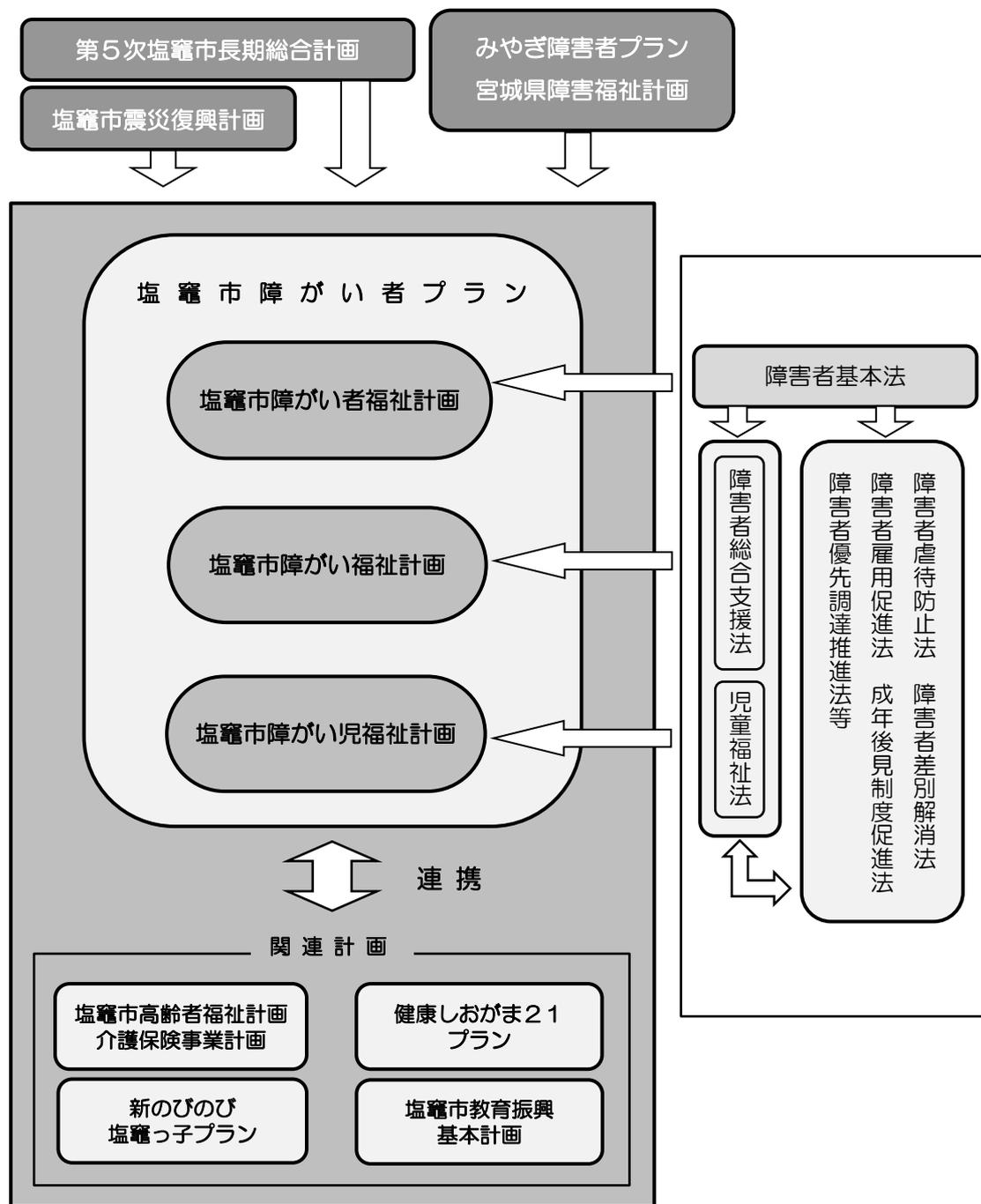
2 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条に基づく法定計画「障がい者福祉計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく法定計画「障がい福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に基づく法定計画「障がい児福祉計画」の3つの計画を「塩竈市障がい者プラン」として一体的に策定したものです。

第3期塩竈市障がい者福祉計画は、障がい者施策全般の基本的な指針を定め、第5期塩竈市障がい福祉計画及び第1期塩竈市障がい児福祉計画については、「障がい者福祉計画」における生活支援施策についての実施計画として数値目標を掲げているとともに、市政運営の基本的な指針である「第5次塩竈市長期総合計画（計画期間は、2010（平成22）年度から2020（平成32）年度の10年間）」に掲げた障がい福祉施策を総合的に推進するための計画です。

また、「塩竈市震災復興計画」のほか、「塩竈市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康しおがま21プラン」「新のびのび塩竈っ子プラン」「塩竈市教育振興基本計画」の関連計画と相互に連携しながら、総合的に障がい者福祉を推進する計画です。

■ 計画の位置付け



3 計画の期間

(1) 第3期塩竈市障がい者福祉計画

第3期塩竈市障がい者福祉計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間とします。

(2) 第5期塩竈市障がい福祉計画・第1期塩竈市障がい児福祉計画

第5期塩竈市障がい福祉計画・第1期塩竈市障がい児福祉計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

なお、国の障がい者制度改革の動向も含め、社会状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 広域での本市の位置付け

障がい福祉施策を推進するにあたり、県では、圏域単位（本市は、近隣2市3町とともに、仙台地域障がい保健福祉圏域の東部ブロックに属しています。）に、3年間の障がい福祉サービスと障がい児福祉サービス等の見直し及びサービス基盤整備の計画（障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく県の障がい福祉計画・障がい児福祉計画）を策定します。計画の推進に向け、広域的な協力・連携を強化しながら、障がい福祉の向上を図ります。

5 計画の策定体制

(1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

本プランの策定にあたっては、行政内部における保健、医療、教育等の関係部局と連携し、第2期プランの実績分析及び総括を行うとともに、塩竈市障がい者福祉推進委員会（地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者から構成）を設置し、本委員会の意見を反映して策定しました。

(2) 障がい福祉に関するアンケートの実施

本プランの策定にあたり、障がいのある人自身や保護者等の生活の状況と福祉に対する考え方等を把握するため、2017（平成29）年7月から同年8月に、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査は塩竈市に在住する、身体、知的、精神の障害者手帳所持者等のうち、対象者を任意に抽出し、障がいの内容や家庭環境、就労、社会参加、サービスの利用、福祉施策への意見や意向等について伺っています。

■ アンケート調査実施状況

(単位:人)

| 障がい種別 | 調査対象者数(※) | 対象者抽出割合 | 調査数 | 回答数 | 回答率 |
|-------------|-----------|---------|-------|-----|-------|
| 身体障がい | 2,318 | 34.5% | 800 | 401 | 50.1% |
| 知的障がい | 411 | 100.0% | 411 | 209 | 50.9% |
| 精神障がい | 313 | 100.0% | 313 | 151 | 48.2% |
| 難病患者等 | 3 | 100.0% | 3 | 2 | 66.7% |
| 発達障がいのある児童等 | 26 | 100.0% | 26 | 12 | 46.2% |
| 一般市民 | - | 0.5% | 270 | 100 | 37.0% |
| 合計 | 3,071 | - | 1,823 | 875 | 48.0% |

※ 調査対象者数は、2017(平成29)年3月末日現在

(3) パブリックコメントの実施

本プランの策定にあたり、市民の意見を広く聴取するため、市ホームページや市内各施設において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

6 プランの進行管理・評価

本プランの進行管理と評価については、年度ごとに、「塩竈市障がい者福祉推進委員会」に実施状況を報告し、意見を聴取するなど、適切な進行管理を行い、計画の推進に努めます。

7 計画推進のために

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でともに生きる共生社会の実現を図るためには、行政と市民、福祉団体、福祉サービス事業者、企業等すべての市民と団体が理解を深め、相互に連携して、地域全体で取り組む必要があります。

障がいのある人自身も、意欲的な社会活動や自立していく意識を一層高めることが求められます。

これらを踏まえ、本市は3つの視点から障がい者プランを推進していきます。

(1) 総合的な計画の推進

本プランの推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等、行政の各分野が機能し、連携することによって効果があらわれることから、総合的な福祉施策として庁内各課の連携を密にしながら、横断的な取り組みにより推進していきます。

(2) 市民参加で福祉のまちづくりを推進

市民の一人ひとりが、障がいのある人への理解を深めながら、身近なことから行動し、市民全体で福祉のまちづくりを推進していくことができる場の創出と、的確な情報提供を図ることができるように取り組んでいきます。

特にボランティアの養成と、その基盤となる活動の場の提供を図ります。

また、障がいのある人自身も、自らができることについては主体性をもって行動していくとともに、地域社会の一員として共生していくことができる環境づくりを市民と行政が協働して進めていきます。

(3) 幅広い協力体制

民間における福祉活動としては、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉・医療の関係機関の他、企業、NPO団体等が地域社会の一員として福祉活動へ積極的に取り組んでいきます。

また、国・県の行政機関との連携を深め、それぞれの役割を担いながら協働して地域福祉のネットワーク体制の整備を進めていきます。



第2章

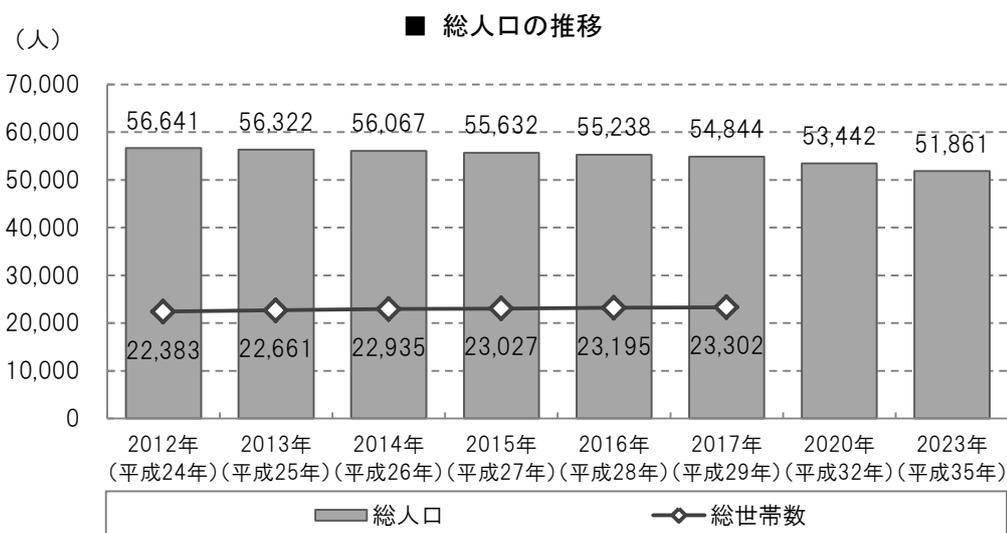
障がい者の状況

第2章 障がい者の状況

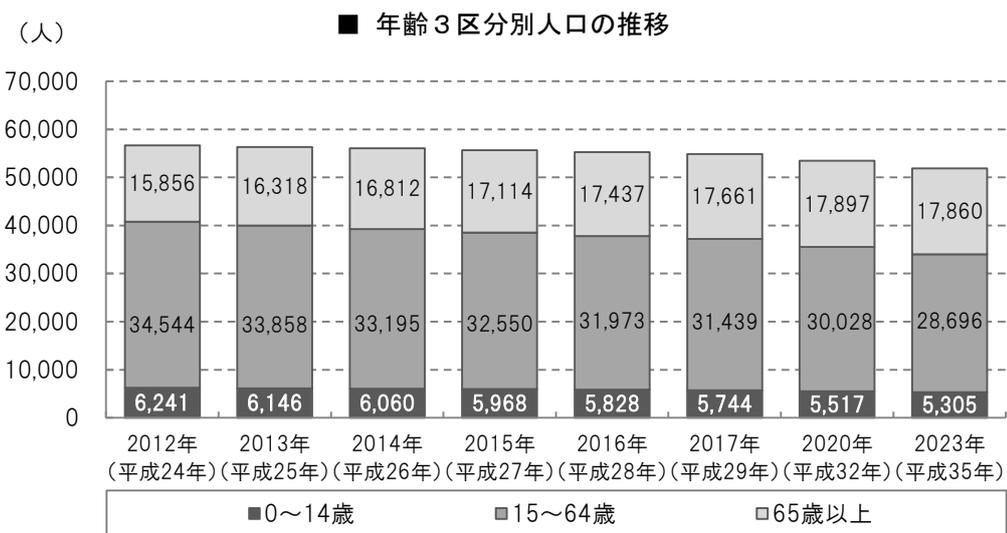
1 人口の推移

本市の総人口は年々減少する一方で総世帯数は年々増加する傾向にあり、一世帯あたりの家族数が減少する核家族化の傾向がうかがえます。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化が進行しています。



住民基本台帳(平成29年9月末日現在)



住民基本台帳(平成29年9月末日現在)

2 身体障がい者の状況

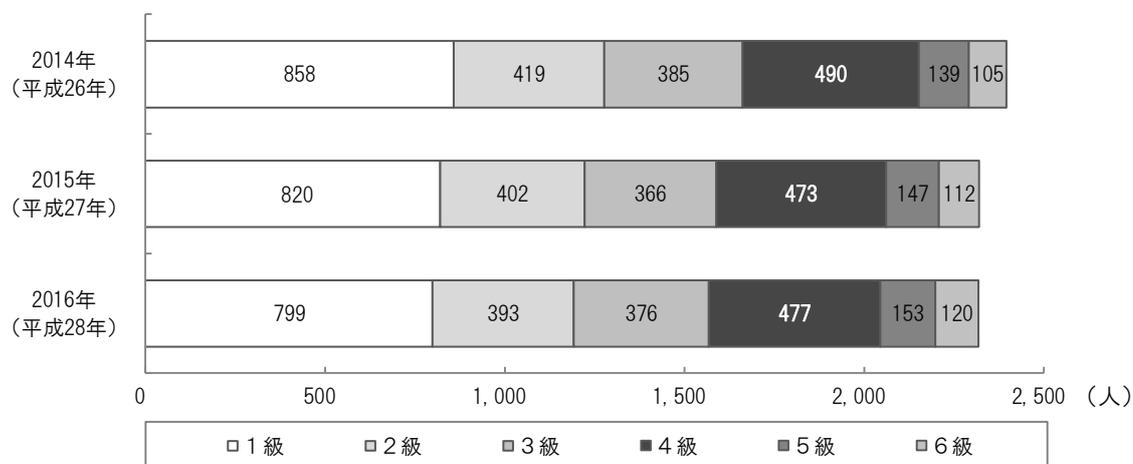
本市における身体障害者手帳の所持者数は、2016（平成28）年度末現在2,318人となっています。総数は減少傾向にありますが、等級別にみると5級、6級は増加傾向にあります。なお、重度（1、2級）の割合は全体の51.4%となっています。

■ 障がい区分別身体障害者手帳所持者数（2016（平成28）年度末）

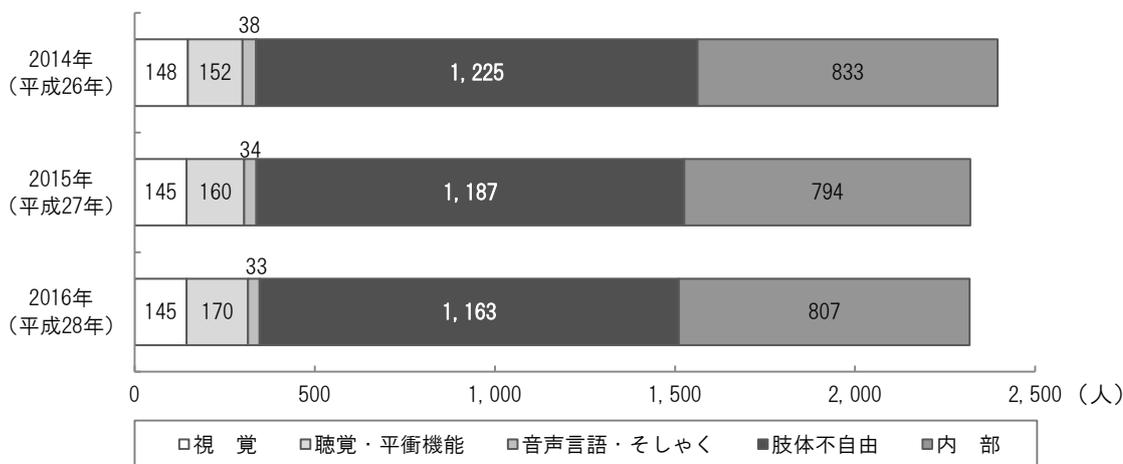
（単位：人）

| 障がい内容 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 視覚障がい | 51 | 52 | 9 | 11 | 17 | 5 | 145 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 3 | 43 | 22 | 44 | 1 | 57 | 170 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 2 | 4 | 15 | 12 | 0 | 0 | 33 |
| 肢体不自由 | 234 | 285 | 175 | 276 | 135 | 58 | 1,163 |
| 内部機能障がい （心臓・腎臓・呼吸器等） | 509 | 9 | 155 | 134 | 0 | 0 | 807 |
| 合計 | 799 | 393 | 376 | 477 | 153 | 120 | 2,318 |

■ 年度・等級別身体障害者手帳所持者数



■ 年度・障がい区分別身体障害者手帳所持者数



3 知的障がい者の状況

本市における療育手帳所持者数は2016(平成28)年度末現在437人となっています。総数は増加傾向にあり、等級別にみると療育手帳Bが年々増加しています。また、年齢別に見ると18歳以上が増加しています。なお、療育手帳Aの割合は全体の36.6%となっています。

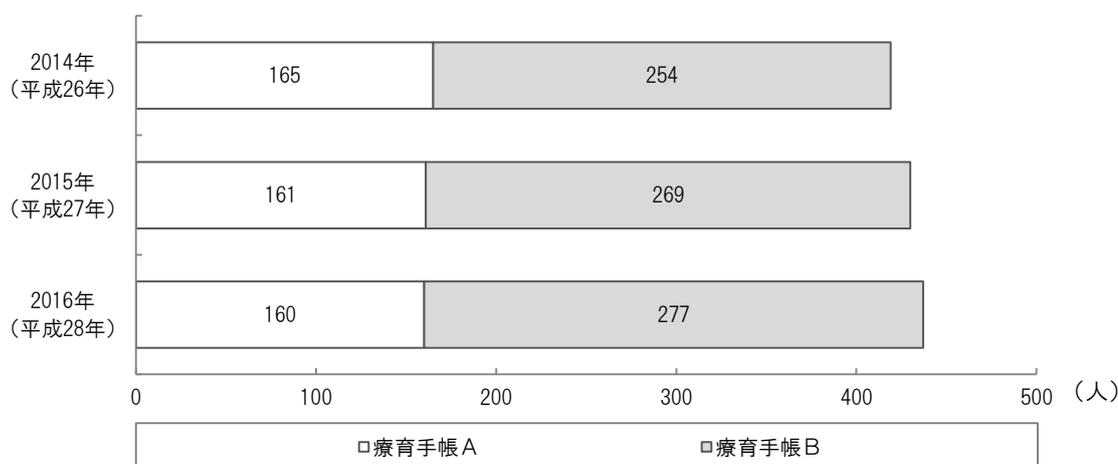
■ 等級・年齢別療育手帳所持者数 (2016 (平成28) 年度末)

(単位:人)

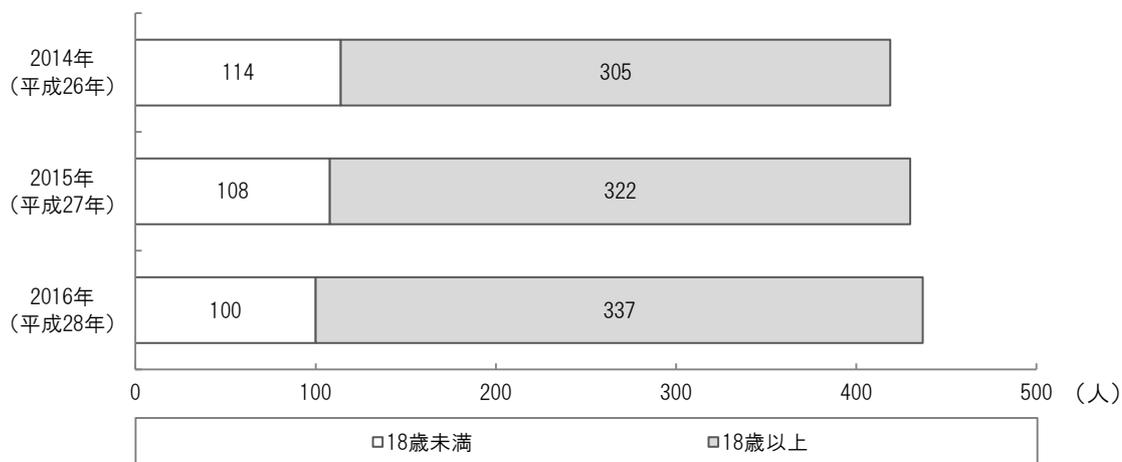
| 等級別 | | 年齢別 | | 合計 |
|---------|---------|-------|-------|-----|
| 療育手帳A | 療育手帳B | 18歳未満 | 18歳以上 | |
| 160(22) | 277(78) | 100 | 337 | 437 |

※()は児童数。

■ 年度・等級別療育手帳所持者数



■ 年度・年齢別療育手帳所持者数



4 精神障がい者の状況

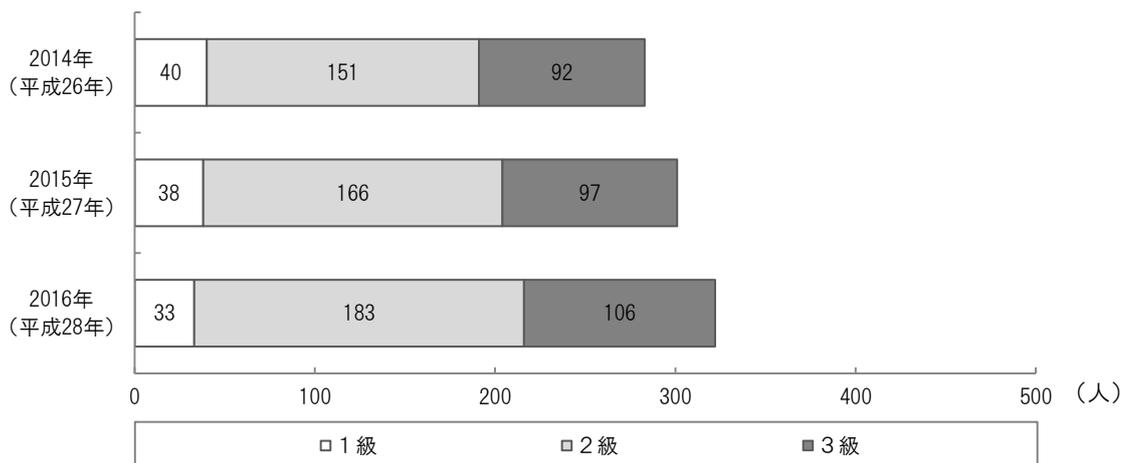
本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は2016（平成28）年度末現在322人となっています。総数は増加傾向にあり、等級別にみると2級、3級が増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（2016（平成28）年度末）

（単位：人）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|----|----|-----|-----|-----|
| 人数 | 33 | 183 | 106 | 322 |

■ 年度・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



5 第2期塩竈市障がい者福祉計画の成果

目標1 地域で共に生活できるまち

(1) 啓発と交流の推進

① 市民への啓発

○障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、「広報しおがま」へ障がい福祉の制度、サービスやイベント等に関する記事を毎月掲載しました。また、障がい者週間に合わせた広報も掲載しました。 【政策課、生活福祉課】

○障がい福祉への理解が深まっていますが、今後は広報や市ホームページでの情報提供の他に、障がい者福祉に関する普及・啓発手段を検討していきます。

【生活福祉課】

② 障がいのある人による交流・啓発

○福祉施設を地域に開放するとともに、障がいのある人の地域行事への積極的な参加により、障がいがある人の社会参加の促進が図られました。 【生活福祉課】

○障がいのある人の家族会が自ら実施する「あすなるバザー」等のイベント開催により、障がいがある人と一般市民との交流が図られました。 【生活福祉課】

○本市と宮城県聴覚障害者情報センター及び宮城県視覚障害者情報センターが連携協力し、「出前講座」等を活用しながら「視覚障がい者情報交流会」や「みみサポサロン」をそれぞれ年に2回開催し、障がいのある人への情報交換や情報提供を行うとともに、気軽に集え交流ができる環境づくりに努めました。

【生活福祉課、生涯学習課等】

③ 学校教育における啓発

○社会福祉への関心や理解を深めるとともに、他人を思いやり、温かい人間関係を大切にする「福祉の心」を育てるため、各中学校区で学期に1回程度、特別支援学級交流会を実施しました。 【学校教育課・県立利府支援学校】

○児童生徒の社会福祉への理解や福祉ボランティア活動への参加意欲を育てるため、「総合的な学習の時間」におけるテーマ学習として、キャップハンディ実習や特別養護老人ホームでの交流体験等により、福祉ボランティア活動の推進に努めました。また、共同募金等の募金運動、地域の福祉施設との交流体験により、児童生徒の「福祉の心」を育みました。 【学校教育課】

④ 生涯学習の場における啓発

○障がいへの理解が深まるよう、「点字絵本、手でさわる絵本の展示」等、生涯学習の場でノーマライゼーションの理念を広める機会を提供しました。今後も、あらゆる生涯学習の場における啓発の機会提供に努めます。 【生涯学習課】

○生涯学習の場に、障がいのある人も参加しやすい環境づくりを図るため、エレベーター、スロープ、点字ブロック、車椅子用トイレ、車椅子の設置等のバリアフリー化施設を一体的に整備しました。さらに利用しやすい施設となるよう、今後も整備を継続していきます。 【生涯学習課】

⑤ 情報提供の充実

○障がいのある子どもの保護者を対象に、ひまわり園による学習機会の提供、またはパンフレットや「ひまわり相談室」により福祉サービスの情報提供を行ったことにより、障がい児療育についての理解を深めることができました。

【生活福祉課、ひまわり園】

○2017（平成29）年度に市のホームページを弱視や色弱の人でも見やすく、音声ソフトにも対応できるよう改修しました。また、声の広報ボランティア「みなと虹の会」の協力により、視覚障がいのある人に配慮した「声の広報」を毎月配布し、市政情報を提供しました。

【政策課、みなと虹の会】

○市のホームページ等で身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別に関わらず、障がいのある人が日常生活を送るうえで必要な生活全般に渡る福祉サービスの情報提供を行い、利便性の向上が図られました。

【政策課、生活福祉課】

⑥ ボランティアの育成と活動支援

○宮城県聴覚障害者福祉会や宮城県社会福祉協議会等と連携し、手話奉仕員のボランティア養成やボランティアコーディネーターの確保と育成に努めました。

【生活福祉課、塩釜市社会福祉協議会】

○ボランティア講座の開催や福祉体験学習により、地域で生活する障がいのある人の人権や社会活動への支援等、障がいに対する正しい理解やボランティアの育成に努めました。

【塩釜市社会福祉協議会】

○ボランティア連絡協議会による研修や情報交換により、会員相互の親睦を深めるなど、ボランティアネットワークの構築に取り組んできました。

【塩釜市社会福祉協議会】

⑦ 障がい者を支える家族等の支援

○精神障がい者家族会が取り組む「おしゃべりサロン」等の活動を支援するとともに、障がいのある人を支える家族の不安や悩みの軽減に努めました。

【生活福祉課、健康推進課】

(2) 生活環境の整備

① 障がいのある人の住宅の整備

○災害公営住宅や市営住宅の整備にあたり、段差の解消や手すりの設置、敷地内のバリアフリー化に努めました。 【震災復興推進局、定住促進課】

○障がいのある人の住宅改修に必要な助成を行うとともに、住宅改修事業所等の協力のもと、専門的な意見を取り入れながら障がいの特性に配慮した住宅改修を行ってきました。 【生活福祉課】

② 住みよいまちづくりの推進

○バリアフリー化の促進を図るため、民間施設の建築確認申請時における助言や指導を実施するとともに、階段への手すりやスロープの設置を促しました。

【定住促進課】

○民間事業者に対し、バリアフリー法等に関するパンフレットの配布等を行い、建築物に係るバリアフリー化の啓蒙活動に努めました。 【定住促進課】

③ 移動環境の整備

○一般道路の段差解消や歩道の拡張、点字ブロック等の整備に努めましたが、一部道路が狭く、歩道スペースの確保が困難な箇所もありました。 【土木課】

○歩行者（視覚障がいのある人）の安全な通行を確保するため、放置自転車等の撤去や歩行の妨げとなる不法占用物等の除去により、通路等の放置自転車が減少しています。 【土木課】

○市内循環バスの、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの運行については、災害公営住宅等を巡回する新たな運行ルートを設定するなど、障がいのある人も含めた利用者ニーズに対応しました。 【政策課】

(3) 地域生活の支援

① 経済的支援の充実

○身体障害者手帳交付時にパンフレット等を使用し、制度についての説明や各担当部局へ案内するなど、障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の支給や心身障害者扶養共済制度、各種運賃、料金の割引制度の活用等の周知を行ってきました。また、心身障がい者の医療費助成、障がいの軽減や身体機能を回復するための治療費を支援する更生医療や育成医療の給付、酸素濃縮器使用に要する費用の一部助成を行ってきました。【生活福祉課】

② 生活の場の整備

○知的障がいや精神障がいのある人が地域で自立生活を送るため、サービス事業所を主体としたグループホーム等の整備を推進してきましたが、今後も引き続き整備に向けた支援を行っていきます。【生活福祉課】

○2市3町が共同で設置する「宮城東部地域自立支援協議会」において、広域的な課題であった障がいのある人への緊急時の受入体制確保やコーディネーターの配置等による地域の支援体制づくり等を担う地域生活支援拠点センターを2017（平成29）年度に設置しました。【生活福祉課、宮城東部地域自立支援協議会】

○障がいのある人に配慮した市営住宅の入居基準の緩和や、抽選時の優遇措置を実施しました。【定住促進課】

③ 介護支援と家族介護者への支援

○身体障がいのある人や知的障がいのある人に加え、精神障がいのある人、難病患者等を対象としたホームヘルプやショートステイサービス、日常生活用具の給付等を実施し、障がいのある人や家族等への介護支援を行ってきました。【生活福祉課】

○在宅において入浴が困難な肢体不自由のある人に、訪問入浴サービス事業を実施しました。【生活福祉課】

○介護家族の負担を軽減するため、社会福祉法人等による施設整備を支援するとともに、短期入所、居宅介護、施設入所、生活介護、移動支援、日中一時支援、訪問入浴等の様々なサービスが活用できるよう、適切なサービス支給を実施しました。

【生活福祉課】

④ 地域リハビリテーションの充実

○身体障がい、難病等のある人に対し、通所や訪問により身体機能訓練に関する相談や技術支援を行いました。また、知的障がいのある人への通所や在宅訪問等による巡回相談により職能的判定を行い、療育、福祉サービスの受給及び雇用に関する支援を行いました。 【生活福祉課、宮城県リハビリテーション支援センター】

⑤ 地域の支援体制づくり

○民生委員・児童委員による障がいのある人への相談をはじめ、見守りや福祉サービスの利用のための支援を行ってきました。 【生活福祉課】

○緊急通報システムを利用する在宅でひとり暮らしの障がいのある高齢者を支援する協力員により、日常生活における見守りを行ってきました。 【生活福祉課】

目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

(1) 療育体制と教育の充実

① 発達支援体制の整備

- 1歳6か月児健康診査の事後指導として、発達が気になる幼児に対し、「こざる会」（幼児健全発達支援相談事業）を月1回開催し、育児不安の軽減と母子の健全育成に努めました。 【健康推進課】
- 乳幼児期から就労までの一貫した総合支援を実施するため、子どもの発達支援に必要な専門機関及び医療機関と連携し、乳幼児発達支援事業や公立保育所5か所を対象とした臨床発達心理士による保育所巡回指導（年3回実施）を行い、適切な育児支援に努めました。 【健康推進課、子育て支援課】
- 幼稚園・保育所及び療育施設への円滑な移行支援や、公私立10か所の認可保育所における障がいのある子ども及び、配慮が必要な子どもの受け入れを行っています。 【子育て支援課】
- 発達障がいに関する悩みや疑問を解消するため、各種発達相談や発達支援研修会を開催し、親・支援者の悩みの解消と知識の提供に努めました。 【生活福祉課、健康推進課】
- 障がいのある子どもの相談・評価・療育については、保育所等訪問や個別支援会議等を通じて関係機関と連携し、一貫した総合的な支援を行っています。 【生活福祉課、健康推進課、子育て支援課、学校教育課、ひまわり園等】

- 「こざる会」（幼児健全発達支援相談事業）や児童発達支援事業を実施し、障がいのある未就学児に対する日常生活上の基本的な生活指導、知識技能の付与、個別または小集団での集団生活への適応訓練等、障がいのある子どもへの適切な療育支援体制の充実が図られました。 【生活福祉課、健康推進課】
- 放課後等デイサービス事業においては、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上訓練や社会との交流を促進するなど、障がいのある児童への必要な支援を行いました。 【生活福祉課】
- 発達障がいへの理解を深めるため、市の広報誌へ療育に関する記事の掲載や発達支援研修会を開催し、普及啓発に努めました。 【生活福祉課、健康推進課】

② 教育段階における障がい児の支援体制の整備

- 障がいのある子どもの入学や進学時に教育委員会や学校と早期に連携を図るため、教育委員会、福祉事務所、保健センターが次年度就学予定の児童についての情報交換を年3回実施するなど、円滑な受入れ体制を構築するとともに、保護者の特別支援教育への理解を深めるための情報提供を行いました。 【生活福祉課、健康推進課、学校教育課】
- 児童生徒の特別支援学級への受入れ時には、児童一人ひとりの特性に応じた教育支援計画を作成し、指導を行ってきました。 【学校教育課】
- 教職員の資質や指導力の向上を図るため、障がいのある子どもの心理や理解を深める研修会への参加や、各小中学校での事例研究を実施し、特別支援教育に関する実践的な教育活動に取り組んできました。 【学校教育課】
- 特別支援学校に通学する児童生徒は、地域の児童生徒との交流機会が少なくなりがちなため、各中学校区での特別支援学級交流会の実施や県立利府支援学校が取り組む居住地校学習推進事業により、地域における児童生徒の相互交流や保護者への理解を深めることができました。 【学校教育課・県立利府支援学校】
- 障がいのある子どもを支援する保育ボランティアサークル「そるとと」が企画する子どもの遊びや、生活経験を広げる活動への支援を行ってきました。 【子育て支援課】
- 特別支援学校卒業後においても就労及び地域生活が円滑にできるように、卒業生に対する計画的なアフターケアの充実に努めてきました。 【県立利府支援学校】
- 学校施設のバリアフリー化に対応した施設の改修には、多額の事業費が必要となるため、今後も計画的な改修を進めていきます。 【教育総務課】

(2) 雇用と就労の支援

① 総合的な支援体制の充実

○障がいのある人への職場適応や定着を図るため、知的障がいのある人や精神障がいのある人を対象とした就業体験支援事業を実施し、障がいのある人自身、家族及び就労支援系サービス事業所等と職場実習を受入れる企業との間で、相互理解を深めてきました。 【公共職業安定所、障害者就業生活支援センターわ〜く】

○就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の新規参入により、障がいのある人への就労移行支援事業の認知度が高まってきたことから、障害者就労支援事業所連携会議を開催し、サービス事業所や関係機関相互の意見交換及び情報交換ネットワークの充実に取り組んできました。 【公共職業安定所、障がい福祉サービス事業所】

○事業主からの雇用管理に関する相談依頼に対し、地域の専門機関、専門家等と連携したジョブコーチ支援事業の活用を図ってきましたが、さらなる周知に努めます。 【障害者職業センター】

○施設に通所する障がいのある人への就労促進が図られるよう、公共職業安定所、障害者職業センター等の各関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行ったことにより、就労支援系サービス事業所に通所する障がいのある人を就労に繋ぐことができました。

【公共職業安定所、障害者就業センター、障害者就業支援センター等】

○塩竈市、公共職業安定所及び県立塩釜高等学校が共同で、障がいのある人の雇用拡大に向けた企業訪問活動に取り組んできました。

【生活福祉課、商工港湾課、公共職業安定所、県立塩釜高等学校】

○サービス事業所の製品を販売できるよう、市所有施設（壺番館）のスペースを提供し、障がいのある人への就業支援を行ってきました。 【生活福祉課】

② 適正な職能評価と訓練機能体制の充実

○宮城障害者職業センターのパンフレットやポスターにより、職業訓練等の情報提供を行っている他、パソコン、点字プリンター等の情報通信機器に関する講習等も行ってきました。 【宮城障害者職業センター、宮城県視覚障害者情報センター】

③ 施設の整備

○本市と生活介護事業所「あすなろ」が連携し、重度の障がいのある人への適切な通所施設事業を実施してきました。 【生活福祉課】

○社会参加の促進を図るため、地域活動支援センター（藻塩の里）へ運営を委託し、創作的活動の機会の提供や生活の質の向上のための支援を行ってきました。

【生活福祉課】

(3) 文化活動とスポーツ活動の推進

① 芸術・文化活動の推進

○障がいのある人によるコンサートや作品展示会の開催等、様々な機会の提供に努め、また、「エスプアートギャラリー」等において、作品展を開催してきました。今後も、多くの市民が参加する各種講座に、障がいのある人が参加できるよう環境の整備を図っていきます。 【生涯学習課】

② スポーツ・レクリエーションの推進

○障がいのある人もともに楽しむことができる「塩竈市民スポーツフェスティバル」をはじめ、塩釜ガス体育館において定期的に生涯スポーツ教室と、月2回「障がい者のためのスポーツ教室」を実施しています。 【生涯学習課】

(4) 社会的自立の支援

① 移動支援の整備

○障がいのある人への外出を支援するために、福祉タクシー利用助成事業、自動車燃料費助成事業を実施し、さらに、普通自動車運転免許証取得費用や自動車改造に要する費用の一部助成を行ってきました。 【生活福祉課】

○行動に著しい困難を有する知的・精神に障がいのある人への行動援護や、専門のヘルパーによる、視覚障がいのある人への移動援護が提供されたことにより、障がいのある人の社会参加の促進に努めました。 【生活福祉課】

② コミュニケーション支援の充実

○聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援として、週2回実施する手話通訳設置事業や障がいのある人が必要に応じ利用する手話奉仕員派遣事業を推進し、また、視覚障がいのある人においては、声の広報ボランティア「みなと虹の会」の協力により、「声の広報」を定期的に発行してきました。今後も、広報等での周知を図り利用促進に努めます。 【政策課、みなと虹の会】

目標3 健康で安心した暮らしができるまち

(1) 保健・医療の充実

① 母子保健の充実

○母子保健の充実のため、母子健康手帳の早期交付を実施しました。すべての妊婦への面接相談や出産後の産婦及び新生児に対する乳児全戸訪問指導を実施しました。

【健康推進課】

○個別及び集団での乳幼児健康診査の充実を図り、疾病の早期発見、早期治療及び発達障がいのある子どもや発達の気になる子どもへの療育支援、不慮の事故を防ぐ啓発活動を行いました。

また、育児不安の軽減や虐待予防を図るため、コーチング講座の開催等により、親子の自己肯定感向上と適切な愛着形成への支援を行いました。

【健康推進課】

○震災によるこころやからだへの様々な影響には、心理療法士による電話、面接相談による適切な支援を行ってきました。

【健康推進課】

② 成人保健の充実

○各種健（検）診の受診率向上のために、追加健診やクーポン券の配布等を取り入れました。また、障がいの一因となる、高血圧症や糖尿病等の生活習慣病に対する予防意識を高めるため、講演会や健康教室の開催及び生活習慣改善のための個別指導を行ってきました。

【健康推進課】

○今後も、健康推進員等地域の健康づくりリーダーや町内会、各種団体と連携し、地域での健康づくり活動の活性化を図っていきます。

【健康推進課】

③ 精神保健の充実

○精神保健の啓発普及のための「こころの健康づくりサポーター講座」や「こころの体温計」を実施するとともに、「こころの相談」による相談体制の充実、うつ病や自殺予防に向けたメンタルヘルスに関する啓発に努めました。

【健康推進課】

○自立支援医療（精神通院医療）による医療費支援または精神障がい者家族会特別支援事業による活動支援や精神障がい者支援事業による個別面接等により、個々のケースに応じた保健指導を行い、病状の安定や再発防止等に努めました。

【生活福祉課、健康推進課】

④ 難病施策の充実

○県の難病相談支援センターと連携し、難病患者や家族からの療養、生活上の問題や悩みに関する事案への対応や、専門職による助言や指導により適切な相談支援を行ってきました。【生活福祉課、塩釜保健所】

○在宅重症難病患者及びその家族の療養生活を支援するため、酸素濃縮器に要する費用の一部助成や障がい福祉給付サービスの提供を行いました。【生活福祉課】

○今後、宮城県神経難病医療連携センター及び難病医療協力病院との情報交換を密にし、緊急入院の受け入れや主治医及び保健所との神経難病医療ネットワークの構築に努めます。【生活福祉課、塩釜保健所、宮城県神経難病医療連携センター等】

⑤ 障がい予防体制の充実

○労働災害や交通事故等による中途障がいを防止するため、春と秋に実施する全国交通安全運動期間における啓蒙活動や通年で交通安全の呼びかけに努めてきました。【市民安全課】

(2) 防犯・防災対策

① 地域防災体制の整備

○地域防災体制の整備に向けて、2014（平成26）年3月に「塩竈市地域防災計画」を策定し、障がいのある人への防災支援を位置付けましたが、今後は、赤十字奉仕団や自主防災組織、民生委員及び町内会等への協力や働きかけを進めていきます。【市民安全課、生活福祉課】

○東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の災害発生に備え社会福祉法人2か所と福祉避難所に係る基本協定を締結し、障がいのある人の避難所への受け入れ体制を整備しました。【生活福祉課】

○災害時の情報伝達手段として、Jアラートと連動した携帯電話等への緊急速報メール（エリアメール）の送信システムの導入や避難所情報についても手動で緊急速報メールを送信できるシステムを整備し、障がいのある人への災害時における情報伝達手段の体制が整備されました。【市民安全課】

② 防犯と安全対策の充実

○犯罪被害防止のため、地域ぐるみによる防犯対策を強化し、また、関係機関と連携を図りながら、LED防犯灯の整備や防犯パトロール等を実施しました。【市民安全課】

○ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人への緊急通報システム事業の拡大を今後も進めていきます。【市民安全課】

(3) 相談体制の充実と人材の育成

① サービス提供体制・相談支援体制の構築

○2013（平成25）年に障がいのある人への相談支援体制の整備を図るため、有資格者を配する指定特定相談支援事業所「しお〜も」を開設し、福祉サービスをはじめ健康、医療、就労または不安の解消や、家族関係等の複雑多岐にわたる相談に対する適切な指導や助言が可能となりました。

また、行政、相談支援事業所及びサービス事業所との連携が強化されたことにより、相談者へのきめ細かい支援が可能となりました。

【生活福祉課、相談支援事業所「しお〜も」、障がい福祉サービス提供事業所】

○身体障がい者や知的障がい者相談員制度を広報等で周知したことに加え、福祉施設及び塩釜市社会福祉協議会に相談員を配置し、家族への支援や相談、見守り等による障がい者世帯への更生援護が図られました。 【生活福祉課】

○精神保健の分野では訪問調査等を行いながら、社会復帰や社会参加等の機会の提供に努めました。 【生活福祉課、健康推進課、塩釜保健所】

○計画相談支援及び障がい児相談支援により、セルフプランからサービス等利用計画及び障がい児支援利用計画への移行を推進し、100%の移行を目指していきます。

【生活福祉課、相談支援事業所】

○障がい福祉サービス従事職員には、県等が実施する研修会や説明会への参加を呼びかけ、スキルアップが図られています。 【生活福祉課】

○塩釜地区圏域における相談及び支援の向上を図るために、2市3町が共同で設置する「宮城東部地域自立支援協議会」が取り組む基幹相談支援事業により、処遇困難事案への対応や相談支援事業所に対する総合的、専門的な指導が図られるなど、相談支援体制の強化が図られています。 【宮城東部地区自立支援協議会】

② 権利擁護体制の整備

○障がいのある人の権利擁護や虐待の未然防止及び早期発見等、権利擁護の相談支援体制の強化を図るために、市のホームページ等で市が虐待防止センターや障がいを理由とする差別を解消するための相談窓口であることを周知しています。

県、宮城県権利擁護センター、宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会、仙台弁護士会等の専門機関と連携し、成年後見制度、障がいを理由とする差別の解消に向けた権利擁護及び、障がい者虐待に関する防止や対応に取り組みました。

【宮城県、生活福祉課、宮城県権利擁護センター等】

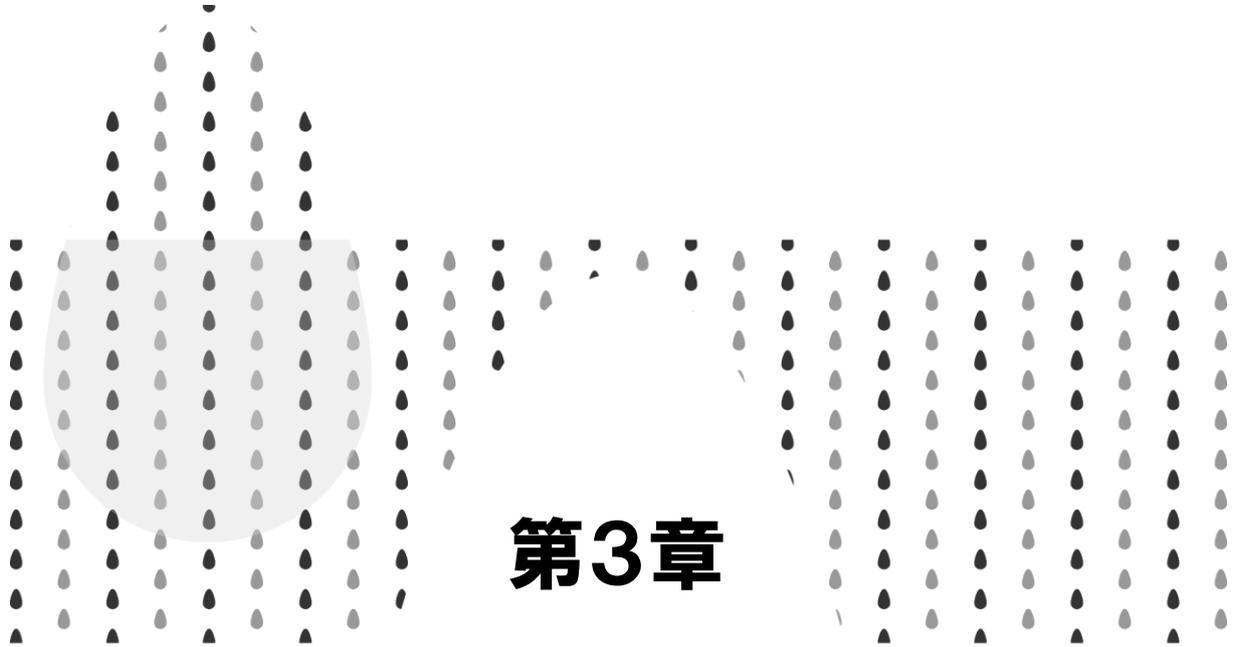
○福祉事務所でのパンフレット設置や窓口指導による情報提供により、「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」の相談・サービス事業の周知を行いました。 【生活福祉課】



○成年後見制度を利用することが望ましい人や、利用希望者に対し情報提供を行い、制度申請時に必要な書類の準備、作成、申請や利用の支援を行いました。

【生活福祉課】





第3章

第3期塩竈市障がい者福祉計画の 基本的な考え方

第3章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の 基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本プランの基本理念は、「第2期塩竈市障がい者プラン」の基本理念を継承するとともに、「第5次塩竈市長期総合計画」の基本計画（だれもが安心して暮らせるまちとともに支え合う福祉のまちづくり）を踏まえ、以下の通りとします。

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

目標1 共に生活できるまち

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進や生活環境の整備等、地域でともに生活できるまちづくりを進めます。

目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

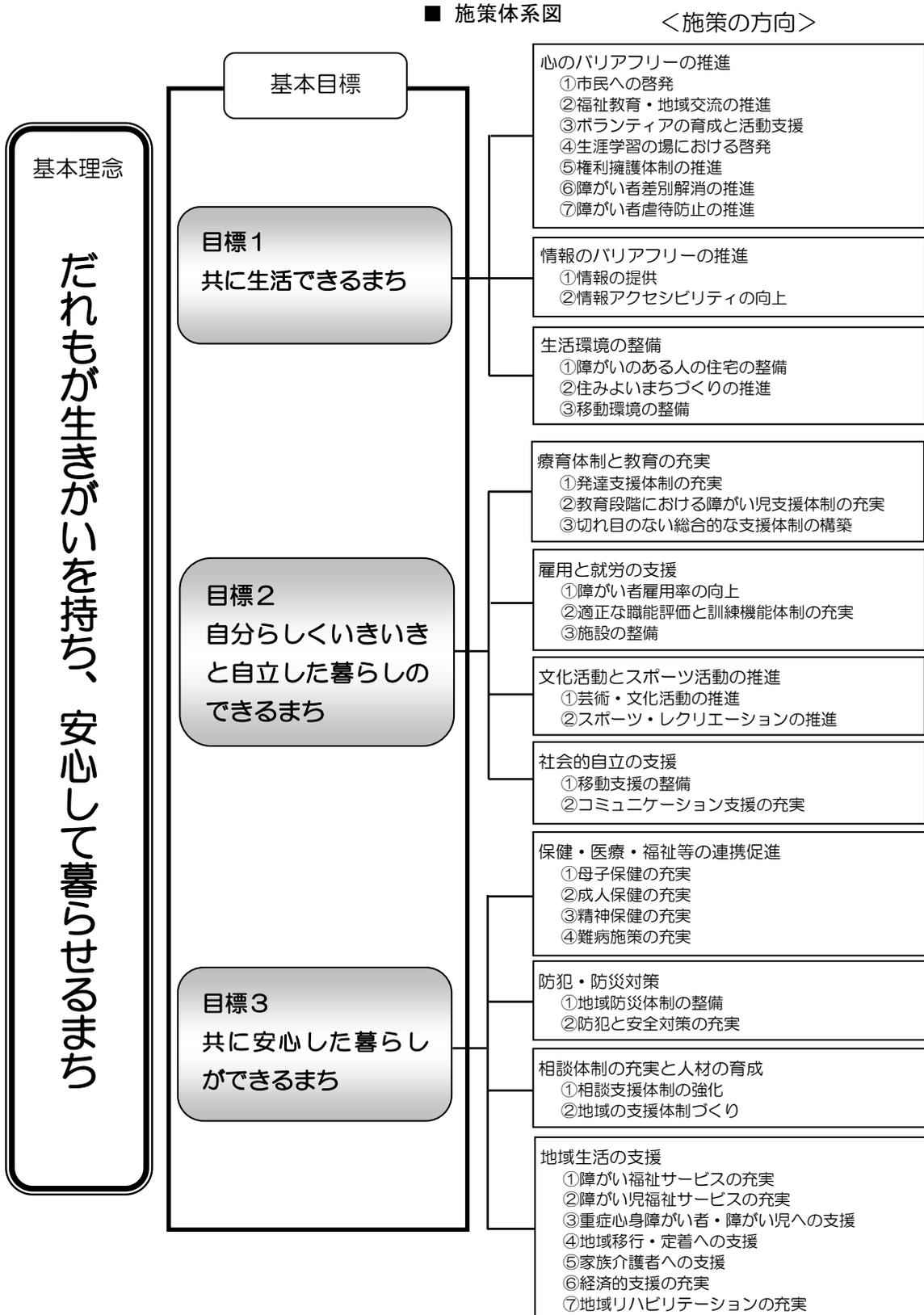
障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。このため、療育体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援等の充実を図ります。

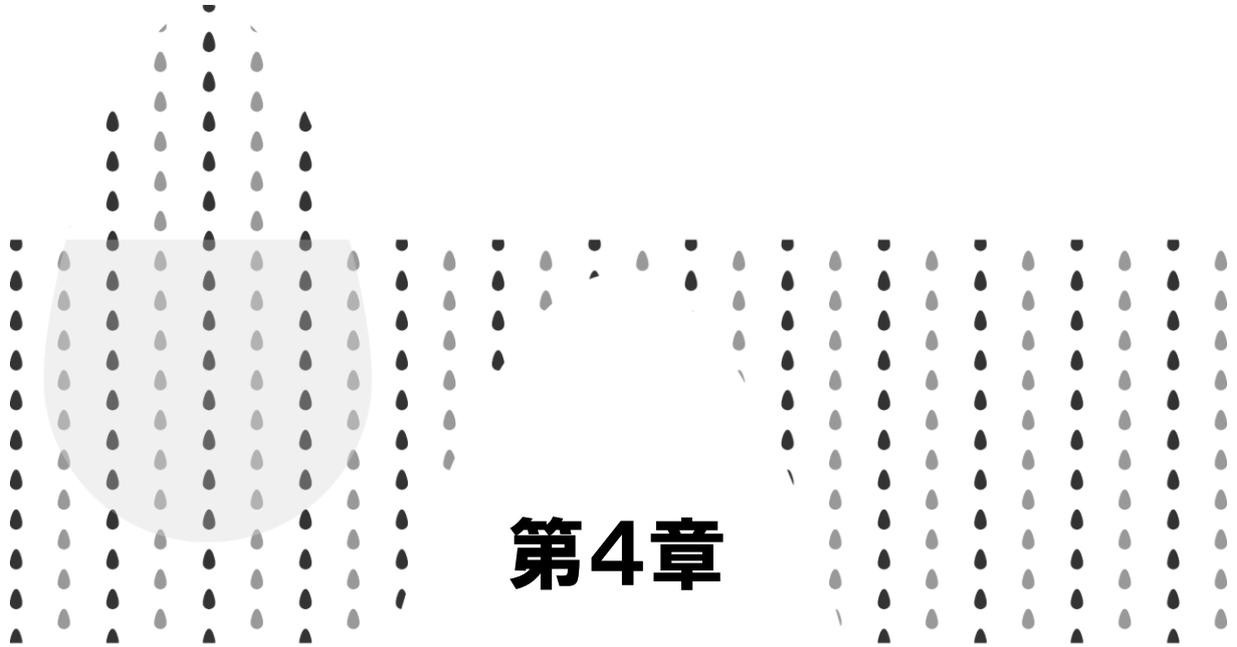
目標3 共に安心した暮らしができるまち

障がいのある人もない人も、ともに安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策、相談体制の充実と人材の育成、地域生活支援等の充実を図ります。

2 施策の体系

基本理念を最上位とした計画の体系を図に示すと、以下のようになります。





第4章

第3期塩竈市障がい者福祉計画の 施策展開

第4章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開

基本目標1 共に生活できるまち

施策1 心のバリアフリーの推進

1981（昭和56）年の国際障がい者年を機に、障がいのある人や障がい福祉についての関心や理解が広まり、今般「ノーマライゼーション」の理念も浸透してきました。今後も、地域において障がいのある人もない人もお互いに個性を尊重し、支え合いながらともに暮らしていくことができるように、障がいのある人や子どもと交流する機会を設けノーマライゼーションの理念を広げていくことが必要です。

2011（平成23）年の「障害者基本法」の改正をはじめ、2012（平成24）年の「障害者虐待防止法」や、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、障がいを理由とする差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の推進が求められています。十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

市民の一人ひとりが、障がいのある人が抱える日常生活や社会生活を送るなかでの様々な困難さについて、自分自身のこととして理解し、障がいのある人もない人も普通に暮らせる社会づくりを実現していくうえで、障壁（社会的障壁）を取り除いていく意識を持ち、考えていくことが重要です。

（1）市民への啓発

- ① 「障がい者週間（12月3日から12月9日）」や「障がい者雇用支援月間（9月）」等に合わせた啓発を推進します。

（2）福祉教育・地域交流の推進

- ① 社会福祉への関心や理解を深めるとともに、他人を思いやり、温かい人間関係を大切にする「福祉の心」を育てるため、小中学校の特別支援学級、特別支援学校（県立利府支援学校等）や各種施設等との交流を積極的に展開し、障がいに対する理解を深めます。
- ② 「総合的な学習の時間」におけるテーマ学習として、福祉ボランティア活動を推進します。また、社会福祉協議会と連携協力し、ボランティア活動普及協力校を中心に、ボランティア活動やキャップハンディ体験等を通じた、福祉ボランティア活動への参加意欲を育みます。

- ③ 教育のあるべき姿や理念を示した「学校教育法」においても、学校教育における奉仕・体験活動の促進がうたわれているため、福祉ボランティア活動を社会参加活動の一環として位置付けます。
- ④ 福祉施設を地域に開放するとともに、障がいのある人が地域の行事に積極的に参加し、社会活動が行えるよう支援します。
- ⑤ 障がいのある人が気軽に集え、交流のできる環境づくりを進めます。

(3) ボランティアの育成と活動支援

- ① 手話奉仕員、点訳ボランティア等の専門的なボランティアの養成と確保に努めます。
- ② ボランティアコーディネーターを育成するために、ボランティアセンターへの登録者の拡大及び専門的スキルを持った人材の登録活動を推進します。
- ③ 地域で生活する障がいのある人に配慮した、社会活動への支援や障がいに対する正しい理解を深めるため、ボランティア講座や福祉体験学習を通じてボランティアの育成と確保に努めます。
- ④ 学生による障がいや障がいのある人への理解・関心を深めるためのボランティア活動を支援します。
- ⑤ 広報や啓発活動等により、ボランティア人材の拡大やボランティア連絡協議会の会員を増強します。
- ⑥ 地域で生活する精神障がいのある人への人権に配慮した社会活動を支援します。また、精神疾患への正しい理解や家庭・地域での相談に対応できる人材の育成やスキルアップを図ります。

■ ボランティアの育成と活動支援

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|---------------|---|----------|
| ボランティア活動普及協力校 | 市内の小・中学校を指定し、児童生徒を対象に、ボランティア活動をととして社会福祉への理解と関心を高めま す。 | 市社会福祉協議会 |
| 福祉の心作文コンクール | 小・中学生に福祉教育の一環として「福祉の心」作文募集を行い福祉教育の推進を図ります。 | 市社会福祉協議会 |
| キャップハンディ実習 | 福祉教育推進事業の一環として、学校行事や学年毎に実施されるキャップハンディ実習の指導援助及び講師を派遣しています。 | 市社会福祉協議会 |
| ボランティアの養成 | ボランティア講座や福祉体験学習をととしてボランティアの養成を図ります。 | 市社会福祉協議会 |

(4) 生涯学習の場における啓発

- ① 障がいのある人への理解が深まるよう、あらゆる生涯学習の場でノーマライゼーションの理念を広めます。
- ② 生涯学習の場に、障がいのある人も参加しやすい環境づくりを推進します。

(5) 権利擁護体制の推進

- ① 障がいのある人の権利を擁護するため、仙台弁護士会をはじめとする専門機関と連携し、法律相談事業を行います。
- ② 県の委託事業として宮城県社会福祉協議会が取り組む「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」の相談事業やサービス（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、財産お預かりサービス）の周知を図ります。
- ③ 知的障がいのある人や精神障がいのある人または、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人への権利を擁護するため、「成年後見制度」を推進します。

■ 権利擁護体制の推進

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------------|--|----------|
| みやぎ地域福祉サポートセンター（まもりーぶ） | 在宅の知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域で自立した生活ができるように、福祉サービスを適切に利用するのに必要な相談や情報提供・助言・金銭管理等を行います。 | 県社会福祉協議会 |
| 成年後見制度利用支援 | 知的障がいのある人や精神障がいのある人または、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため成年後見制度利用の必要な支援を行います。 | 市 |

(6) 障がい者差別解消の推進

- ① 障害者差別解消法第7条に規定する「障害を理由とする差別やその他の権利利益を侵害する行為」の禁止事項や「必要かつ合理的配慮」の提供義務について、「塩竈市職員対応要領」や「障がいのある人への配慮のためのガイドライン」に基づき、障がいのある人への対応、配慮を図っていきます。
- ② 障がいを理由とする差別の相談事案に対し、庁内関係部局や関係機関等と連携し、相談支援体制の構築を図っていきます。
- ③ 障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性への理解促進を図るため、「障がい者差別解消推進地域協議会」にて、普及・啓発活動を行っていきます。

■ 障がい者差別解消の推進

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|-------------------------------|---|------|
| ホームページ等での啓発・広報活動 | 障がいを理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動による情報提供を行います。 | 市 |
| 職員対応要領及び障がいのある人への配慮のためのガイドライン | 塩竈市役所職員、本市の事務事業の業務受託事業者、指定管理者を対象に、服務規律である「対応要領」及び「障がいのある人への配慮のためのガイドライン」により、障がいのある人等への対応を図っていきます。 | 市 |
| 障がいを理由とする差別を解消するための職員研修等 | 市役所において、障がいのある人への不当な差別の禁止や合理的配慮の提供に関する職員研修の実施及び実践を行います。 | 市 |
| 障がい者差別解消推進地域協議会 | 障がいを理由とする差別の事案に対する情報共有及び普及・啓発活動を行います。 | 市 |
| 障がいを理由とする差別の解消を図るための窓口 | 障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応を行うために、生活福祉課に窓口を設置します。 | 市 |
| 宮城県障害者権利擁護センター | 障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応や障がいのある人と養護者を支援するための県の総合相談窓口です。 | 県 |

(7) 障がい者虐待防止の推進

- ① 障がい者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待にあたる行為や通報義務を広報等により啓発するとともに、市民等から通報があった場合は迅速な対応を行います。
- ② 障がいのある人への虐待があった場合の被虐待者や、その養護者に対する相談・支援に取り組んでいきます。
- ③ 被虐待者の安全の確保・支援、虐待を行った人に対する指導・支援等については、県も含めた関係機関が開催する研修等へ職員が積極的に参加することにより、スキルアップの向上に努め、また、宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会と連携を図りながら、虐待防止センターの機能を強化します。

■ 障がい者虐待防止の推進

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------|--|------|
| ホームページ等での啓発・広報活動 | 障害者虐待防止法を周知し、市民への情報提供を行います。 | 市 |
| 虐待防止センター | 虐待の相談、被虐待者及び虐待者への支援援助を行うために、生活福祉課内に窓口を設置します。 | 市 |
| 宮城県障害者権利擁護センター | 障がい者虐待に関する相談事案への対応や、障がいのある人と養護者を支援する、県の総合相談窓口です。 | 県 |

施策2 情報のバリアフリーの推進

情報は日常生活や社会生活を営むうえで欠かせないものであり、障がいの有無や年齢等に関わらず、誰でも必要とする情報にたどり着け、利用できるアクセシビリティの向上が求められています。

今般、障がいのある人が、必要な情報にアクセスすることが可能となるよう、障がいの特性に配慮した情報通信機器の普及が求められています。

また、情報通信機器の進展により、障がいの特性に応じた情報伝達機能の整備普及が進む中で、手話通訳や要約筆記と併用した情報通信機器の活用が求められています。

今後は、障がいがあっても、円滑に情報を取得し利用できる環境整備と、様々な障がいの特性に配慮した情報の提供が必要となります。

障がいのある人への情報収集におけるバリアフリー化を推進し、情報の格差を是正し自らの意思決定により、日常生活や社会参加が推進される情報提供を目指します。

(1) 情報の提供

- ① 障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、「広報しおがま」やホームページ等様々な広報媒体により、効果的に福祉の情報を提供します。
- ② 身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別に関わらず、制度、各種サービスやイベント等、障がいのある人への生活全般についてサポートする情報をホームページ等で提供し、利便性の向上を図ります。

(2) 情報アクセシビリティの向上

- ① 市のホームページを利用している障がいのある人へのアクセス向上が図れるよう、障がいのある人や高齢者の意見も取り入れ、必要な改善を図りながら、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ② 視覚障がいのある人に配慮した録音図書（「声の広報」）の配布や市からの通知書や市公共図書館の所蔵資料等、触覚で確認できる点字図書等による情報提供の充実に努めます。
- ③ 宮城県視覚障害者情報センターや宮城県聴覚障害者情報センターと連携し、ITとボランティアを活用した情報提供を推進します。

■ 情報のバリアフリーの推進

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|-------------------|--|------|
| ホームページによる情報提供 | 市のホームページにより、福祉制度の紹介やイベント等の情報提供を行います。 | 市 |
| 手話通訳者等派遣事業（手話通訳士） | 聴覚に障がいのある人とない人とのコミュニケーションを手話で仲介する通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |
| 手話通訳者等派遣事業（要約筆記） | 会議や講演会等で話されている内容（音声）について、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |
| 声の広報 | 視覚障がい者で3級以上の障がいのある人に「広報しおがま」をCD等に録音し、毎月1回郵送します。 | 市 |
| 図書館郵送貸出サービス | 心身に障がい等があり図書館への来館が困難な人を対象に、郵送による図書の貸出サービスを行っています。 | 市 |

施策3 生活環境の整備

本市は丘陵地が多く道路が狭隘であるなど地形的な制約はありますが、これまで、公民館やJR各駅のエレベーター設置、障がいのある人や高齢者に配慮した市営住宅の整備、歩道の段差解消、点字ブロックの設置、市営汽船浮き桟橋の設置等、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を進めてきました。

また、市内循環バスとして、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスを運行し、外出や移動のしやすいまちづくりを進めてきました。

さらに、東日本大震災からの復興に向けたまちづくりを進めるうえで、障がいのある人や高齢者に配慮した災害公営住宅の整備、生活道路や歩道の段差解消等に取り組んできました。

今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすい社会を目指す観点から、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたハード面での整備に加え、道路を通行する障がいのある人への配慮を深めた生活環境の整備が必要となります。

（1）障がいのある人の住宅の整備

- ① 公営住宅の整備にあたっては、建物内の段差の解消や手すりの設置だけではなく、敷地内のバリアフリー化にも努めます。
- ② 障がいのある人が居宅で安心して住み続けられるよう、住宅改修を行うための助成を行います。
- ③ 障がいのある人の在宅生活の充実を図るため、関係機関の協力のもと、専門的な意見を取り入れ、障がいの状況や介護の実態に配慮した住宅改修を推進します。

(2) 住みよいまちづくりの推進

- ① バリアフリー化の促進を目指し、法令に基づく民間施設の建築確認申請時における助言・指導を実施するとともに、階段への手すりやスロープの設置を促します。
- ② 民間の建造物も含め、公共性の高い建造物には、建築主等への啓発活動により理解と協力を得ながら、福祉のまちづくりを推進します。
- ③ 誰もが住みやすいまちづくりを進めるために、建物だけではなく道路や公園等の整備についても、障がいのある人に配慮した環境づくりに努めます。

(3) 移動環境の整備

- ① 道路の改修については、一般道路の段差解消や歩道の拡張、点字ブロック等の整備を図っていきます。
- ② 歩行者の安全な通行を確保するため、放置自転車等の撤去や歩行の妨げとなる不法占用物等の除去について市民の理解を深めるよう、啓発活動に努めます。
- ③ 市内循環バスとして、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスを効果的に運行するために、障がいのある人もない人も利用しやすい交通体系の維持または確保に努め、外出や移動のしやすい環境をつくります。

基本目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

施策1 療育体制と教育の充実

障がい児療育は、母子保健施策との関わりをもちながら、障がいのある子ども、または疑いのある子どもの早期発見と早期療育が有効とされています。

障がいのある子どもを抱える家族が、子育ての不安により孤立して悩むことのないよう、障がいの軽減を図る療育訓練や育児支援に視点をおいた適切な療育支援が求められています。

指定管理者制度により運営される障がい児通園事業施設ひまわり園は、障がいのある子どもへの日常生活の指導や集団生活への適応訓練等による療育指導及び家族への療育相談を行っています。

2016（平成28）年に発達障害者支援法の改正により、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や関係機関と連携したうえで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施することが明文化されました。

今後は、教育、医療、保健、福祉等の各分野における施策が一貫したシステムとして機能できるよう、関係機関による地域療育システムを構築していくことが求められます。

（1）発達支援体制の充実

- ① 保育所及び幼稚園において障がいのある子どもを受け入れるにあたり、地域の子どもたちとともに育む環境を整備し、よりきめ細かい子育て支援を図っていきます。
- ② 障がいのある子どもの成長や発達に合わせ、個々の障がいの特性や状況に応じたきめ細かい支援が行えるよう、療育相談体制の充実や専門性の高い支援体制を確保し、支援の質の向上を図っていきます。
- ③ 発達障がいに関する悩みや疑問を解消するための専門員等による相談、発達（療育）支援や研修の事業について情報を提供します。
- ④ 発達の気になる子ども、または発達障がいのある子どもの保護者に対して、障がいの特性に合わせた適切な療育ができるよう支援します。
- ⑤ 発達障がいに対する地域の人々の理解を深め、支援の輪を広めます。

(2) 教育段階における障がい児支援体制の充実

- ① 学校施設のバリアフリー化に対応した改修を進め、あわせて人的支援体制の整備を行いながら、円滑な受け入れ体制の充実に努めます。
- ② 教育、医療、保健福祉等の各分野が連携し、総合療育相談や療育支援に努めます。
- ③ 障がいのある子どもを特別支援学級に受入れるにあたっては、就学指導を充実させ適切な支援、適正な就学のあり方等を検討するとともに、個人の持つ障がいの状況や特性に応じた特別支援教育課程の編成と充実に努めます。
- ④ 小・中学校の特別支援学級担当や教職員に係る資質や指導力の向上を図るため、事例研究や障がいのある子どもの心理及び理解を深める研修を行っていきます。
- ⑤ 特別支援学校に通学する児童生徒と、居住地域の児童生徒との交流機会の確保や交流活動へ参加する機会の提供を図っていきます。
- ⑥ 自宅で過ごす障がいのある子どものために活動する、障がい児支援ボランティア団体を支援していきます。
- ⑦ 障がいのある子どもへの成長発達に向けた望ましい子育て支援を推進するとともに、保護者の特別支援教育への理解を深めるために、関係機関との連携を図りながら適正な就学指導に努めます。

(3) 切れ目のない総合的な支援体制の構築

- ① 障がいのある子どもの健やかな育成のために、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや家族等に対して、乳幼児期から就労までの各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。
- ② 1歳6か月児健康診査の事後指導として、発達が気になる幼児に対して幼児健全発達相談支援事業（こざる会）により、発達経過を観察し幼児の健全発達を促すとともに、適時専門機関及び医療機関と連携しながら、幼稚園・保育所及び療育施設への円滑な移行を図っていきます。
- ③ 障がいのある子どもの入学・進学においては、情報交換会や就学相談等により、円滑な移行支援を図っていきます。
- ④ 学校卒業後の就労及び地域生活が円滑にできるように、相談支援体制の充実に努めます。

■ 療育体制と教育の充実

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|--------------------|---|------|
| 乳幼児健康診査（集団） | 乳児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳児健診を実施し、疾病等の早期発見・治療に努めるとともに、育児の様々な相談に応じ乳幼児の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 幼児健全発達支援相談事業（こざる会） | 1歳6か月児健診の事後指導として、集団での遊びの体験や個別及び集団指導を行い、幼児の健全発達を促し育児支援を行います。 | 市 |
| 発達障害者支援センター「えくぼ」 | 広汎性発達障がいに関する悩みや疑問を解消するための、専門員等による相談・発達（療育）支援や研修を行います。 | 県 |
| 障害児等療育支援事業 | 療育相談の知識や経験を持つ相談員が、発達の気になる子どもや発達に関心のある家族、支援者等の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携しながら療育を支援します。 | 県 |
| 児童発達支援 | 未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等に通所させることで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 | 市 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。 | 市 |
| 特別支援教育 | 障がい等で教育上の特別の支援を必要とする児童、生徒、幼児に対し、特別支援学級等において必要な教育支援を行います。 | 市 |
| 障がい児相談事業「ひまわり相談室」 | 障がいのある人及び障がいのある子どもへの援助の提案や支援者への助言、指導を無料で行っています。 | 市 |

施策2 雇用と就労の支援

障がいのある人もない人も、ともに働くことは共生社会の実現を目指すうえで、重要なことです。

障がいのある人の就労は、障がいのある人自身の経済的な自立や自己実現の達成とともに、一人ひとりが持つ能力を発揮することが社会的自立や社会貢献に繋がりますが、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。

一般就労については、塩釜公共職業安定所が企業に個別訪問を行い、障がいのある人の雇用を強く働きかけていますが、今後は一般企業においても雇用の促進、職場定着に向けた就労環境の改善や、障がいのある人への理解を促進していく必要があります。

また、共生社会の実現を目指していくうえで、就労移行支援をはじめとする就労支援サービスは、障がいのある人が地域社会での自立と社会参加（就労等）を促進することを目的としています。中・軽度の知的障がいのある人の多くは在宅生活を送っており、また特別支援学校及び特別支援学級等の卒業生への就職対応等、これまで以上に障がいのある人への就労支援を充実していく必要があります。

(1) 障がい者雇用率の向上

- ① 障がいのある人の職場適応や定着を図るため、知的障がいのある人または精神障がいのある人を対象に、民間事業所を職業リハビリテーションの場として活用する就業体験支援事業を推進し、職場実習受入れを行う企業の拡大を図っていきます。
- ② 公共職業安定所を中心とした「塩釜地区障害者雇用連携会議」での意見交換や、情報交換によるネットワークの充実を図ります。
- ③ 障がいのある人の雇用管理に関する具体的な支援を必要とする事業主からの相談依頼に対して、公共職業安定所及び宮城障害者職業センターの協力のもと、地域の専門機関、専門家等と連携し支援していきます。
- ④ 公共職業安定所や宮城障害者職業センター、就労移行支援事業所等との連携により、民間事業所への実習を取り入れながら、就労支援系サービス事業所に通所する障がいのある人の雇用を推進します。
- ⑤ 障がいのある人の雇用について、本市、公共職業安定所、県立塩釜高等学校と共同し、市内の企業に積極的に働きかけます。
- ⑥ 障がい福祉サービス事業所が製造する物品等を販売するための、市有施設のスペースを提供します。

(2) 適正な職能評価と訓練機能体制の充実

- ① 障がいのある人が、職業に就くために必要な知識や技術を身につけるため、宮城障害者職業センターと連携を図りながら、パソコン、点字プリンター等の情報通信機器講習を推進します。

(3) 施設の整備

- ① 生活介護事業施設「あすなるホーム」の運営等に関し連携を図ります。
- ② 障がいのある人の就労の場を確保するために、社会福祉法人による就労支援系サービス事業所の設置等を推進するとともに、今後も社会福祉法人の運営等に関し連携を図ります。
- ③ 地域活動支援センター（藻塩の里）の運営委託により、日中活動や社会参加の促進を図ります。

■ 雇用と就労の支援

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------|---|---------|
| 障害者就労支援事業所連携会議 | ハローワーク塩釜管内の就労系障がい福祉サービス事業所や行政が、意見交換や情報共有を行うことにより、障がい者雇用の推進を図っていきます。 | 公共職業安定所 |
| ジョブコーチ支援事業 | 職場にジョブコーチ（職場適用援助者）が出向いて、障がい特性を踏まえた直接的で、専門的な支援を行い、障がいのある人の職場適応と定着を図っていきます。 | 公共職業安定所 |
| トライアル雇用制度 | 労働者と企業が3ヶ月以内の有期雇用契約を結び、契約期間が終了した際に会社が採用したい場合には正社員として採用する制度です。 | 公共職業安定所 |
| 地域活動支援センター（藻塩の里） | 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加推進と生活支援を行います。 | 市 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人に、施設において一定期間、生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を行います。 | 市 |
| 就労継続支援A型（雇用型） | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人です。 | 市 |
| 就労継続支援B型（非雇用型） | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識能力の向上が期待される人です。 | |
| 就労定着支援 | 利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行うものです。 利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題がある人です。 | 市 |

施策3 文化活動とスポーツ活動の推進

障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション・芸術文化に関する活動は、障がいのある人の心身の機能訓練、生きがいの創出等、豊かで潤いのある生活を送るうえで大きな意義があり、障がいのある人とない人との活動を通じた交流は、一般社会の理解の促進と啓発活動にもつながります。

これまで、障がいのある人がスポーツに親しむための環境整備として、市体育館や市温水プールの使用料の無料化をはじめ、文教施設内への多目的トイレの設置や施設内外における段差の解消等、施設のバリアフリー化に取り組んできました

しかし、障がいの状況によっては、日常において十分な機会が提供されていない状況であり、今後、障がいの種別や特性に応じた諸条件の整備が必要です。

(1) 芸術・文化活動の推進

- ① 障がいのある人によるコンサートや作品展示会等、様々な機会の提供に努めます。
- ② サービス事業所等で創作活動をしている人々に、自主的な発表の場を提供します。
- ③ 多くの市民が参加する各種講座に、障がいのある人が参加できるよう環境の整備に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

- ① 関係団体と連携し、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる市民スポーツフェスティバルを、継続して開催します。
- ② スポーツライフを、支援する取り組みを推進します。
- ③ 保健機関や医療機関等と連携し、障がいのある人へのスポーツプログラムの開発やスポーツの習慣化への取り組みを推進します。
- ④ 障がいのある人が楽しめるニュースポーツを普及するために、指導員やボランティアの養成・研修を推進します。

■ 文化活動とスポーツ活動の推進

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|----------------------|---|------|
| マリスアート展 | 特別支援学級の生徒が「ふれあいエスプ」の展示鑑賞スペースを利用し、全盲の人でも楽しめる絵画や砂絵等の作品を展示しています。 | 市 |
| 体育館・温水プール 使用料金の減免 | 身体、知的、精神障がいのある人(手帳所持者)及び介護者1名を対象に体育館や温水プールの使用料を無料にしています。 | 市 |
| 市民スポーツ フェスティバル | 障がいのある人もない人もスポーツを通じて互いに理解し合うことにより、自立助長や社会参加を図ります。 | 市 |
| 障がい者スポーツ教室 | 障がいのある人がスポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるように、障がい者スポーツの普及を図っていきます。 | 市 |

施策4 社会的自立の支援

障がいのある人への自立支援を図るために、障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障がいの種類や状況において、障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等及び地域生活支援事業によるサービスを提供していますが、更なる充実が求められています。

また、障がいのある人の自立した日常生活や社会参加を支援するために、経済的負担の軽減や外出の際に、有効な手段となるコミュニケーション（意思疎通）支援の充実が必要です。

(1) 移動支援の整備

- ① 福祉タクシー利用助成事業を継続的に行います。
- ② 自動車燃料費助成事業を継続的に行います。
- ③ 身体障がいのある人や知的障がいのある人が、移動手段として必要な普通自動車運転免許証の取得に要する費用の一部を助成します。
- ④ 車いす使用者等の重度身体障がいのある人が、移動手段として必要な自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
- ⑤ 障がいのある人が外出する際に、移動介助等に必要な知識・技術を持った介助員を派遣し、社会参加等のための支援を行います。
- ⑥ 知的障がいや精神障がいのために行動が困難で常に介護が必要な人に、行動援護による介助、外出時の支援を行います。
- ⑦ 視覚障がいのために移動が著しく困難な人に、同行援護による移動援護と情報提供（代筆、代読を含む）による支援を行います。

(2) コミュニケーション支援の充実

- ① 聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援として、手話通訳者設置事業、手話奉仕員派遣事業を推進します。
- ② 宮城県聴覚障害者情報センター及び宮城県視覚障害者情報センターと連携し、障がい福祉等に関する情報提供を充実していきます。また、手話通訳士や要約筆記者等のボランティア派遣により、意思疎通の支援を図っていきます。

■ 社会的自立の支援

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------|--|------|
| 障がい者福祉タクシー利用助成事業 | 助成対象者の身体障害者手帳1・2級、及び3級の呼吸器機能障がいや在宅酸素療法が必要な人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人が、タクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成します。（ただし、該当する人であっても、入院及び施設入所中の人や自動車税の減免を受けている人は除かれます。） | 市 |
| 障がい者自動車等燃料費助成事業 | 助成対象者の身体障害者手帳1・2級、及び3級の呼吸器機能障がいや在宅酸素療法が必要な人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人、自家用自動車等の燃料費の一部を助成します。（ただし、該当する人であっても入院及び施設入所中の人を除かれます。） | 市 |
| 塩竈市営汽船旅客運賃の割引 | 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、並びに介護者が対象になります。 | 市 |
| 行動援護 | 知的障がいや精神障がいのため行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際の必要な介助、外出時の移動補助等を行います。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|-----------------------|---|------|
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 | 市 |
| 移動支援事業 | 視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより介助を要する人に、介助員を派遣し外出支援を行います。 | 市 |
| 自動車税・自動車取得税の免除 | 障がいのある人または、その人と生計を同じくする人が所有し、障がいのある人の通院・通学・生業のため使用する場合、自家用自動車の税を免除する制度です。 | 県 |
| 自動車運転免許取得費助成 | 障がいのある人の社会参加を促進するために自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。 | 市 |
| 自動車改造費助成 | 重度の上肢、下肢、体幹機能障がいがある18歳以上の人々が、自ら所有し運転する自家用車で、運転のために必要な改造をする場合、経費の一部を助成します。 | 市 |
| 手話通訳者設置事業 | 音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、市役所内に手話通訳者を配置しています。（毎週火、木の午前中実施） | 市 |
| 手話奉仕員派遣事業 | 音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を派遣します。 | 市 |
| 手話通訳者等派遣事業（手話通訳士）（再掲） | 聴覚に障がいのある人とない人とのコミュニケーションを手話で仲介する通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |
| 手話通訳者等派遣事業（要約筆記）（再掲） | 会議や講演会等で話されている内容（音声）について、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |

基本目標3 共に安心した暮らしができるまち

施策1 保健・医療・福祉等の連携促進

本市では、健康の保持や増進のために、妊婦・乳幼児健康診査、保健指導や健康相談・健康教育等の各種事業を実施し、胎児期、乳幼児期からの疾病や障がいの早期発見・治療及び療育に努めております。

また、成人期においては、近年、高脂血症、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病の増加や若年化の傾向が一層強まっています。生活習慣病の悪化は脳卒中や腎臓機能障がいへと繋がりが、日常生活を営む上で様々な弊害をもたらします。

生活習慣を改善し健康な生活を取り戻すことは、障がいを予防することにも繋がります。障がい予防の観点からも、生活習慣改善に主眼をおいた一次予防の充実強化が求められています。

妊娠、出産期や幼児期及び高齢期に至るまでの、切れ目のない保健、医療、福祉等によるサービスの提供や疾病予防、疾病や障がいの早期発見による適切な治療や支援へ繋げていくことが求められています。

近年、自死、引きこもり等心の問題を抱える人が増加していることから、早期対応を行うための普及啓発活動や相談体制の充実が必要となります。

また、2013（平成25）年4月に障害者総合支援法が改正され、難病患者も障がい福祉サービスの対象となったことから、制度の周知や適切なサービスへ繋げることが求められています。

（1）母子保健の充実

- ① 妊産婦の健康状態は、子どもの成長にも影響を及ぼすため、母子健康手帳の早期交付や妊婦健康診査受診率の向上をこれまで以上に目指すとともに、すべての妊婦に対しての面接相談や出産後の乳児全戸訪問指導により、妊産婦及び乳児の健全育成を図ります。
- ② 乳幼児健康診査の充実を図り、疾病や障がいの早期発見・治療及び発達障がい児や発達の気になる子どもの療育支援に努め、未健者への受診勧奨を推進します。
- ③ 育児不安の軽減や虐待予防を行うことにより、育児に関する様々な悩みを抱える母子の健全育成に努め、妊婦から子育て期への切れ目のない支援体制を構築します。
- ④ 発達の気になる子どもへは、保健、医療、福祉及び教育の各関係機関と連携し、適切な療育相談・指導等を図り、心身の発達の支援に努めます。

- ⑤ 子どもに起こりやすい事故とその原因及び応急手当等について、あらゆる機会を捉えて啓発し、不慮の事故防止に努めます。

(2) 成人保健の充実

- ① がん検診を含む各種健（検）診の受診率向上や生活習慣病等の早期発見・治療の促進を図るとともに、二次予防を促進する観点から受診勧奨を強化し、事後指導の充実に努めます。
- ② 障がいの一因となる高血圧症や糖尿病等の生活習慣病の重症化予防や、健康寿命延伸に対する意識を高めるために、セルフチェックによる意識の啓発や生活習慣改善のための個別指導の充実に努めます。
- ③ 市民の主体的な取り組みを基本に、市民と一体となった健康づくりの推進を地域ぐるみで進めていきます。

(3) 精神保健の充実

- ① 心の健康を保つために正しい精神保健の啓発普及を拡大していきます。
- ② 誰でも気軽に不安や悩み等の相談ができるよう、保健所及び関係機関と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、各種の情報提供を行います。
- ③ 障がいのある人や家族等が安心して地域生活が送れるよう、個別及びグループ支援等に取り組み、あわせて個々の相談事案に対応する人材の育成及びスキルアップに努めます。
- ④ 疾病の早期発見や早期対応、悪化を予防するため、保健所や医療機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備に努めます。

(4) 難病施策の充実

- ① 難病患者とその家族に対し、県難病相談支援センターと連携し医療相談、療育相談の充実を図ります。
- ② 在宅重症難病患者や家族への療養生活を支援するために、保健所と連携し難病患者の実態把握、及び障がい福祉制度やサービスの周知を図ります。
- ③ 難病医療協力病院と情報交換を行いながら、緊急入院の受け入れや主治医及び保健所と連携し神経難病医療ネットワークの構築に努めます。
- ④ 保健所が実施する「難病対策地域協議会」を核とし、宮城県神経難病医療連携センターをはじめ、難病医療協力病院や関係機関と連携し、要支援難病患者への支援体制の強化に取り組みます。

■ 保健・医療の充実

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------------|---|------|
| 自立支援医療（更生医療） | 身体に障がいのある18歳以上の人々が、手術等によって障がいを取り除いたり、程度を軽くしたり、障がいの進行を防ぐことが可能な場合に、その医療費を公費で負担します。 | 市 |
| 育成医療の給付 | 身体に障がいのある18歳未満の子どもが生活能力を得るために、手術等を必要とする場合、その医療費を公費で負担します。 | 市 |
| 自立支援医療（精神通院医療） | 精神に障がいのある人の通院により行われる精神障がいの医療費を公費で負担します。 | 県 |
| 心身障がい者（児）医療費助成事業 | 身体障害者手帳1・2級、及び3級の内部障がいのある人や療育手帳A所持者が、医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担分を助成します。 | 市 |
| 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 | 身体障害者手帳3級以上の呼吸器機能障がいのある人で、在宅で酸素濃縮器を利用して酸素療法を受けている人を対象に、濃縮器の電気料金の一部を助成します。 | 市 |
| 難聴児補聴器購入助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない18才未満の軽度、中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。 | 市 |
| 療養介護 | 医療の必要な障がいのある人のうち、常に介護が必要な人に医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等のサービスを提供します。 | 市 |
| 母子保健教育事業 | 妊娠、出産、育児の正しい知識を普及し、母子の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 乳児一般健康診査（個別） | 妊娠期及び乳児期に無料券を発行し、医療機関で個別に健診を受診することにより、障がい等の早期発見や早期治療を促進するとともに、妊婦及び乳児の健康保持増進を図っていきます。 | 市 |
| 妊産婦・新生児訪問指導 | 訪問により妊娠、出産、育児等に関する必要な保健指導を行うとともに、産後の心のケアを含め、母子の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 幼児健全発達支援相談事業（こざる会）（再掲） | 1歳6か月児健診の事後指導として、集団での遊びの体験や個別及び集団指導を行い、幼児の健全発達を促し育児支援を行います。 | 市 |
| 乳幼児健康診査（集団）（再掲） | 乳児、1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳児健診を実施し、疾病等の早期発見・治療に努めるとともに、育児の様々な相談に応じ乳幼児の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 成人健康相談 | 生活習慣病に関する相談、気分が落ち込むなどメンタルヘルスに関する相談を保健師や栄養士が行います。 | 市 |
| こころの健康づくりサポーター講座 | 心の健康に関する講話、コミュニケーションの上手なとり方等の講話と実技の講座を行います。 | 市 |
| 精神保健啓発・相談事業 | 精神保健に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会・健康相談会等を開催します。また、精神障がいのある人への病状の安定と地域で安心して暮らせるように、当事者及び家族会等に対し、家庭訪問や健康相談等様々な方法により支援を行います。 | 市 |
| こころの相談 | 心の悩み、アルコール、思春期、ひきこもり、認知症等精神保健全般にわたる相談を行います。 | 県 |

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|-----------|---|------|
| こころの体温計 | ストレスの多い現代社会にあつて、心の健康を保つために正しい精神保健の啓発や普及を行います。 | 市 |
| 難病対策地域協議会 | 要支援難病患者（ALS等の神経難病患者）への支援体制に関する協議を行います。 | 県 |

施策2 防犯・防災対策

本市においても、東日本大震災は甚大な被害をもたらしましたが、この教訓を踏まえ、防犯知識の普及、災害時の情報提供・伝達、迅速な避難誘導の確立等、災害時要援護者に配慮した、きめ細かな体制づくりが一層求められます。

（1）地域防災体制の整備

- ① 2014（平成26）年に策定された塩竈市地域防災計画に基づき、障がいのある人への防災支援を図っていきます。
- ② 障がいのある人が参加する防災訓練の実施や、防災知識の普及を図るとともに、地域の赤十字奉仕団や自主防災組織、民生委員、町内会等の地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がいのある人の安否確認や、避難誘導が行える総合的な防災体制づくりを推進します。
- ③ 東日本大震災の経験を踏まえ、障がいのある人が指定避難所や福祉避難所での生活を円滑に送ることができるように、情報伝達手段の充実や塩竈市避難行動要支援者登録制度の促進に努めます。
- ④ 災害時の情報伝達手段として、携帯電話に災害や避難情報の他に避難所の具体的な場所をお知らせするなど、よりきめ細やかな情報の提供に努めます。

（2）防犯と安全対策の充実

- ① 地域ぐるみによる防犯対策強化を図るために、市内防犯協会や警察等、関係機関との連携を強化していきます。
- ② 犯罪認知件数の減少を図るため、防犯カメラ等の設置についても推進していきます。
- ③ ひとり暮らしの重度身体障がいのある人の緊急事態に対処するために、緊急通報システム事業の充実に努めます。

■ 防犯・防災対策

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|--------------|---|------|
| 塩竈市地域防災計画 | 塩竈市地域防災計画では、災害による市民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応等を定めています。 | 市 |
| 緊急通報システム設置事業 | ひとり暮らしの重度身体障がいのある人が、急病等の緊急時にペンダント方式のボタンを押すことにより、関係者に通報され、迅速な援護を行います。 | 市 |

施策3 相談体制の充実と人材の育成

障がいのある人や子どもが地域で安心して暮らしていくためには、様々なニーズや障がいの状況に配慮した、きめ細かい対応が必要となります。

障がいのある人や子ども、保護者等への地域生活を支援していくためには、福祉サービスの利用、健康、医療等に関する相談をはじめ障がい者虐待や権利擁護の相談等、いつでも必要な情報が得られるような相談支援体制を構築していくことが求められています。

そのためにも、身近な地域で相談支援を受けられることができるように、相談支援事業所や市役所の相談窓口等の体制を強化し、サービスの提供に繋げていくことが必要となります。

(1) 相談支援体制の強化

- ① 障がいのある人や子ども、その家族等への相談支援体制を強化するために、相談支援事業所や市役所等の相談窓口の充実を図ります。
- ② 精神保健については関係機関と連携し、社会復帰や社会参加等に向けた日常的な相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がいのある人の家族等から様々なニーズをくみ取り、より質の高いサービスを提供するために、利用者の意思を反映した利用者本位の計画相談支援や障がい児相談支援の充実に努め、適切なサービスに繋げていきます。
- ④ 障がい福祉サービス従事職員のスキルアップを図るため、業務に必要な専門知識を高めるための研修会への参加を促進します。
- ⑤ 障がい者虐待の未然防止や早期発見、または障がいを理由とする差別の解消や成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 処遇困難な相談事案への対応や相談支援事業所との連携等、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにより、総合的、専門的な相談支援体制の強化を図っていきます。

■ 相談支援体制の強化

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------|---|------|
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人へのサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。 | 市 |
| 障がい児相談支援 | 障がいのある子どもが、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。 | 市 |
| 相談支援事業 | 障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要に応じた情報提供や助言・指導、支援を行います。 | 市 |
| 基幹相談支援センター | 対応困難な相談事案に対し、専門的かつ総合的な知識と技術を活用し支援を行います。また、相談支援事業者に対し定期的に専門的な指導や助言を行っています。 | 2市3町 |

(2) 地域の支援体制づくり

- ① 社会福祉協議会と連携し障がいのある人への見守り活動や生活支援活動を促進し、福祉ネットワークによる支援体制の充実を図ります。
- ② 福祉、医療、雇用、教育等の様々な地域課題を解消するために、宮城東部地域自立支援協議会をはじめ、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

施策4 地域生活の支援

これまで、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるように、福祉サービスを継続的に提供し支援を行ってきましたが、今般、障がいの多様化、障がいのある人の高齢化や重度化等により、サービスに対するニーズは多岐に渡っているのが現状です。今後は、実情に合わせたサービスの質と量の確保や充実が必要となります。

また、障がいのある子どもの療育や介護を担う家族等への負担を軽減することが望まれており、より一層のサービスの提供体制の充実が求められています。

さらに、今後障がいのある人が障がい者支援施設等から地域へ移行するにあたり、退院・退所後の受け皿となる「生活の場」の確保が十分ではないため、グループホーム等の整備が求められています。

今後は、親の介護により在宅で生活している障がいのある人が、親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくための生活支援が求められており、地域の体制づくりや強化が必要となります。

(1) 障がい者福祉サービスの充実

- ① 障がいのある人への安定したサービスの提供体制を計画的に確保します。
- ② 在宅で生活する障がいのある人を支援するために、住み慣れた地域で障がい福祉サービスを利用し自立した生活を送ることができるように、安定したサービスの提供と多様なニーズに応じた生活支援を行います。
- ③ 障がいのある人の日中活動を支援するために、生活介護、就労支援や日中一時支援等により、活動の場の提供に努めます。

(2) 障がい児福祉サービスの充実

- ① 障がいのある子どもへの、安定したサービスの提供体制を計画的に確保します。
- ② 障がいのある子どもや家族等に対する支援について、障がいのある子どもの障がい種別や特性に応じて地域の身近な場所で提供できるように、支援体制の整備を図っていきます。
- ③ 障がいの疑いのある段階から、子どもや家族等への継続的な相談支援を行うとともに、支援の提供体制の充実を図っていきます。

(3) 重症心身障がい者・障がい児への支援

- ① 医療的ケアが必要な障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で安心して生活できるように、必要な支援体制を構築します。
- ② 医療ケアが可能な障がい福祉サービス事業所の確保に努めます。

(4) 地域移行・定着への支援

- ① 障がいのある人の自立支援のために、入院入所施設から地域生活へ移行するための支援をはじめ、現に地域で生活している障がいのある人等が、住み慣れた地域で生活できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ② 家族等の介護により在宅で生活する障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができるように、地域生活支援拠点センター機能の拡充に努めます。
あわせて、様々な地域資源を活用し、障がいのある人を支える体制の整備を推進します。
- ③ 障がいのある人の市営住宅等への優先入居に配慮していきます。

(5) 家族介護者への支援

- ① 障がいのある人の家族等への介護支援を図るため、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等により、障がいのある人や子どもを介護する家族への負担軽減を図ります。

- ② 障がいのある人を支える家族等への相談体制の充実を図り、生活の安定と家族等のストレスの軽減と孤立予防に努めます。
- ③ 家族等が運営する自助組織への支援を通じて、障がいのある人を支える家族等のネットワーク化を推進します。

(6) 経済的支援の充実

- ① 障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の支給や心身障害者扶養共済制度をはじめとする各種制度の周知を図ります。
- ② 心身に障がいのある人の医療費助成を継続して行っています。
- ③ 障がいの軽減や身体機能を回復するための治療費を支援する、更生医療や育成医療において、給付を行います。
- ④ 呼吸器機能障がいによる、在宅酸素療法者の酸素濃縮器使用にかかる費用の一部助成を行います。
- ⑤ 障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、各種運賃や料金の割引制度の活用について周知を図ります。

(7) 地域リハビリテーションの充実

- ① 県内の地域リハビリテーション支援体制の中核を担う県リハビリテーション支援センターと連携し、地域リハビリテーションの充実を図っていきます。
- ② 身体障がいのある人へ、通所や在宅訪問等によるリハビリテーション相談や技術支援を行うことにより、身体機能の維持・回復が図られるよう支援の充実に努めます。
- ③ 知的障がいのある人へ、通所や在宅訪問等による巡回相談、医学的・心理的及び職能的判定を行うことにより、療育、福祉サービス及び雇用に関する支援の充実に努めます。
- ④ 精神障がいのある人へ、保健指導をはじめ創作活動及び作業訓練、または日常生活を営むのに必要な訓練等のサービスを活用しながら、社会的自立に向けた支援の充実に努めます。

■ 地域生活の支援

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|---------------------|--|------|
| 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金） | 障がいの程度によって等級が定められ、等級に基づいて年金額が決められていますが、障がいが高いほど支給額は高い額となります。 | 国 |
| 特別児童扶養手当支給事業 | 心身の障がいや身体の内部に障がいのある子どもを療育している家族等に手当を支給します。 | 県 |
| 特別障害者手当等支給事業 | 在宅重度心身障がい者・障がい児で日常生活に常時特別の介護を要する人に手当を支給します。 | 市 |

第1部 第4章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開

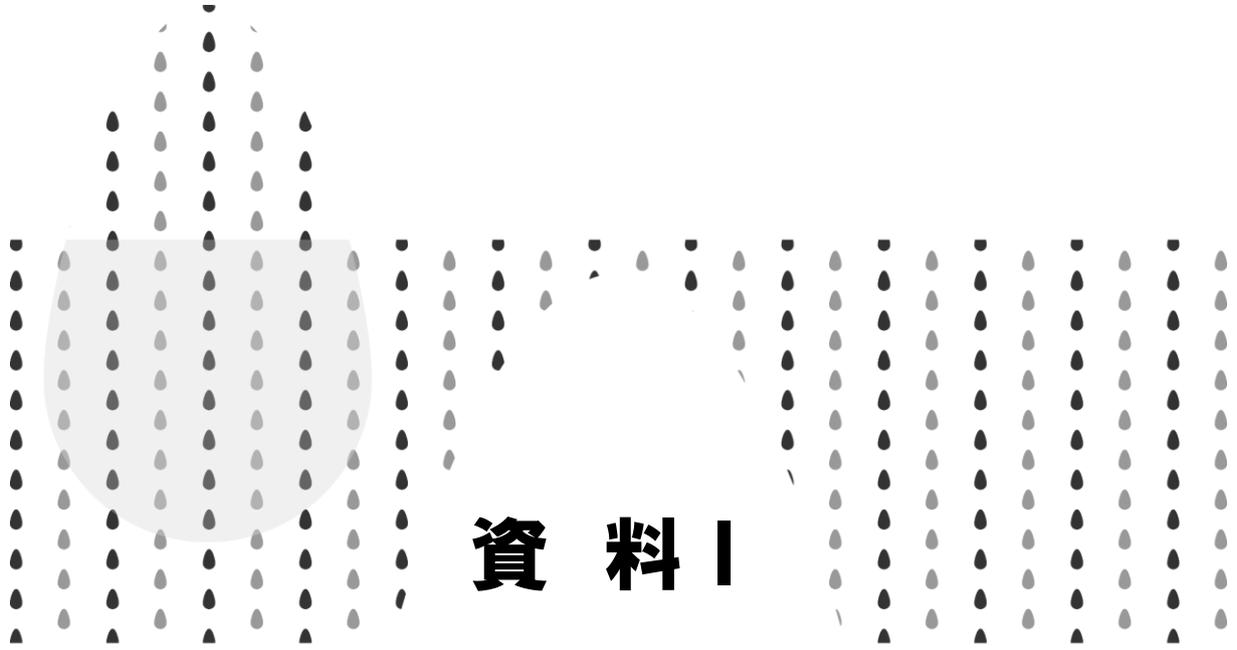
| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------------|---|----------|
| 心身障害者扶養共済制度 | 心身に障がいのある人を扶養している家族等が一定の掛金で加入し、加入者が死亡・重度障がいとなった場合に、心身障がいをもっている人に、一生涯毎月2万円（一口加入の場合）の年金を支給する制度です。 | 市 |
| 心身障害者（児）医療費助成事業（再掲） | 身体障害者手帳1・2級、及び3級の内部障がいのある人や療育手帳A所持者が、医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担分を助成します。 | 市 |
| 生活福祉資金貸付事業 | 身体障がい者世帯等の自立更生のための資金、更生資金、生業費、支度費、福祉資金、修学資金等の貸付けを行います。 | 市社会福祉協議会 |
| 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業（再掲） | 身体障害者手帳3級以上の呼吸器機能障がいのある人で、在宅で酸素濃縮器を利用して酸素療法を受けている人を対象に、濃縮器の電気料金の一部を助成します。 | 市 |
| 難聴児補聴器購入助成事業（再掲） | 身体障害者手帳の交付対象とならない18才未満の軽度、中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。 | 市 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。 | 市 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人の、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 | 市 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | ヘルパーが訪問して、入浴や排せつ等の身体介護や食事、掃除等の家事支援を行います。 | 市 |
| 重度訪問介護 | 重度障がいのため常に介護が必要な人に、ヘルパーが訪問して、入浴や排せつ等の身体介護や食事、外出時の移動補助、掃除等の家事支援、外出時の移動の補助を行います。 | 市 |
| 同行援護（再掲） | 視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 | 市 |
| 行動援護（再掲） | 知的障がいや精神障がいのため行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際の必要な介助、外出時の移動補助等を行います。 | 市 |
| 療養介護（再掲） | 医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等のサービスを提供します。 | 市 |
| 生活介護 | 重度障がいのため常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。 | 市 |
| 短期入所（ショートステイ） | 日常介護する家族が私的、社会的理由により、介護ができない場合に施設で一時的に預かり、日常生活の支援を行います。 | 市 |
| 重度障がい者等包括支援 | 介護の程度が非常に高いと認められ、常に介護が必要な人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的にを行います。 | 市 |
| 自立訓練（機能訓練） | 自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を提供します。 | 市 |
| 自立訓練（生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|----------------------------|---|------|
| 宿泊型自立訓練 | 一定期間入居しながら家事や食事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。また、生活に関する相談及び援助等も行います。 | 市 |
| 就労移行支援（再掲） | 就労を希望する人に、施設において一定期間、生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を行います。 | 市 |
| 就労継続支援A型 （雇用型） （再掲） | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人です。 | 市 |
| 就労継続支援B型 （非雇用型） （再掲） | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識能力の向上が期待される人です。 | 市 |
| 就労定着支援（再掲） | 利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行うものです。 利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題がある人です。 | 市 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。 | 市 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他の地域における生活に移行するために、重点的な支援を必要とする人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。 | 市 |
| 自立生活援助 | ひとり暮らしに必要な理解力や生活能力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 | 市 |
| 計画相談支援（再掲） | 障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人へのサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。 | 市 |
| 児童発達支援（再掲） | 未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等に通所させることで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 | 市 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。 | 市 |
| 放課後等デイサービス （再掲） | 学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。 | 市 |

第1部 第4章 第3期塩竈市障がい者福祉計画の施策展開

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|------------------|---|----------|
| 保育所等訪問支援 | 障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な指導を行います。 | 市 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児等重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 | 市 |
| 障がい児相談支援（再掲） | 障がいのある子どもが、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。 | 市 |
| 身体障がい者更生相談事業 | 補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障がい者等に対して、在宅訪問等によるリハビリテーション支援を行っています。 | 県 |
| 知的障がい者更生相談事業 | 知的障がいのある人への通所や在宅訪問等による相談により、療育、福祉サービス受給及び雇用に関する支援を行っています。 | 県 |
| 地域生活支援拠点センター運営事業 | 地域で生活する障がいのある人や子ども、家族等への相談及び緊急支援を行う地域生活支援コーディネート業務と、専門的かつ総合的な相談支援や地域の相談支援体制を強化するために必要な基幹相談支援業務等を担うサービス拠点施設です。 | 2市3町 |
| 移動支援事業（再掲） | 視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより介助を要する人に、介助員を派遣し外出支援を行います。 | 市 |
| 日常生活用具給付事業 | 障がいのある人等の日常生活を容易にするため、障がい種別ごとに日常生活に必要な特殊寝台やたん吸引器、人工喉頭等の用具を給付します。 | 市 |
| 訪問入浴 | 重度の身体障がいのある人で、居宅において入浴が困難な人に、浴槽を持参して入浴の介護を行います。 | 市 |
| 日中一時支援 | 日中活動の場所を確保し、日常的に介護している家族に、一時的な休息の時間を提供します。 | 市 |
| 補装具費の給付・貸与事業 | 失われた部位、欠損のある部分を補装具で補い、必要な身体能力の援護を行うものです。製作や修理に必要な費用を、法が定める基準額の範囲内で給付・貸与します。 | 市 |
| 車いすの貸し出し | 身体に障がいのある人に、車いすを短期間（2週間程度）必要とする場合、無料で貸し出します。 | 市社会福祉協議会 |
| 精神保健啓発・相談事業（再掲） | 精神保健に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会・健康相談会等を開催します。また、精神障がいのある人への病状の安定と地域で安心して暮らせるように、当事者及び家族会等に対し、家庭訪問や健康相談等様々な方法により支援を行います。 | 市 |
| 緊急通報システム設置事業（再掲） | ひとり暮らしの重度身体障がいのある人が、急病等の緊急時にペンダント方式のボタンを押すことにより、関係者に通報され、迅速な援護を行います。 | 市 |
| 身体障がい者福祉電話貸与事業 | 外出困難な重度の身体障がいのある人で、現在電話を保有していない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に電話を貸与します。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|----------|--|------|
| その他の軽減事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税・住民税の障がい者控除 ・ N H K放送受信料の免除 ・ 鉄道運賃の割引(12歳以上の方) ・ 航空運賃割引(12歳以上の方) ・ バス運賃の割引 ・ タクシー料金の割引 ・ 有料道路通行料金の割引 ・ N T T 番号案内料の免除 ・ 携帯電話使用料の割引 ・ 市営汽船旅客運賃の減免 | 各団体 |



資料 I

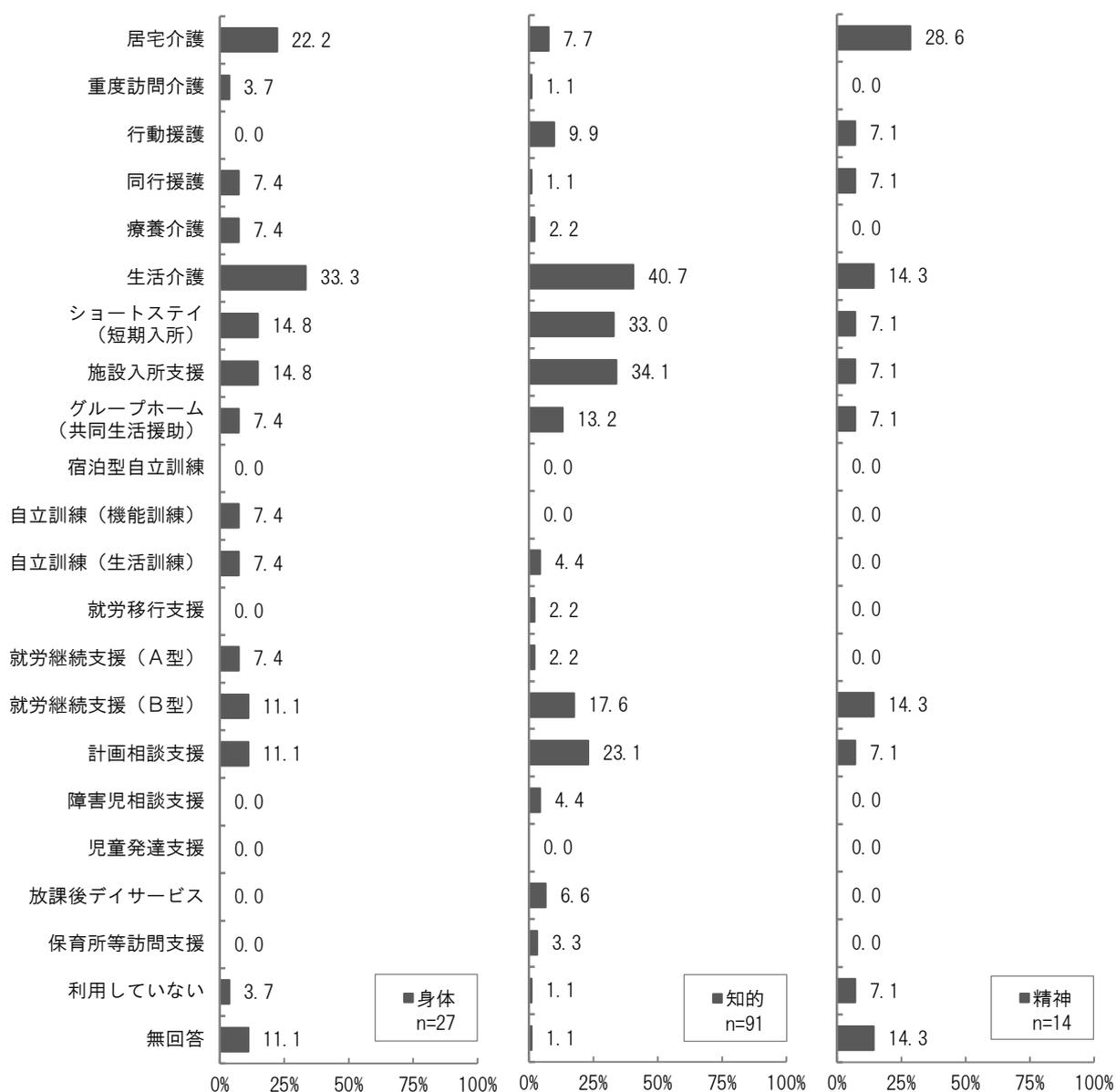
資料 I

1 アンケート調査結果（抜粋）

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

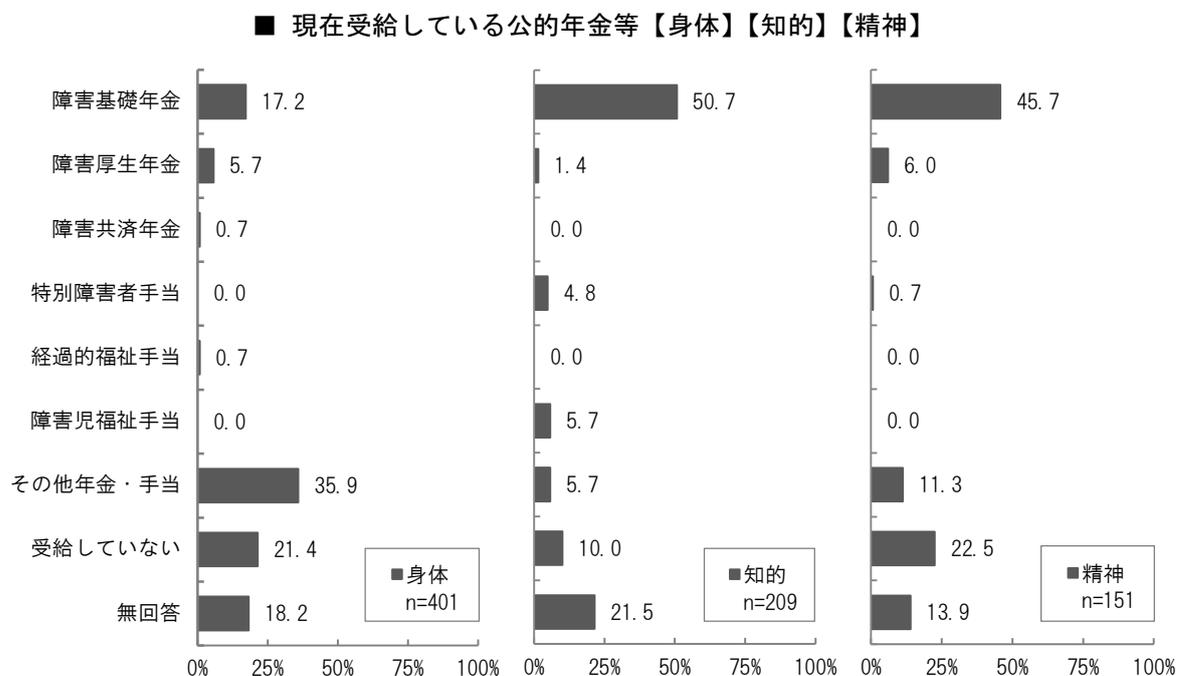
現在利用しているサービスをみると、「生活介護」が身体障がいのある人で33.3%、知的障がいのある人で40.7%と最も多く、精神障がいのある人では「居宅介護」28.6%が最も多くなっています。

■ 現在利用しているサービス【身体】【知的】【精神】



(2) 公的年金について

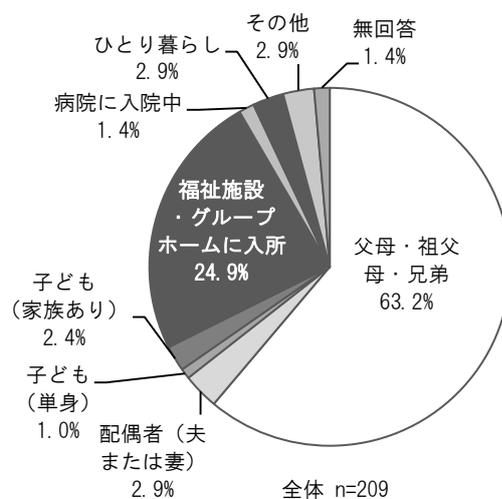
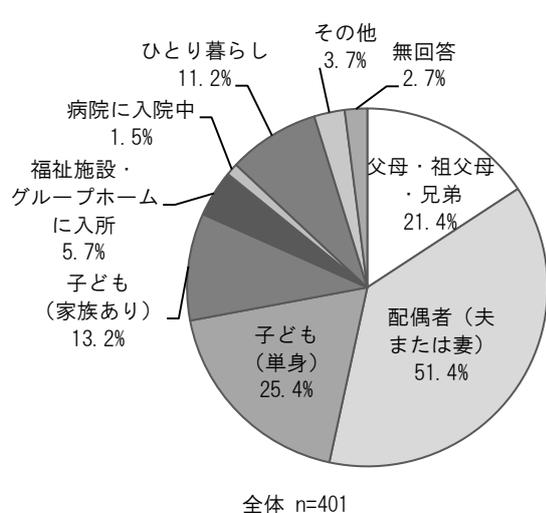
現在受給している公的年金等をみると、知的障がいのある人と精神障がいのある人では「障害基礎年金」(50.7%、45.7%)が最も多く、身体障がいのある人では「その他の年金・手当」(35.9%)が最も多くなっています。



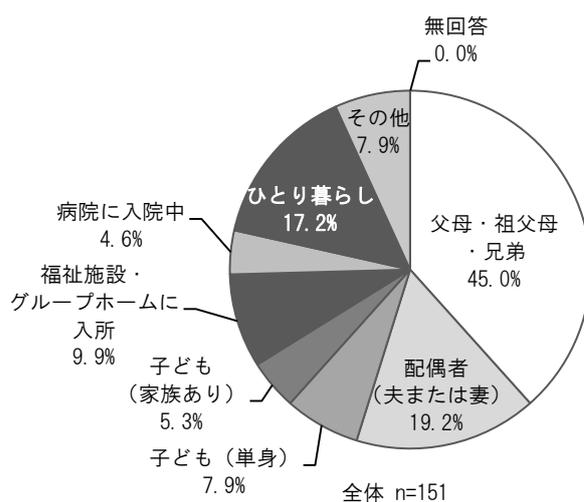
(3) 同居家族の有無について

一緒に暮らしている人についてみると、知的障がいのある人と精神障がいのある人では「父母・祖父母・兄弟」(63.2%、45.0%)が最も多く、身体障がいのある人では「配偶者(夫または妻)」(51.4%)が最も多くなっています。また、「ひとり暮らし」と回答した方は精神障がいのある人では17.2%となり、障がい別では最も多くなっています。

■ 一緒に暮らしている人(続柄)【身体】 ■ 一緒に暮らしている人(続柄)【知的】



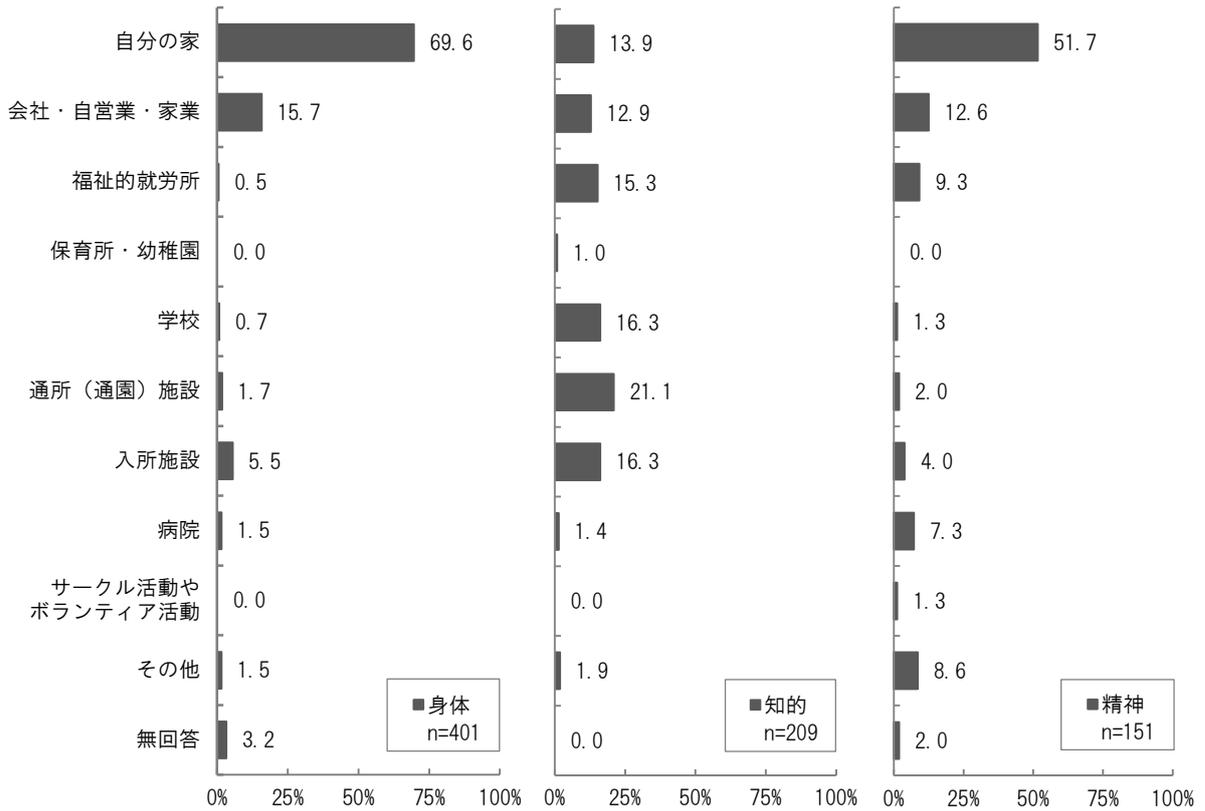
■ 一緒に暮らしている人(続柄)【精神】



(4) 平日の昼間の居場所について

平日の昼間に過ごす場所をみると、身体障がいのある人と精神障がいのある人では「自分の家」(69.6%、51.7%)が最も多く、知的障がいのある人では「通所(通園)施設」(21.1%)、となっています。

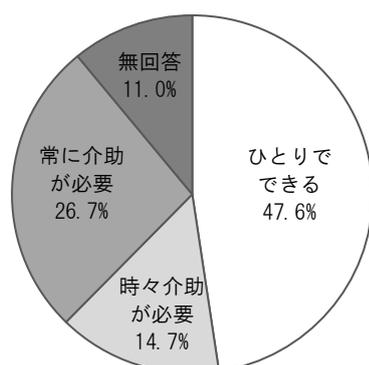
■ 平日の昼間に過ごす場所【身体】【知的】【精神】



(5) 外出について

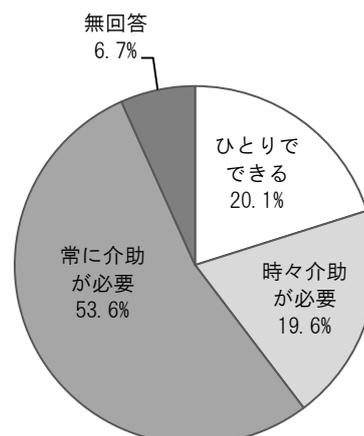
外出時の自立状況をみると、身体障がいのある人と精神障がいのある人では「ひとりでできる」(47.6%、60.9%)が最も多く、知的障がいのある人では「常に介助が必要」(53.6%)が最も多くなっています。

■ 外出時の自立状況【身体】



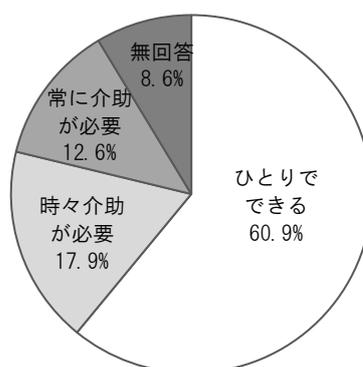
全体 n=401

■ 外出時の自立状況【知的】



全体 n=209

■ 外出時の自立状況【精神】

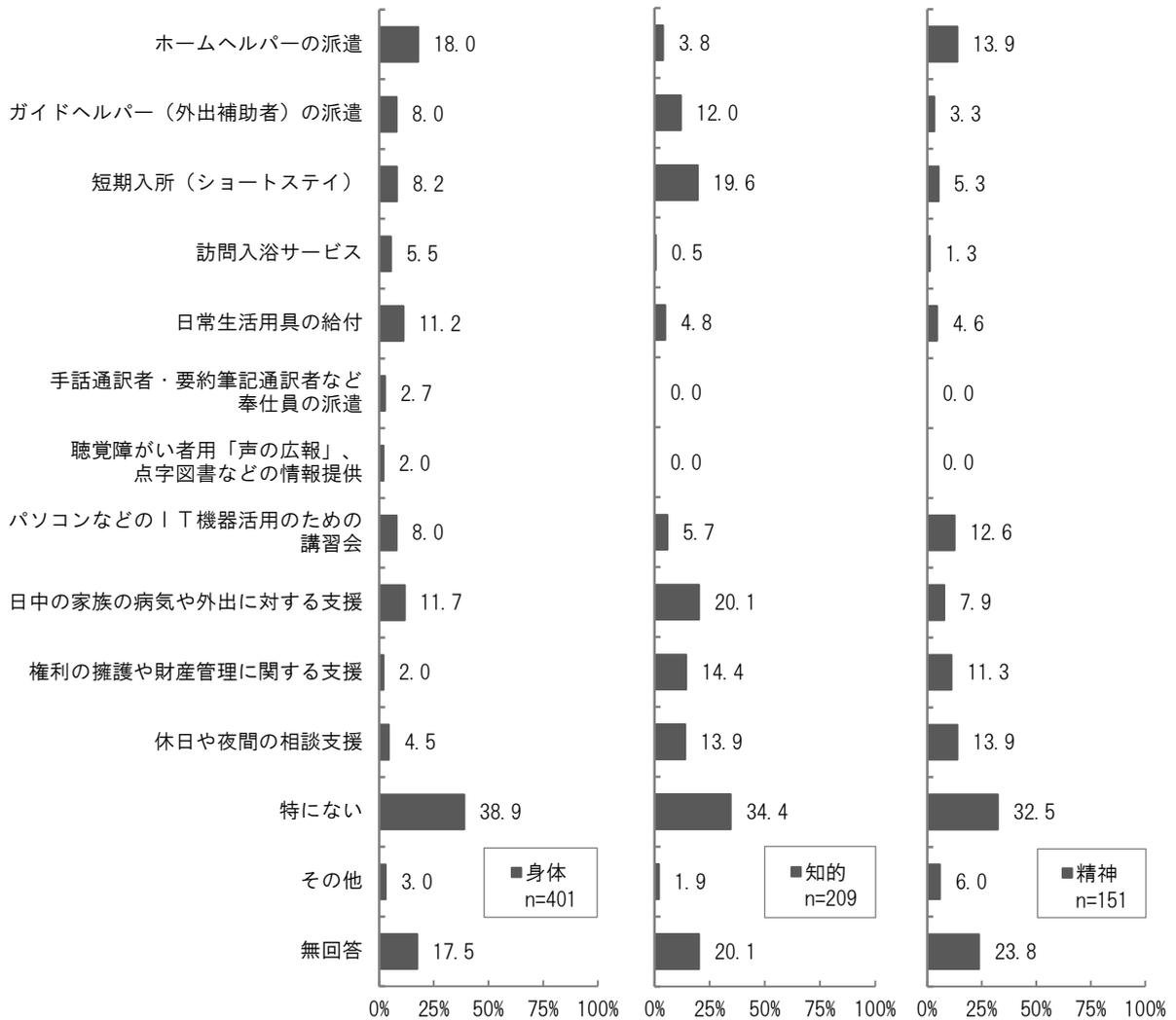


全体 n=151

(6) 今後利用したい在宅福祉サービスについて

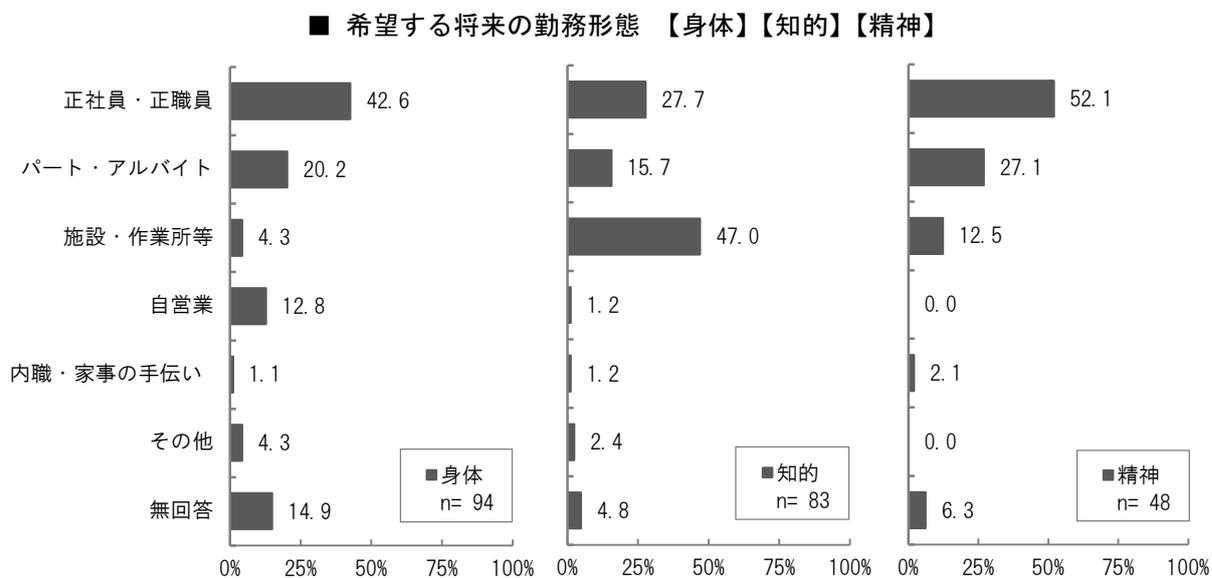
今後利用したい在宅福祉サービスでは、「特にない」がそれぞれ30%以上で最も多く、次いで身体障がいのある人では「ホームヘルパーの派遣」(18.0%)、知的障がいのある人では「日中の家族の病気や外出に対する支援」(20.1%)、精神障がいのある人では「ホームヘルパーの派遣」「休日や夜間の相談支援」(各13.9%)となっています。

■ 今後利用したい在宅福祉サービス【身体】【知的】【精神】



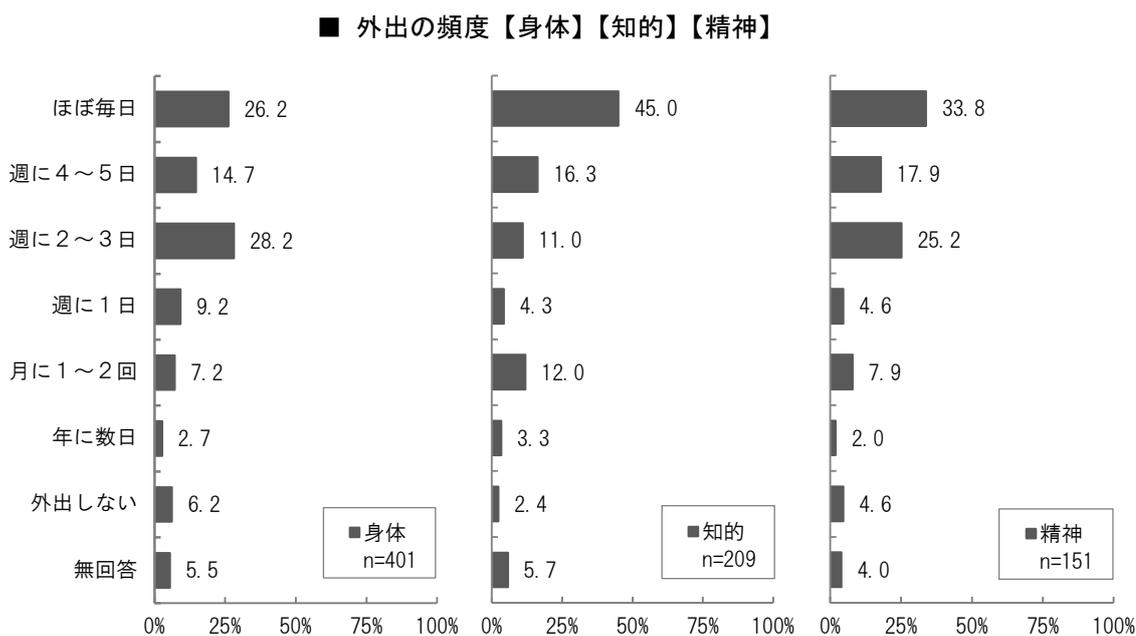
(7) 希望する将来の勤務形態について

現在就労中の方の希望する将来の勤務形態をみると、身体障がいのある人と精神障がいのある人では「正社員・正職員」(42.6%・52.1%)が最も多く、知的障がいのある人では「施設・作業所等」(47.0%)が最も多くなっています。



(8) 外出頻度について

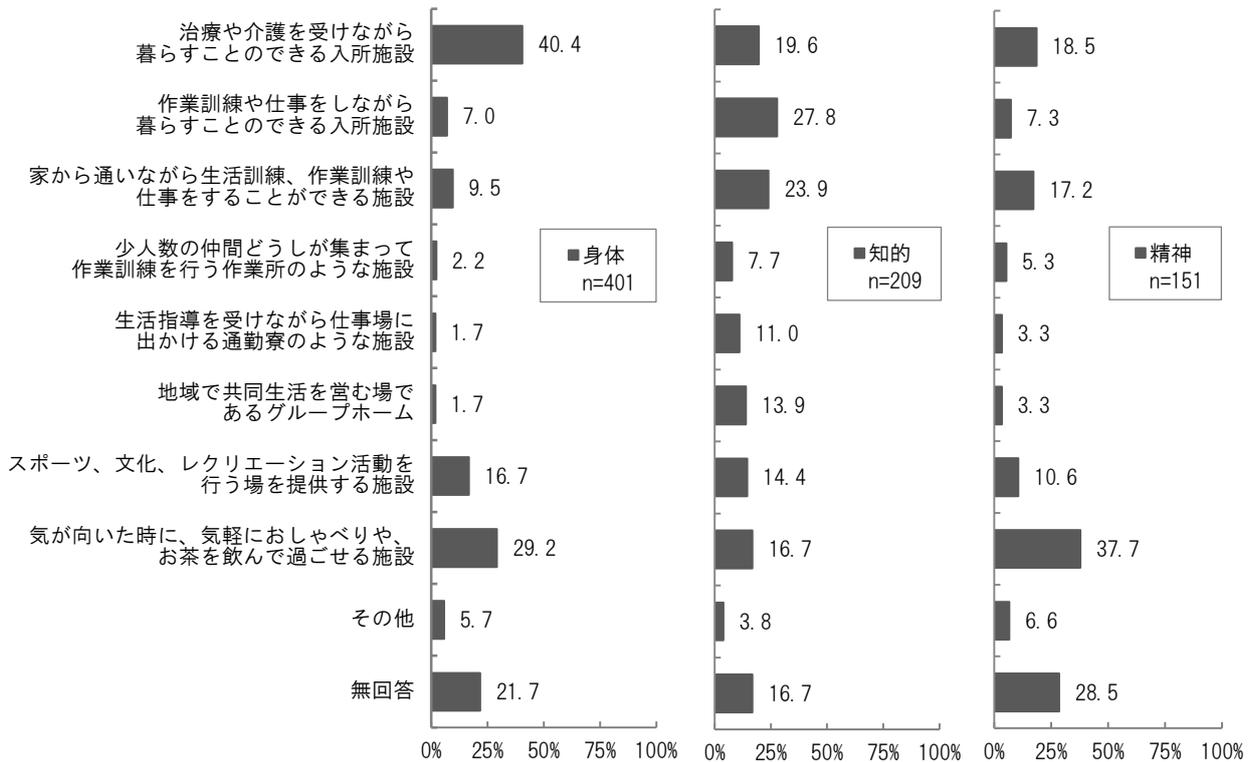
外出の頻度をみると、身体障がいのある人では「週に2～3日」(28.2%)が最も多く、知的障がいのある人と精神障がいのある人では「ほぼ毎日」(45.0%・33.8%)が最も多くなっています。



(9) 将来利用を希望する施設サービスについて

今後利用したい障がい者福祉施設では、「無回答」を除くと、身体障がいのある人では「治療や介護を受けながら暮らすことのできる入所施設」(40.4%)、知的障がいのある人では「作業訓練や仕事をしながら暮らすことのできる入所施設」(27.8%)、精神障がいのある人では「気が向いた時に、気軽におしゃべりや、お茶を飲んで過ごせる施設」(37.7%) が最も多くなっています。

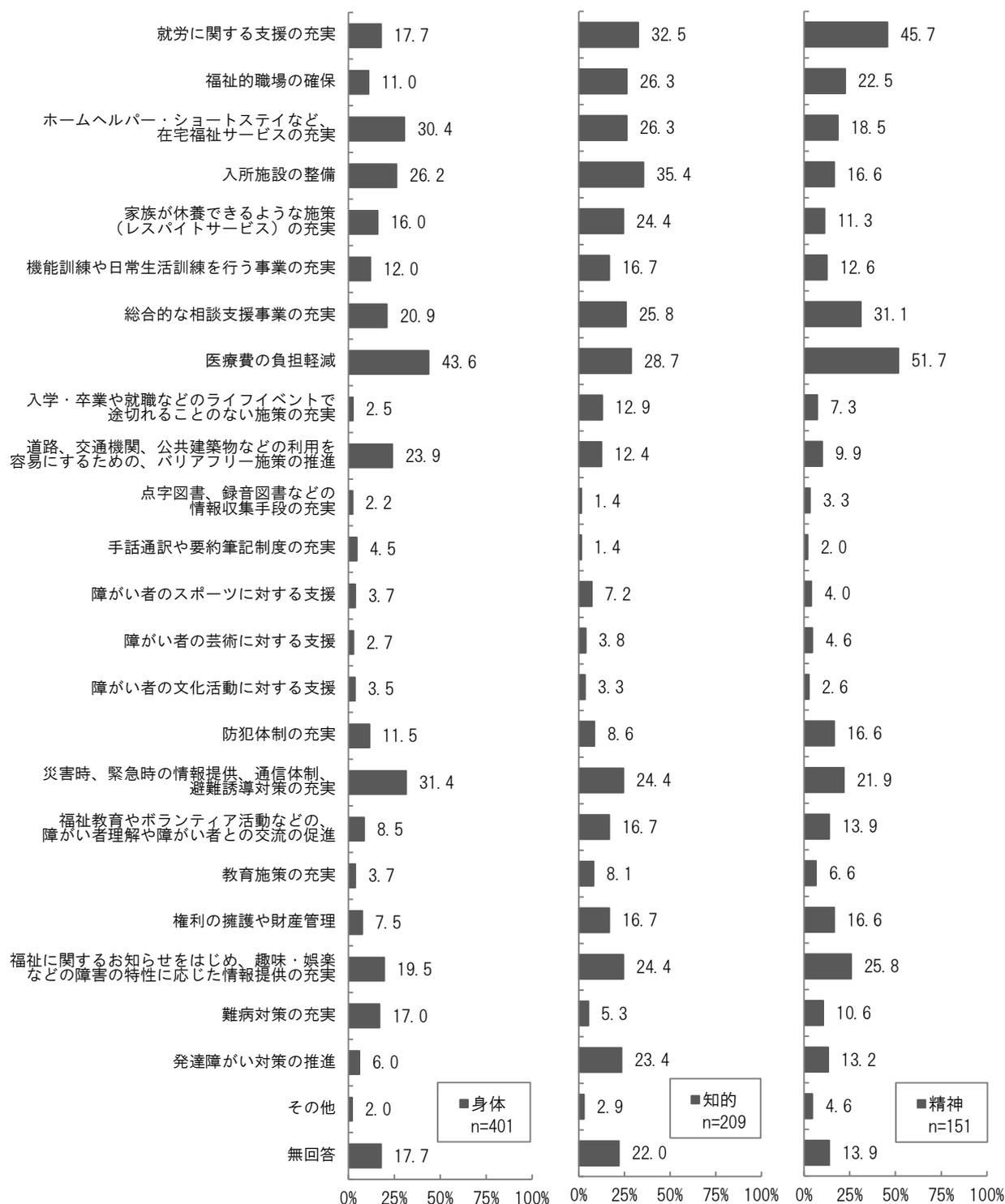
■ 今後利用したい障がい者福祉施設【身体】【知的】【精神】



(10) 今後充実して欲しいサービスについて

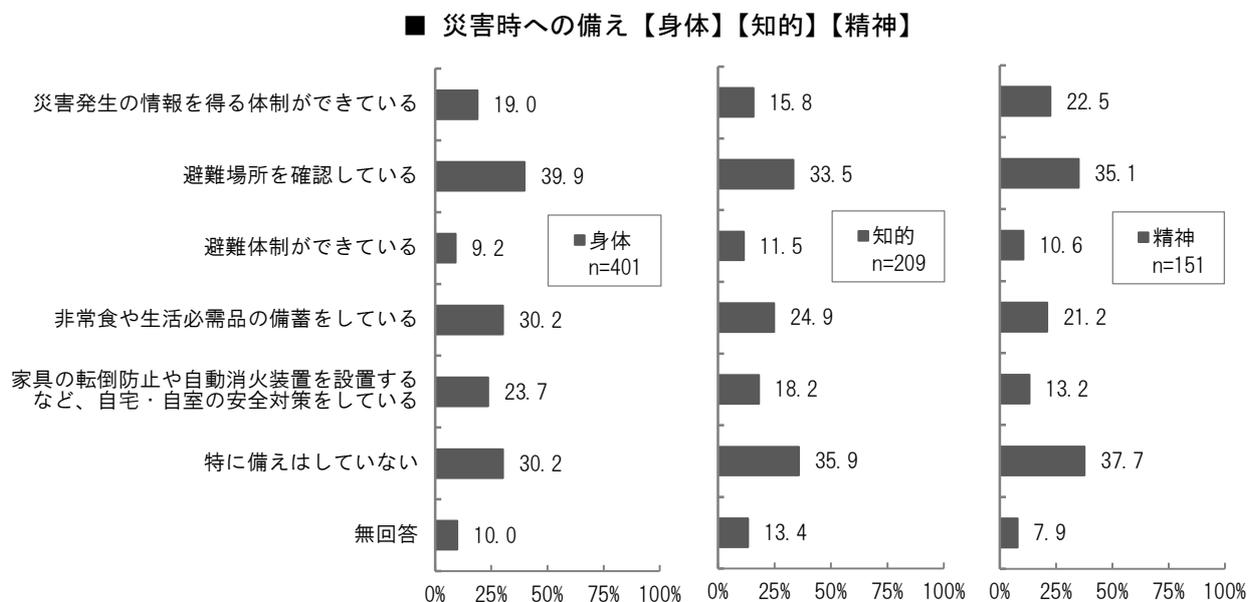
今後充実してほしいと考えるサービス、福祉施策をみると、身体障がいのある人が「医療費の負担軽減」(43.6%)、知的障がいのある人では「入所施設の整備」(35.4%)、精神障がいのある人では「医療費の負担軽減」(51.7%)が最も多くなっています。

■ 今後充実してほしいサービス、福祉施策【身体】【知的】【精神】



(11) 災害時への備えについて

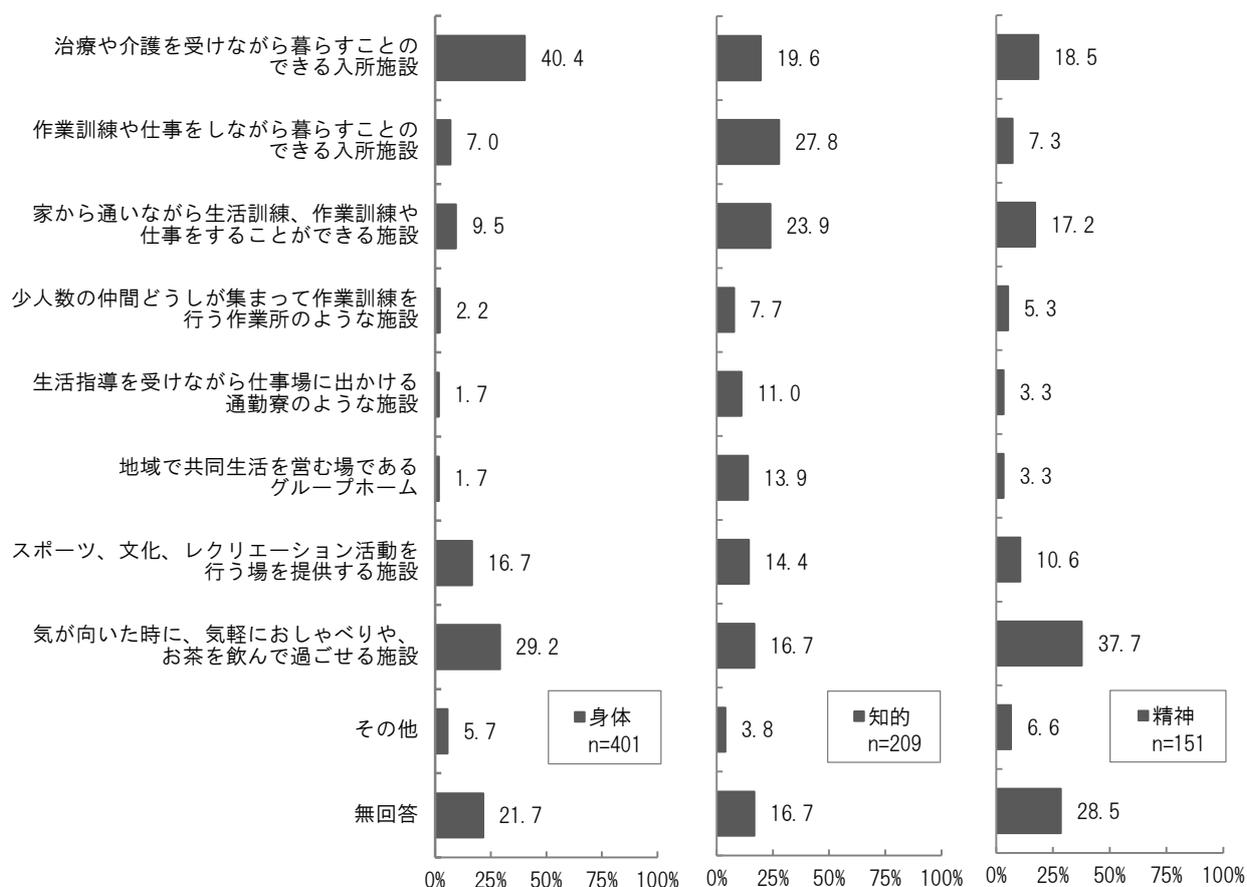
災害時への備えをみると、身体障がいのある人では「避難場所を確認している」(39.9%)が最も多く、知的障がいのある人と精神障がいのある人では「特に備えはしていない」(35.9%、37.7%)が最も多くなっています。



(12) 今後利用したい障がい者福祉施設

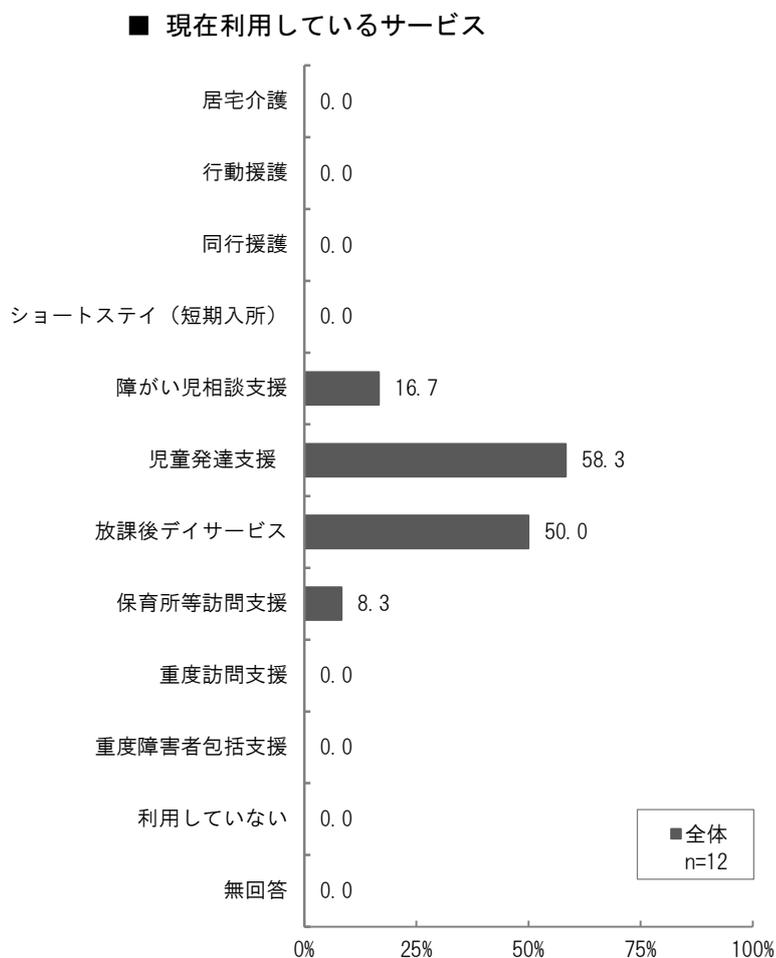
今後利用したい障がい者福祉施設では、「無回答」を除くと、身体障がいのある人では「治療や介護を受けながら暮らすことのできる入所施設」(40.4%)、知的障がいのある人では「作業訓練や仕事をしながら暮らすことのできる入所施設」(27.8%)、精神障がいのある人では「気が向いた時に、気軽におしゃべりや、お茶を飲んで過ごせる施設」(37.7%) が最も多くなっています。

■ 今後利用したい障がい者福祉施設【身体】【知的】【精神】



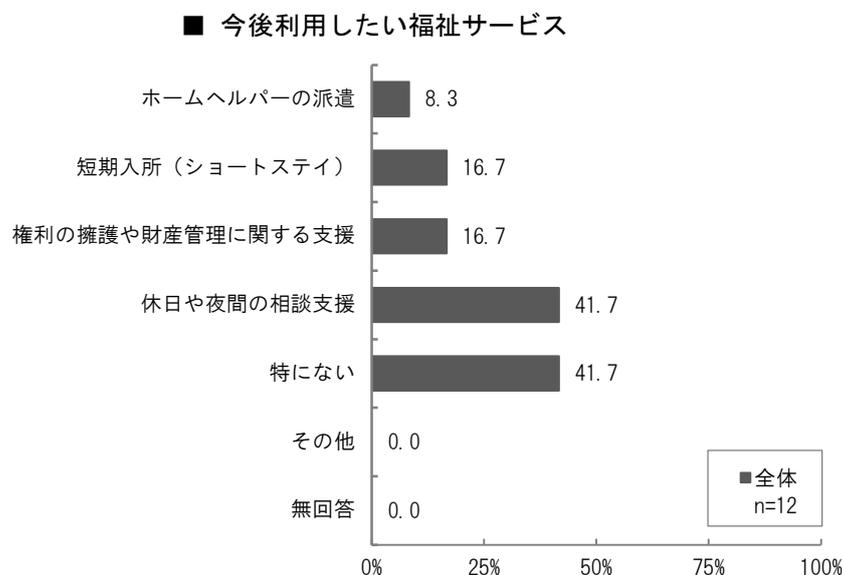
(13) 障がい福祉サービスの利用状況（発達障がい児等）

現在利用しているサービスを見ると、「児童発達支援」(58.3%)が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」(50.0%)、「障がい児相談支援」(16.7%)、となっています。



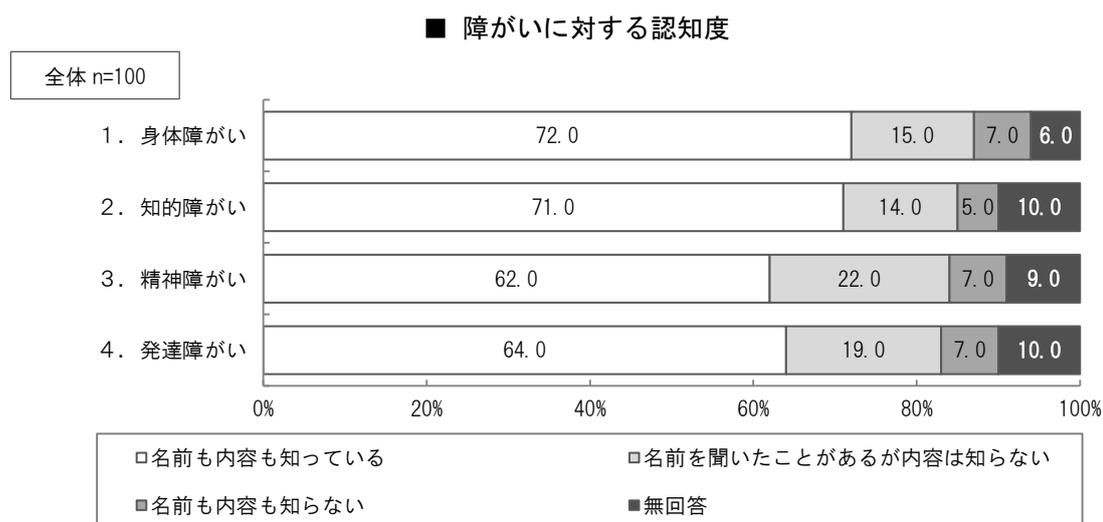
(14) 今後利用したい福祉サービス（発達障がい児等）

今後利用したい福祉サービスをみると、「休日や夜間の相談支援」、「特にない」（各41.7%）が最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」、「権利の擁護や財産管理に関する支援」（各16.7%）となっています。



(15) 障がいに対する認知度について（一般市民）

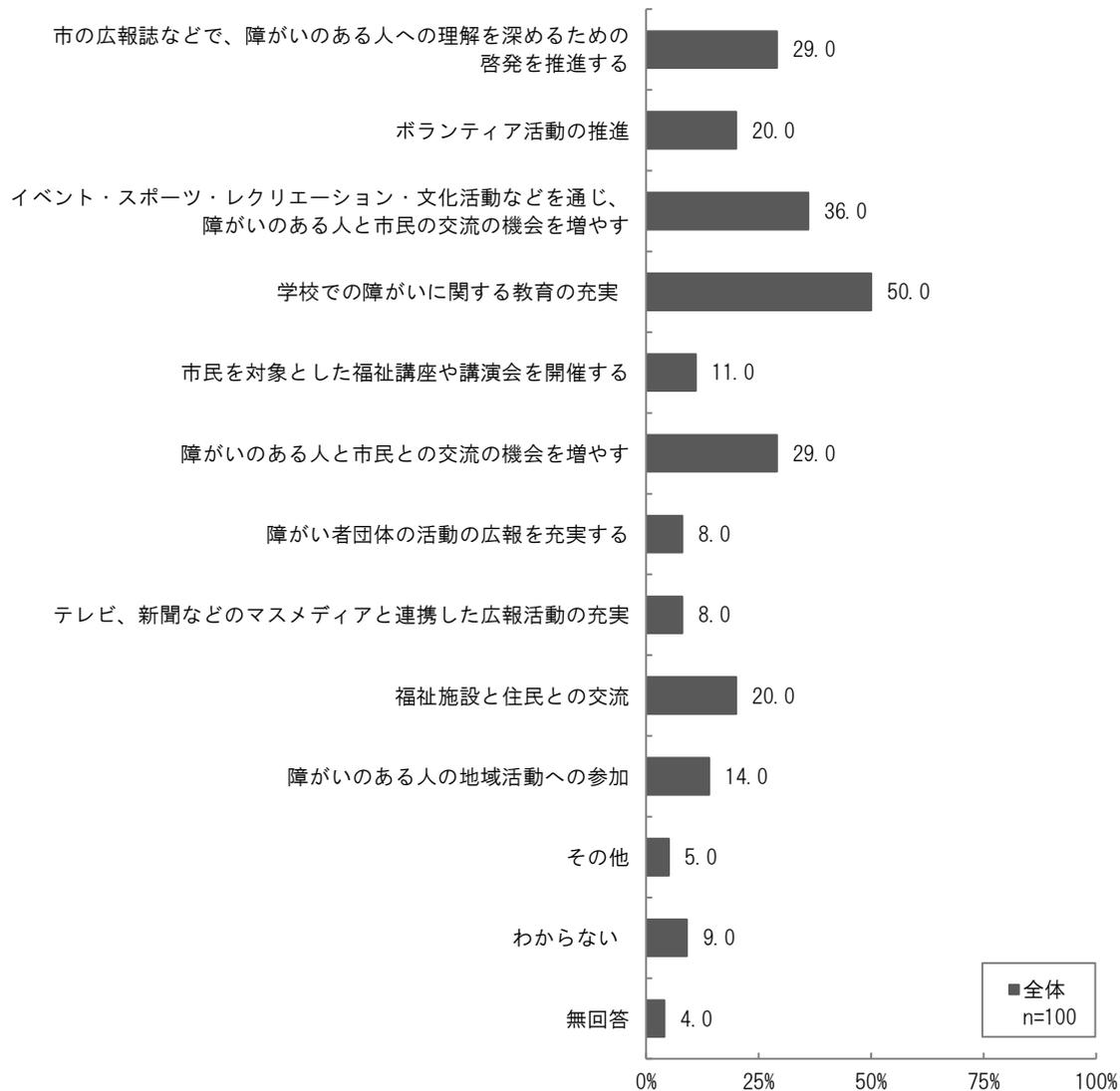
障がいに対する認知度をみると、すべての項目で「名前も内容も知っている」（72.0～62.0%）が最も多くなっています。



(16) 障がいに対する理解について（一般市民）

障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことをみると、「学校での障がいに関する教育の充実」（50.0%）が最も多く、次いで「イベント・スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通じ、障がいのある人と市民の交流の機会を増やす」（36.0%）、「市の広報誌などで、障がいのある人への理解を深めるための啓発を推進する」、「障がいのある人と市民との交流の機会を増やす」（各29.0%）となっています。

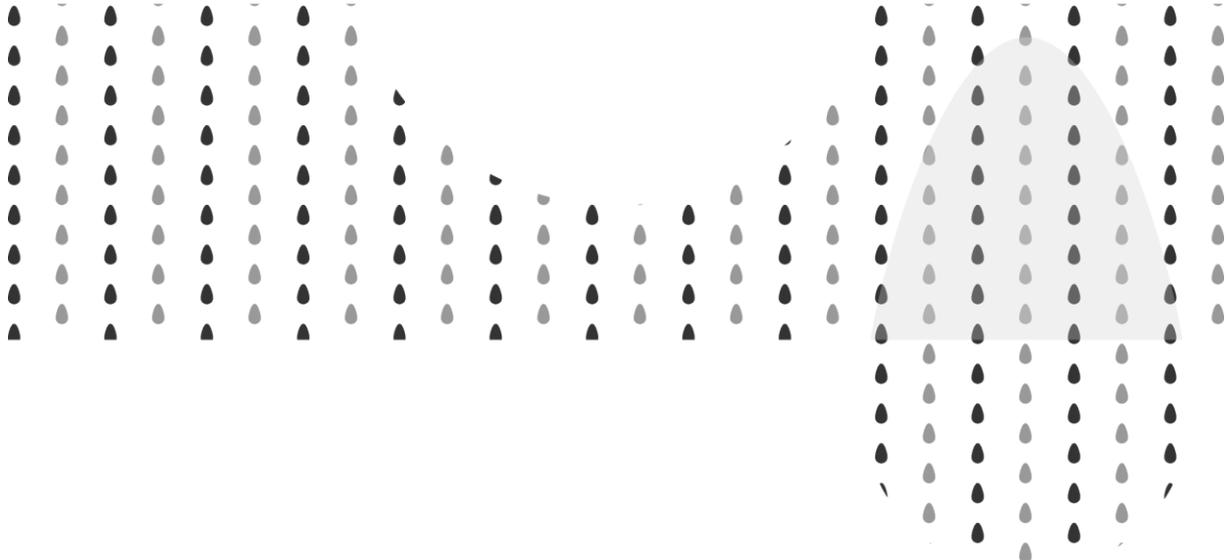
■ 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

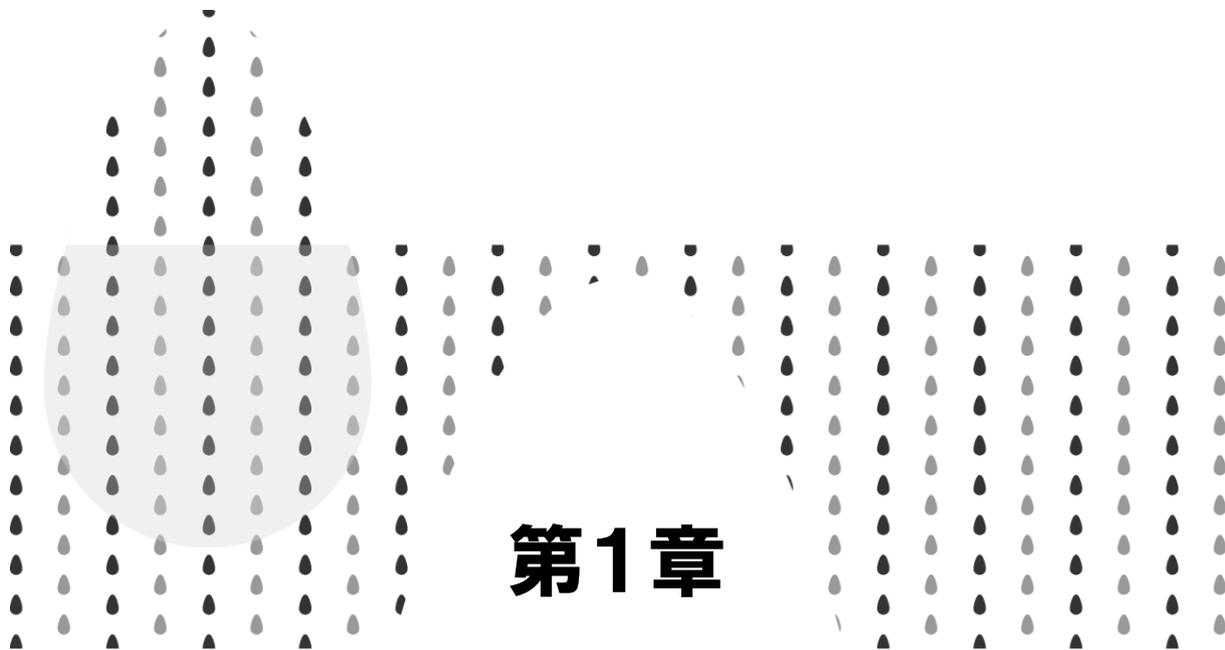




第2部

第5期 塩竈市 障がい福祉計画





第1章

計画策定の主旨

第1章 計画策定の主旨

1 第5期塩竈市障がい福祉計画策定の主旨

障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画です。

本市においても、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人及び障がいのある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、2016（平成28）年4月に施行した「障害者差別解消法」等の障がい福祉諸制度も踏まえ、「第5期障がい福祉計画」を策定します。

本計画は、「第3期塩竈市障がい者福祉計画（2018（平成30）年度～2023（平成35）年度）」を推進するための個別計画として一体的に作成する位置付けとし、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

計画の策定にあたっては、「第4期障がい福祉計画」の実績と地域の実情を踏まえて、2020年（平成32）年度を目標年度とし、各年度における障がい者に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標及びサービス別の必要量及び確保のための方策等を定めています。

■ 第5期障がい福祉計画 計画期間

| 年 度 | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) | 2021年度 (H33年度) | 2022年度 (H34年度) | 2023年度 (H35年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 障がい者福祉計画 | 第3期 障がい者福祉計画 | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第5期 障がい福祉計画 | | | 第6期 障がい福祉計画 | | |
| 障がい児福祉計画 | 第1期 障がい児福祉計画 | | | 第2期 障がい児福祉計画 | | |

2 第3期塩竈市障がい者福祉計画との関係

本計画は、障害者基本法に基づき、基本的な方向性を定めた、第3期塩竈市障がい者福祉計画の一部をなすものであり、障がいのある人に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

3 基本理念

本計画が、第3期塩竈市障がい者福祉計画を推進するための個別計画であることから、基本理念は「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」とします。

この基本理念のもと、第5期障がい福祉計画に、以下の施策を掲げます。

■ 第5期障がい福祉計画体系図

基本理念 だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

【提供体制確保のための目標】

1 障がい者へのサービス等の提供体制の確保に関する目標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点施設の充実
- (3) 福祉施設から一般就労への移行
- (4) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所数
- (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【支援の各サービス別の見込量及び確保のための方策】

1 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援サービス（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

2 地域生活支援事業の必要な量の見込み

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) コミュニケーション支援事業
- (6) 日常生活用具給付事業
- (7) 手話奉仕員養成研修事業
- (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター
- (10) 訪問入浴サービス
- (11) 日中一時支援事業
- (12) スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- (13) 声の広報発行事業

【計画の推進について】

1 障がい者への福祉サービスの円滑な提供

- (1) 制度の周知
- (2) 障がい福祉サービス等の適正化
- (3) 相談支援体制の充実

2 計画の推進体制と進行管理

- (1) 県・関係機関との連携強化
- (2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置
- (3) 本計画における進行管理と評価

4 第4期塩竈市障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)の成果

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行等に関する成果

- 福祉施設入所者の地域生活への移行については、依然として、施設入所に対するニーズが高く、あわせて、障がいのある人の受け皿となるグループホームの整備が進まず、目標達成率は50%でした。今後は、地域における居住の場としてのグループホームや、訪問系サービスや日中活動系サービスにより、障がいのある人等への生活支援の充実を図っていく必要があります。

【福祉施設入所者の地域生活への移行者数】

2017(平成29)年度末までの目標4人に対して、2人が移行(目標達成率:50%)。

- 福祉施設利用者の一般就労への移行については、就労支援系サービス事業所の手厚い支援もあり、目標を大幅に上回っています。今後も就労支援系サービスの確保や障がいのある人への理解の促進等により、就労の確保や定着を図るための支援を継続していく必要があります。

【地域生活支援拠点施設等整備】

2017(平成29)年度までの目標である市または圏域に1か所整備に対して、2市3町圏域内に1か所整備済み。

- 地域生活支援拠点施設の整備については、目標が達成されています。今後は、地域に居住する障がいのある人の居住支援を図るため、拠点センター機能の拡充が必要となります。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

2017(平成29)年度中の目標2人に対して、5人が移行。

- 就労移行支援事業の利用者数については、目標が達成されています。しかし、就労移行支援事業所の確保については、市内への事業所設置に向けた事業者への支援が必要です。

【就労移行支援事業の利用者数】

2017(平成29)年度末時点での目標8人に対して、16人が利用。

(2) 障がい福祉サービス等の成果

【訪問系サービス】

- 第4期計画期間のサービス利用実績
居宅介護と行動援護は減少傾向、重度訪問介護と同行援護は横ばいで推移しています。

【日中系サービス】

- 第4期計画期間のサービス利用実績
生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護は横ばいで推移しています。
また、自立訓練（生活訓練）、短期入所は、増加傾向で推移しています。

【居住系サービス】

- 第4期計画期間のサービス利用実績
施設入所支援は横ばい、共同生活援助（グループホーム）は減少傾向で推移しています。

【相談支援サービス】

- 第4期計画期間のサービス利用実績
計画相談支援は、セルフプランからサービス等利用計画への移行の他、新規相談者の対応等により、年々増加傾向で推移しています。
地域定着支援は2017（平成29）年4月に地域生活支援拠点センターの開設に伴い、2017（平成29）年度からサービスが開始されました。

(3) 地域生活支援事業の成果（抜粋）

- 相談支援については、2013（平成25）年度から社会福祉士等の資格所有者を有する事業所に委託し、相談支援の向上が図られました。今後も相談支援事業を充実する必要があります。

【相談支援事業】

2015（平成27）年度相談件数：見込6,100件に対して、実績10,315件。

2016（平成28）年度相談件数：見込6,200件に対して、実績7,815件。

2017（平成29）年度相談件数：見込6,300件に対して、12,117件の実績見込。

5 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービス等の利用状況

■ 障がい福祉サービス等の利用状況

(単位:人)

| サービス名称 | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 居宅介護 | 42 | 47 | 67 | 75 | 70 |
| 重度訪問介護 | 4 | 4 | 5 | 2 | 2 |
| 同行援護 | 4 | 11 | 13 | 12 | 14 |
| 行動援護 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 |
| 重度障がい者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活介護 | 94 | 104 | 105 | 105 | 109 |
| 自立訓練(機能訓練) | - | - | - | 1 | 1 |
| 自立訓練(生活訓練) | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 宿泊型自立訓練 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 就労移行支援 | 10 | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 就労継続支援A型 | 13 | 20 | 26 | 40 | 45 |
| 就労継続支援B型 | 77 | 81 | 84 | 80 | 79 |
| 療養介護 | 10 | 9 | 9 | 9 | 7 |
| 短期入所(福祉型) | 27 | 27 | 35 | 41 | 41 |
| 短期入所(医療型) | - | - | - | 0 | 1 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 54 | 55 | 61 | 54 | 53 |
| 施設入所支援 | 58 | 59 | 60 | 59 | 59 |
| 計画相談支援 | - | - | 80 | 183 | 259 |
| 地域移行支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※単位:人(1か月あたりの延利用人数)

(2) 地域生活支援事業の利用状況

■ 地域生活支援事業の利用状況

(単位:人)

| サービス名称 | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 手話通訳者派遣事業 | 0 | 3 | 18 | 0 | 0 |
| 手話奉仕員派遣事業 | 7 | 33 | 42 | 9 | 6 |
| 手話通訳者設置事業 | 58 | 34 | 52 | 21 | 17 |
| 手話奉仕員養成研修 受講者数 | - | - | - | 8 | 6 |
| 日常生活用具給付 | 1,517 | 1,514 | 1,467 | 1,412 | 1,477 |
| 移動支援 | 486 | 372 | 435 | 431 | 531 |
| 地域活動支援センター | 12.4 | 14.3 | 14.4 | 13 | 12 |
| 訪問入浴サービス | 31 | 78 | 111 | 113 | 91 |
| 日中一時支援 | 160 | 128 | 11 | 21 | 74 |
| 障がい者スポーツ教室 | 497 | 499 | 500 | 554 | 609 |
| 声の広報等発行 | 20 | 20 | 20 | 14 | 15 |
| 自動車運転免許・改造助成 | 1 | 2 | 2 | 2 | - |
| 成年後見制度利用支援 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※単位:人(1か月あたりの延利用人数)

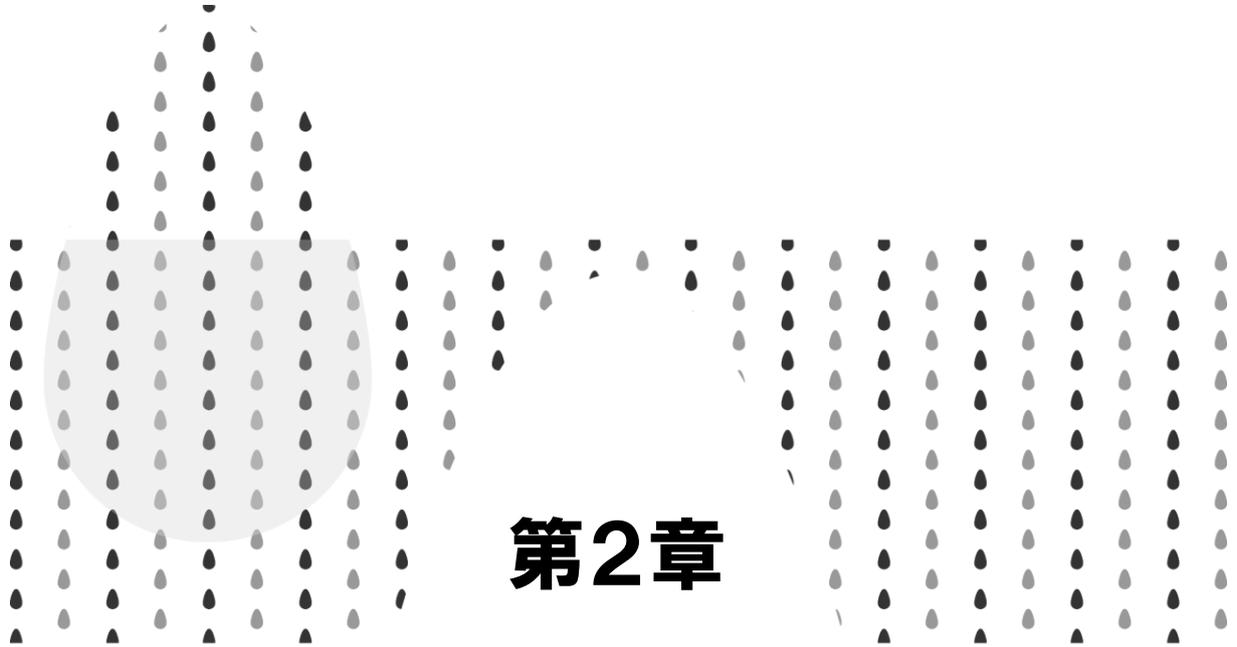
(3) その他の在宅福祉サービス(塩竈市単独事業)の利用状況

■ 塩竈市単独事業の利用状況

(単位:人)

| 事業名 | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| タクシー利用助成 | 524 | 517 | 509 | 526 | 522 |
| 自動車燃料費助成 | 572 | 579 | 600 | 592 | 607 |
| 福祉電話 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 緊急通報 | 6 | 4 | 4 | 3 | 2 |

※単位:人(1か年あたりの延利用人数)



第2章

提供体制確保のための目標

第2章 提供体制確保のための目標

1 障がい者へのサービス等の提供体制の確保に関する目標

障がいのある人の自立支援に向けて、国が2017（平成29）年3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通園支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、2020（平成32）年を目標年次として、次に掲げる事項について、第4期計画の実績の把握や分析を行い、地域の実情も踏まえながら成果目標を設定しました。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

第5期計画での目標は、国が示す移行基準に基づき、2016（平成28）年度末時点における施設入所者の9%以上を2020（平成32）年度末までに地域生活へ移行するとともに、2020（平成32）年度末時点における福祉施設入所者を2016（平成28）年度末時点から2%以上削減することを基本としています。

本市においては、第4期計画の実績と施設入所待機者の実態や地域移行者の受け皿となるグループホームの整備状況の進捗等を踏まえて、地域生活への移行者数を5%と設定し、削減見込数は、今後も施設入所待機者の受入れが見込まれることから、第5期計画の目標値の設定は行いませんでした。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|--------------|--|
| 2016（平成28）年度末の入所者数（A） | 59人 | 2016（平成28）年度末の福祉施設入所者数 |
| 2020（平成32）年度末の入所者数（B） | 60人 | 2020（平成32）年度末の福祉施設入所者見込数 |
| 【目標値】 2020（平成32）年度末時点における福祉施設入所者削減見込数 | 0人 | 2018（平成30）年以降も、福祉施設入所待機者の受入れが見込まれるため |
| 【目標値】 2020（平成32）年度末までの地域生活移行者数 | 3人 (5%移行) | 2016（平成28）年度末時点の、福祉施設入所者数の約5%を目標値として設定 |

（2）地域生活支援拠点施設の充実

国が示した成果目標では、2017（平成29）年度までに地域生活支援拠点を市または圏域に少なくとも1か所整備することとなっていますが、2017（平成29）年4月に、2市3町（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により地域生活支援拠点センターを設置しました。

今後は、宮城東部地域自立支援協議会を中心に、2市3町が連携し拠点センターの機能強化や、地域資源を活用した面的整備の推進等について検討・協議を行いながら、体制の充実を図っていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

第5期計画での目標は、国が示す移行基準に基づき、2020（平成32）年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にすることを基本としていますが、第4期計画の実績や本市の実態を踏まえて、一般就労への移行者数は7人と設定しました。

■ 福祉施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標

| 項目 | 数 値 | 考 え 方 |
|--------------------------------|--------------|---|
| 2016（平成28）年度の一般就労移行者数 | 5人 | 就労移行支援事業等を通じての、 2016（平成28）年度中の一般就労移行者数 |
| 【目標値】 2020（平成32）年度の一般就労移行者数 | 7人 (1.4倍) | 2016（平成28）年度中の、一般就労移行者数の 1.4倍を目標値として設定 |

※福祉施設からの移行とは、就労移行支援または就労継続A型施設等から一般就労に移行すること。在宅や地域活動支援センター（藻塩の里）からの就労は除かれます。

(4) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所数

国の指針においては、就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末から20%以上増加、また、就労移行率が30%以上の事業所の割合を全体の50%以上とすることを基本としています。

就労移行支援事業の2016（平成28）年度末利用者は9人であることから、目標値は11人となりますが、第4期計画の実績や特別支援学校卒業生の就労支援の充実等を勘案し、第5期計画の目標値を18人と設定しました。

また、就労移行支援事業所については第4期計画期間において、市内で指定を受ける事業所が1か所ありましたが、現在は廃止されています。

第5期計画においては、少なくとも就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所を市内に1か所確保することを目標に、目標値を設定しました。

■ 就労移行支援事業及び事業所の利用目標

| 項目 | 数 値 | 考 え 方 |
|---|-------------|---|
| 2016（平成28）年度末の 就労移行支援事業利用者数 | 9人 | 2016（平成28）年度末の就労移行支援事業利用者数 |
| 【目標値】 2020（平成32）年度末の 就労移行支援事業利用者数 | 18人 (2倍) | 2016（平成28）年度末における就労移行支援事業 利用者数の2倍を目標値として設定 |

■ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|------|-----------------------------------|
| 2020（平成32）年4月1日の就労移行支援事業所見込数（A） | 1事業所 | 2020（平成32）年4月1日時点での就労移行支援事業所数 |
| 2020（平成32）年度における就労移行率3割以上の事業所数（B） | 1事業所 | 2020（平成32）年度における就労移行率3割以上の事業所数 |
| 【目標値】 2020（平成32）年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合（B）／（A） | 100% | 2020（平成32）年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合 |

（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取り組みに加え、障がいのある人もない人も共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の構築を図るために、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しており、すべての市町村ごとに、保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、2020（平成32）年度末までに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、圏域を含めて関係機関と連携しながら協議の場を設置するための検討を行っていきます。

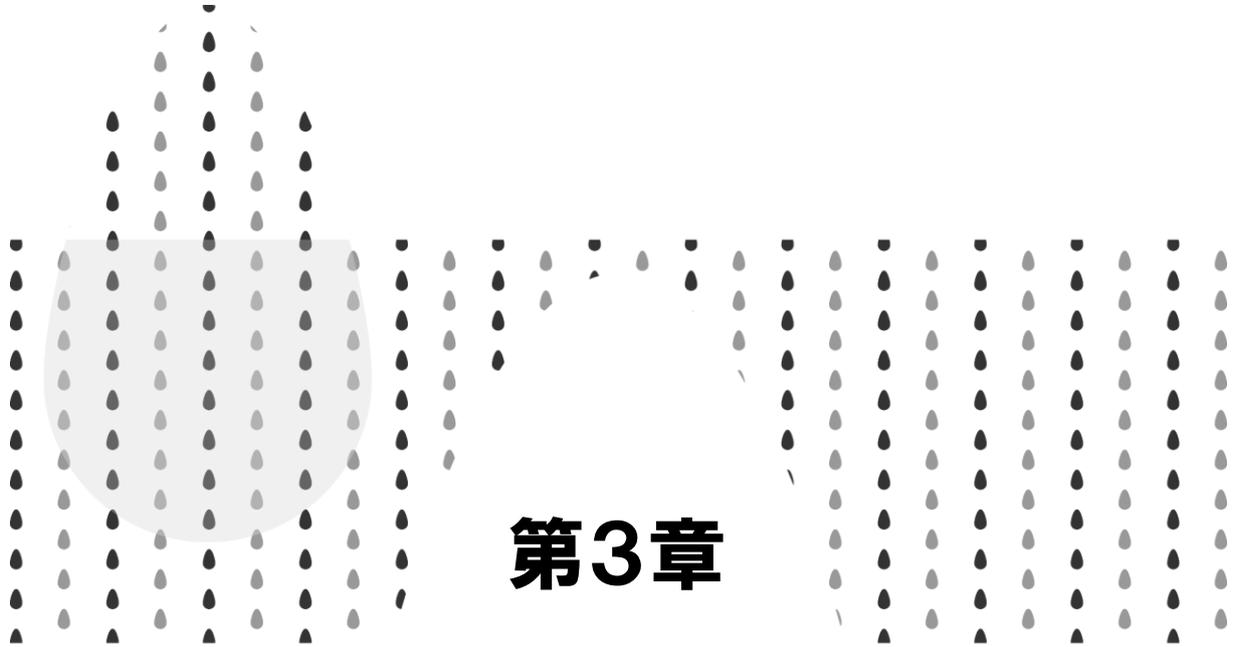
■ 保健、医療、福祉による協議の場の設置目標

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|------------------------|-------|--------------------|
| 保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置 | 1か所設置 | 2020（平成32）年度末までに設置 |

第2部 第2章 提供体制確保のための目標

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。





第3章

支援の各サービス別の見込量及び 確保のための方策

第3章 支援の各サービス別の見込量及び 確保のための方策

1 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

障害者総合支援法に基づき、全国で統一して実施される福祉サービスです。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護・重度訪問介護

居宅介護については、介護保険法での制度の改正に伴い、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ切り替える利用者がいたこと等を反映し、第4期計画期間における利用実績は減少傾向で推移しています。今後は、難病患者からの相談や介護保険給付サービスを障がい福祉サービスで補う利用者の増加または、施設入所者や入院患者の地域への移行等を勘案し、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

重度訪問介護については、圏域にたん吸引ができる事業所が不足しており、新規利用者の受け入れが困難な状況にあります。今後は、受け入れ可能な新規事業所の開設や、療養介護サービス利用者の外出支援への対応も踏まえ、計画値は微増で見込みました。

② 同行援護・行動援護

同行援護についてはイベントや交流会、または市役所をはじめとする関係機関での手続きを行う際に利用され、第4期計画期間における利用実績はほぼ横ばいで推移しています。地域生活支援事業の移動支援事業との併用を勘案し、第5期計画の計画値は微増で見込みました。

行動援護については、支給要件の影響もあり、サービス利用につながらない状況がありました。今後は、行動障がいのある障がい児を中心に障がい児相談支援を活用しての利用や、受け入れ事業所の充足等により、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

③ 重度障がい者等包括支援

重度障がい者等包括支援は、市内・圏域内に事業所が存在しないこと等から、計画値はゼロとしましたが、計画期間内において事業所開設後、利用者ニーズの動向を踏まえながら対応していきます。

■ 訪問系サービス

| サービス | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 居宅介護 | 75人 | 70人 | 66人 | 70人 | 75人 | 80人 |
| | 948時間 | 839時間 | 744時間 | 840時間 | 900時間 | 960時間 |
| 重度訪問介護 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | 3人 |
| | 301時間 | 235時間 | 279時間 | 279時間 | 419時間 | 419時間 |
| 同行援護 | 12人 | 14人 | 14人 | 14人 | 15人 | 16人 |
| | 97時間 | 105時間 | 113時間 | 126時間 | 135時間 | 144時間 |
| 行動援護 | 4人 | 3人 | 2人 | 5人 | 6人 | 7人 |
| | 10時間 | 18時間 | 16時間 | 40時間 | 48時間 | 56時間 |
| 重度障がい者等包括支援 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、単位：時間(1か月あたりの延利用時間)

【訪問系サービスの見込量を確保するための方策】

- 介護保険サービス事業所等への指定障がい福祉サービスの理解や情報提供を行い、サービス提供体制の充実を図っていきます。
- 退院可能な精神障がいのある人及びその家族を支援するために、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携を強化し、退院後における支援体制の整備を図ります。
- 県や関係機関等が開催する各種講座・研修等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

第4期計画の利用実績は増加率が小幅でしたが、このことは生活介護へのニーズはあるものの、市内、圏域内の事業所の不足が大きな原因となっております。今後は、特別支援学校を卒業する卒業生の受け皿として、また、重度障がいをもっている人の家事や生活相談、日常生活上の必要な支援等、今後の生活介護へのニーズの高まりも踏まえ、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・宿泊型自立訓練

機能訓練は介護保険が利用できない障がいのある人が、身体的障がいのリハビリテーションを目的に利用しています。介護保険事業所でリハビリ訓練を受ける多くの利用者がいること及び市内や圏域に機能訓練を行える事業所が無いこと等を踏まえ、第5期計画の計画値は横ばいとしました。

生活訓練は、精神科病院等を退院した障がいのある人が、グループホームや自宅での生活が可能となるよう、日常生活の訓練を行うために利用しています。

第4期計画期間では相談支援事業所の支援もあり、幅広く事業所を利用できる状況となっています。宿泊型自立訓練と併用利用される場合が多々あり、また今後の利用者ニーズの高まりも考慮し、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

③ 就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援

就労継続支援A型は、相談支援事業所の支援により、幅広く職種が選べるようになったことや、他市の事業所へ通所する利用者ニーズの高まりも踏まえ、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

就労継続支援B型や就労移行支援は特別支援学校卒業生の受け皿として、また就労に必要な知識や能力の向上を図るために利用されています。今後も利用者ニーズの高まりを踏まえ、増加傾向で見込みました。就労移行支援は、契約期間による制限もあり、第5期計画の計画値は横ばいとしました。

就労定着支援は、2018（平成30）年度から創設されるサービスです。利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている人等となっています。支援内容は、利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。今後は、新規事業所の開設や利用者ニーズ等の動向も踏まえ、関係機関と連携し適切なサービスの提供に努めます。

④ 療養介護

現在、療養介護サービスの利用者の受入れが可能な医療機関は県内に3か所ありますが、依然として利用者ニーズがあり、また待機者もいる状況も踏まえ、第5期計画の計画値は微増で見込みました。

⑤ 短期入所（ショートステイ）

本サービスは、定期的な入所と緊急時の預かり先や介護者の負担軽減等に対する利用者ニーズの他、介護者の高齢化等も踏まえ、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

また、医療的ケアに対するニーズが高まってきていることから、市内や2市3町において短期入所（医療型）事業所の設置が求められます。

■ 日中活動系サービス

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 生活介護 | 105人 | 109人 | 106人 | 108人 | 110人 | 112人 |
| | 2,070 人日分 | 2,156 人日分 | 2,094 人日分 | 2,160 人日分 | 2,200 人日分 | 2,240 人日分 |
| 自立訓練（機能訓練） | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 30 人日分 | 30 人日分 | 22 人日分 | 23 人日分 | 23 人日分 | 23 人日分 |
| 自立訓練（生活訓練） | 1人 | 3人 | 4人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| | 10 人日分 | 43 人日分 | 79 人日分 | 120 人日分 | 140 人日分 | 160 人日分 |
| 宿泊型自立訓練 | 1人 | 2人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| | 12 人日分 | 57 人日分 | 143 人日分 | 174 人日分 | 203 人日分 | 232 人日分 |
| 就労移行支援 | 9人 | 9人 | 16人 | 18人 | 18人 | 18人 |
| | 111 人日分 | 140 人日分 | 264 人日分 | 288 人日分 | 288 人日分 | 288 人日分 |
| 就労継続支援A型（雇用型） | 40人 | 45人 | 43人 | 50人 | 55人 | 60人 |
| | 775 人日分 | 867 人日分 | 880 人日分 | 1,050 人日分 | 1,155 人日分 | 1,260 人日分 |
| 就労継続支援B型（非雇用型） | 80人 | 79人 | 80人 | 85人 | 90人 | 95人 |
| | 1,391 人日分 | 1,405 人日分 | 1,337 人日分 | 1,615 人日分 | 1,710 人日分 | 1,805 人日分 |
| 就労定着支援 | - | - | - | *人 | *人 | *人 |
| | - | - | - | * 人日分 | * 人日分 | * 人日分 |
| 療養介護 | 9人 | 7人 | 7人 | 7人 | 8人 | 8人 |
| | 264 人日分 | 207 人日分 | 214 人日分 | 213 人日分 | 244 人日分 | 244 人日分 |
| 短期入所（ショートステイ） | | | | | | |
| 福祉型 | 41人 | 41人 | 43人 | 45人 | 47人 | 49人 |
| | 280 人日分 | 274 人日分 | 232 人日分 | 270 人日分 | 282 人日分 | 294 人日分 |
| 医療型 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 | 4人 | 6人 |
| | 0 人日分 | 7 人日分 | 6 人日分 | 12 人日分 | 24 人日分 | 36 人日分 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、単位：人日分(1か月あたりの延利用人数)

※短期入所の第4期計画実績については福祉型のみです。

※就労定着支援は2018(平成30)年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第、計画値を算出する予定です。

【日中活動系サービスの見込量を確保するための方策】

- 福祉施設や事業所等と連携を図り、多種多様なニーズに応えられるよう情報提供や施設整備に努めます。
- 退院可能な精神障がいのある人及びその家族を支援するために、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携を強化し、退院後の支援体制の整備に努めます。
- 市内圏域に医療的ケアの必要な人を受入れる、事業所の開設を推進します。
- 就労移行支援事業所に通所する利用者の働く場を創出するため、市内事業所の雇用率の遵守と関係性の構築に努めます。

(3) 居住系サービス

① 施設入所支援

本サービスにおいては、施設入所者に係る地域への移行目標を設定していますが、身体障がいのある人・知的障がいのある人のいずれにおいても、移行が進んでいないのが現状です。

これは、施設に入所する重度の身体障がい・知的障がいのある人の地域移行が容易ではないことに加えて、依然として居宅等での生活が困難な人からの施設入所を求めるところがあること等を踏まえ、第5期計画の計画値は微増で見込みました。

なお、県においては、県全域におけるセーフティネット機能を担う県立障害者支援施設「船形コロニー」の再整備を進めています。

② 共同生活援助（グループホーム）

2016（平成28）年から2017（平成29）年において、利用者が減少した要因としては、グループホーム利用者の自立や、病院から退院後、体調不良等により、再入院するケースがあったこと等が考えられます。

しかし、本サービスは入院患者の退院後において、本人の自立を促し共同生活による社会性を育む観点から地域での「生活の場」として恒常的にニーズが高いサービスとなっています。

また、今後地域生活支援拠点センターによる体験型グループホームの利用も見込まれることから、本計画ではニーズと事業所数を勘案し、サービスの計画値を推計しています。

③ 自立生活援助

2018（平成30）年度から新たに創設されるサービスで、利用対象者は、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人等となっています。支援内容は、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談や要請があった場合には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

■ 居住系サービス

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 施設入所支援 | 59人 | 59人 | 58人 | 60人 | 60人 | 60人 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 54人 | 53人 | 48人 | 53人 | 56人 | 59人 |
| 自立生活援助 | - | - | - | *人 | *人 | *人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：人(1か月あたりの実利用人数)

※自立生活援助は2018(平成30)年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第、計画値を算出する予定です。

【居住系サービスの見込量を確保するための方策】

- 入所待機者のうち、地域での生活が家族等の介護や居宅介護による支援だけでは困難な人に対し、優先的に施設入所が可能となるよう働きかけます。
- 障がい者支援施設等に従事する職員の資質の向上を図るために、県等が開催する研修会への参加の促進等、随時情報提供を行います。
- 事業所に虐待防止・障がい者差別解消に関する制度の周知・啓発を行います。
- 地域生活支援拠点センターによる体験型グループホーム等の活用を通じて、障がいのある人への地域生活を支援できるように努めます。

(4) 相談支援サービス（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

① 計画相談支援

計画相談支援については、第4期計画期間において、すべての障がい福祉サービス利用者に対し、計画相談支援に基づく支援計画を作成することとされています。今後も引き続きセルフプランから、サービス等利用計画への移行を計画的に推進していきます。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、市内・圏域内に事業所が存在しないこと等から、計画値をゼロと設定しました。

地域定着支援は、地域で生活する障がいのある人の暮らしを支援するためのサービスです。

今後は、障がいのある人や介護する家族等の緊急事態に着実に応えていくために、第5期計画の計画値は増加傾向で見込みました。

■ 相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 計画相談支援 | 183人 | 259人 | 380人 | 420人 | 440人 | 460人 |
| 地域移行支援 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 地域定着支援 | 0人 | 0人 | 5人 | 11人 | 12人 | 13人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位:人(1か年あたりの延利用人数)

【指定相談支援を確保するための方策】

- 障がい福祉サービス等の利用者に対し適切な支援が受けられるように、相談支援事業所に従事する相談支援専門員の研修会等への参加を促し、スキルアップを図ります。
- 地域移行支援の受入れ可能な事業所の確保に努め、入院患者の退院後のケアや施設入所者の地域移行がスムーズに行えるように支援体制の整備に努めます。
- 宮城東部自立支援協議会において、地域生活支援拠点センターの機能の充実を図っていきます。
- 相談支援専門員の資格要件である宮城県相談支援従事者初任者研修の受講を市内事業者に促し、指定特定相談支援事業所に参入できる条件を整えていきます。

2 地域生活支援事業の必要な量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象に、市広報誌、ホームページや市民スポーツフェスティバルのイベントを活用した障がいのある人への理解、啓発活動を行います。

【見込量確保のための方策】

- 障がい者週間において、広報誌等で理解促進を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで、自発的に行う活動を支援します。

具体例としては、会議や行事開催時における場の提供、そるてい壱番館の障がいのある人の活動支援としての場の提供等です。

【見込量確保のための方策】

○障がい者団体等の活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障がい福祉に関係するサービスをはじめ健康、医療、教育、社会参加、余暇活動、権利擁護等に関する総合的な相談や有識者による療育相談、在宅する障がいのある人への訪問相談等を実施します。

■ 相談機関等

| 主な相談内容 | 相談機関 |
|----------------|--|
| 福祉サービス、障がい福祉全般 | ①社会福祉事務所 ②障がい者福祉相談支援センター「しおーも」 ③地域拠点センター「ふきのとう」 ④地域活動支援センター「藻塩の里」 |
| 児童の療育相談、発達相談 | ⑤ひまわり園 |

■ 相談事業実施計画

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 障がい者相談支援事業 | 5か所 10,315件 | 5か所 7,815件 | 5か所 12,117件 | 5か所 14,400件 | 5か所 16,400件 | 5か所 18,400件 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位: 件(1か年あたりの延相談件数)

【見込量確保のための方策】

○身近な相談支援事業所として、福祉サービス利用者以外にも生活面における助言や相談を行います。

○チラシ等を塩竈市社会福祉事務所はじめ関係機関に設置します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分で財産管理ができない人の裁判の申立て及びそれに要する費用の負担、家庭裁判所が成年後見人、保佐人または補助人を選任した後における当該成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成します。

■ 成年後見制度利用支援事業

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 成年後見制度利用支援事業 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |

※単位: 人(1か年あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

○障がいのある人の権利擁護と成年後見制度の利用の促進を図ります。

(5) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者派遣等の事業を実施します。

■ コミュニケーション支援事業

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 手話通訳者派遣事業 | 0人 | 0人 | 4人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 手話奉仕員派遣事業 | 9人 | 6人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 手話通訳者設置事業 | 21人 | 17人 | 19人 | 20人 | 20人 | 20人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位: 人(1か年あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

- 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会と委託契約し、手話通訳士、要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者奉仕員派遣、手話通訳設置事業については市に登録している奉仕員を活用します。
- 従来のサービス水準が低下しないように、利用者のニーズ調査や広報誌での案内に努めます。

(6) 日常生活用具給付事業

重度障がいのある人に対し、障がいの種別、程度に応じて、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等の給付や助成を行います。

■ 日常生活用具給付事業

| サービス内容 | 第4期給付実績 | | | 第5期給付計画値 | | |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 日常生活用具給付 | 1,412人 | 1,477人 | 1,542人 | 1,607人 | 1,672人 | 1,737人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位: 人(1か年あたりの延給付人数)

■ 日常生活用具給付事業 (内訳)

| サービス内容 | 第4期給付実績 | | | 第5期計画値 | | |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 介護・訓練支援 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 自立生活支援 | 1人 | 5人 | 1人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 在宅療養等支援 | 8人 | 15人 | 13人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 情報・意思疎通支援 | 17人 | 14人 | 10人 | 39人 | 39人 | 39人 |
| 排泄管理支援 | 1,385人 | 1,441人 | 1,516人 | 1,548人 | 1,613人 | 1,678人 |
| 居宅生活動作補助 | 0人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| その他 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位: 人(1か年あたりの延給付人数)

【見込量確保のための方策】

○これまでの日常生活用具の品目を継承するとともに、利用者ニーズに応じ、適正な品目を追加し、利用者の希望に沿える給付体制を維持します。

○日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対する情報も充実させ、多様な事業者の参入の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人への支援者を養成します。

■ 手話奉仕員養成研修事業

| サービス内容 | 第4期給付実績 | | | 第5期計画値 | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 手話奉仕員養成研修受講者数 | 8人 | 6人 | 0人 | 7人 | 7人 | 7人 |

※単位: 人(1か年あたりの延受講者数)

【見込量確保のための方策】

○一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉協会へ研修事業を委託し、手話奉仕員の養成に努めるとともに、手話奉仕員登録者の勧奨に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■ 移動支援事業

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 移動支援 | 23か所 | 24か所 | 19か所 | 20か所 | 22か所 | 24か所 |
| | 431人 | 531人 | 478人 | 480人 | 480人 | 480人 |
| | 1,015 時間分 | 881 時間分 | 808 時間分 | 900 時間分 | 900 時間分 | 900 時間分 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：か所(実施事業所数)、単位：人(1か年あたりの延利用人数)、単位：時間分(1か年あたりの延利用時間)

【見込量確保のための方策】

- 居宅サービス事業所の協力を得ながら、障がいの特性に応じたガイドヘルパーを派遣できる体制を維持していきます。
- 事業所に対して情報提供の充実を行い、市内圏域の事業所の登録を推進していきます。
- 障がいのある人への社会参加や余暇活動を促進させるために、事業内容の周知や相談支援事業所等各関係機関への情報提供に努めます。

(9) 地域活動支援センター

障がいのある人等が通所でき、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加促進と生活支援を行います。

■ 地域活動支援センター

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 地域活動支援センター | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 13人 | 12人 | 14人 | 13人 | 14人 | 14人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：か所(実施事業所数)、単位：人(1か月あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

- 社会福祉法人嶋福祉会に運営を委託し、社会福祉事務所、保健センター等と連携を図りながらサービスの向上に努めます。
- 市の広報誌等により、地域活動支援センターでの活動内容を市民に周知します。

(10) 訪問入浴サービス

在宅において入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問入浴車により自宅を訪問し、入浴及び洗髪等のサービスを行います。

■ 訪問入浴サービス

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 訪問入浴 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| | 113人 | 91人 | 92人 | 144人 | 144人 | 144人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位: か所(実施事業所数)、単位: 人(1か年あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

○利用者の希望に沿ったサービスの提供が図れるよう、支援体制の整備に努めます。

(11) 日中一時支援事業

障がい福祉サービス事業所において、障がいのある人等に日中活動の場を提供し、日常的に介護を行っている家族に一時的な休息の時間を提供します。

■ 日中一時支援事業

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 日中一時支援 | 21人 | 74人 | 35人 | 35人 | 35人 | 35人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位: 人(1か年あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

○障がい福祉サービスを提供している事業者のうち、日中一時支援事業を実施する事業者と契約し、利用者の希望に添ったサービス提供ができる体制を確保します。

(12) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障がいのある人が、スポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるようにスポーツを通じて体力増強、交流、余暇等に資するための普及を図ります。

■ スポーツ・レクリエーション教室開催事業

| サービス内容 | 第4期開催実績 | | | 第5期計画値 | | |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| スポーツ・レクリエーション 教室 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 |
| | 554人 | 609人 | 670人 | 736人 | 808人 | 887人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
 ※単位: 回(1か年あたりの開催回数)、単位: 人(1か年あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

ONPO法人塩釜市体育協会と契約し、障がいに合わせて種目の設定や指導員の確保により、利用者が継続して楽しく教室に参加できる体制を維持します。

(13) 声の広報発行事業

視覚障がいのため情報入手が困難な身体障害者手帳3級以上の障がいのある人に、市の広報誌をCD等に録音し行政情報等を提供します。

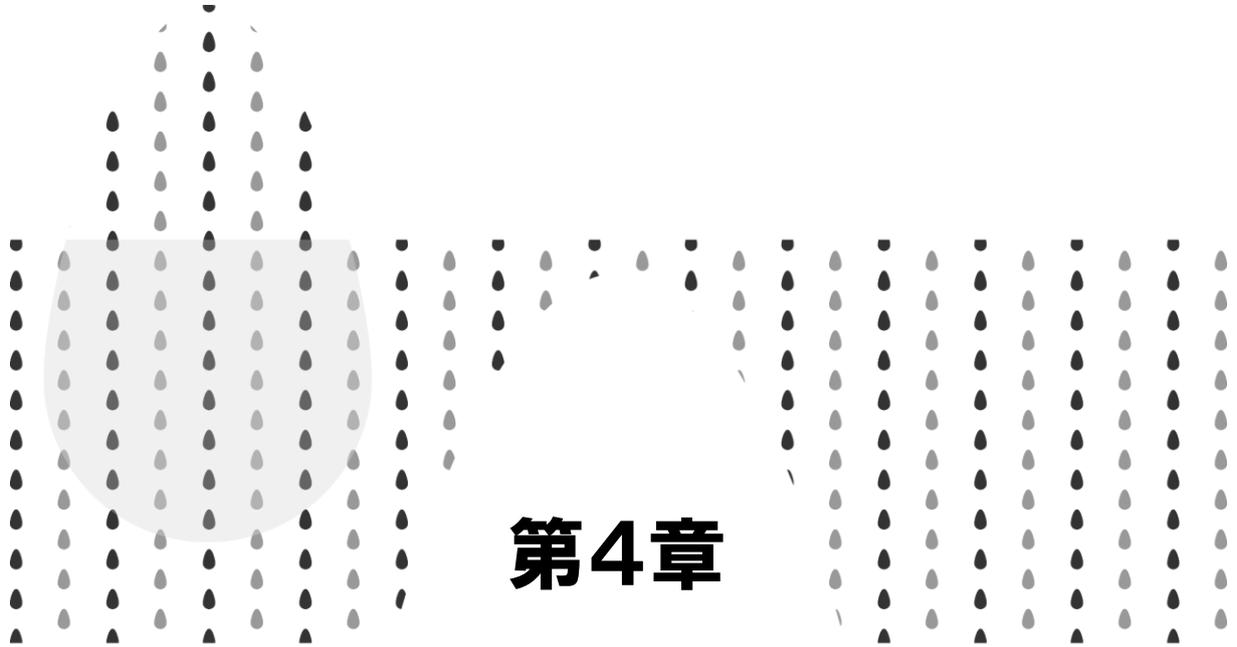
■ 声の広報発行事業

| サービス内容 | 第4期利用実績 | | | 第5期計画値 | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 声の広報発行 | 14人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
 ※単位: 人(1か月あたりの延利用人数)

【見込量確保のための方策】

○朗読ボランティア団体「みなと虹の会」の協力を得ながら、継続して発行できる体制を維持します。



第4章

計画の推進について

第4章 計画の推進について

1 障がい者への福祉サービスの円滑な提供

(1) 制度の周知

国は、地域における共生社会の実現に向け、障害者基本法、障害者総合支援法をはじめとする障がい福祉関係法令の制定や改正が進められていますが、利用者が適切にサービスを利用していくうえで、制度への理解を深めることは大変重要です。

制度の実施にあたり、市の広報誌やホームページをはじめ、窓口、訪問調査等、様々な機会を通じて、制度の周知や啓発活動を行っていきます。

また、相談支援事業所やサービス提供事業所への情報提供を図り、円滑な事業執行やサービスの提供を実施していきます。

(2) 障がい福祉サービス等の適正化

障がい福祉サービス等における障害者自立支援給付費負担金（以下「給付費」という。）については、障がいのある人への自立支援のために真に必要なサービスを、事業者が適正に提供することが基本となります。給付費の適正化を図ることは不適切な給付を削減し給付費の増大を抑制するとともに、利用者への適切で安定したサービスの供給が可能となります。

障がい福祉サービス等に係るサービスの提供にあたり、障がい支援区分認定調査の適正化を図ることや、計画相談支援が利用者の自立支援に資するサービスとなるよう、相談支援専門員と連携を図りながらモニタリングや、アセスメントの手法による確認や必要に応じて計画の変更を行うなど、サービス等利用計画の点検を強化していきます。

また、事業者に対しては、県と連携し利用者の状態に応じて適正にサービスが提供されているか、適切な請求がされているか等の観点から調査し、必要な指導を行っていきます。

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むためには適切な障がい福祉サービス等の提供の他、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。障がいのある人や家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げるためにも、相談支援事業所の他、基幹相談支援センター等の関係機関との連携に努めます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

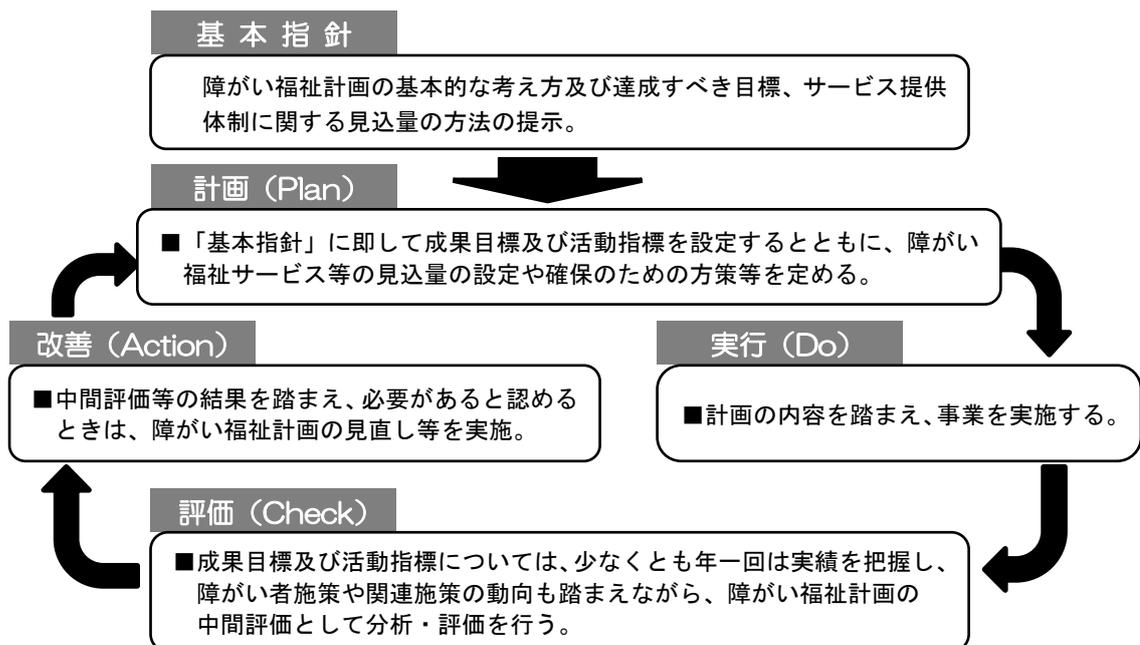
障がい者の施策について、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を設置しました。

障がい福祉計画の進捗管理と評価または見直し等の重要な事項については、本委員会の意見を基に適切な事業の実施に努めます。

(3) 本計画における進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを循環させながら、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間の計画期間で実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい者関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■ 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

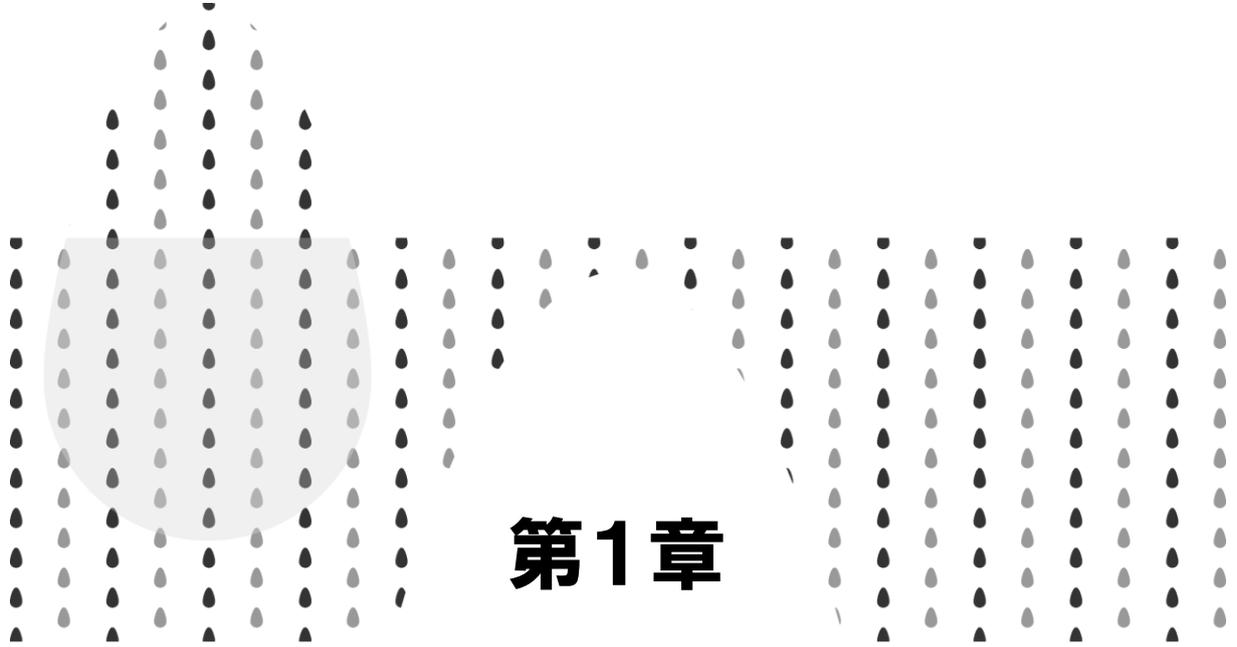




第3部

第1期 塩竈市 障がい児福祉計画





第1章

計画策定の主旨

第1章 計画策定の主旨

1 第1期塩竈市障がい児福祉計画策定の主旨

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき市町村が策定する計画です。

本市においても、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人及び障がいのある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、2016（平成28）年4月に施行した「障害者差別解消法」等の障がい福祉諸制度、子育て、教育関連施策も踏まえ、「第1期障がい児福祉計画」を策定します。

本計画は、「第3期塩竈市障がい者福祉計画（2018（平成30）年度～2023（平成35）年度）」を推進するための個別計画として一体的に作成する位置付けとし、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

計画の策定にあたっては、国の指針のほかに「第4期障がい福祉計画」における障がい児支援の実績と地域の実情を踏まえ、2020（平成32）年度を目標年度とし、各年度における障がい児に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標及び支援の各サービス別の見込量及び確保のための方策等を定めています。

■ 第1期障がい児福祉計画 計画期間

| 年 度 | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) | 2021年度 (H33年度) | 2022年度 (H34年度) | 2023年度 (H35年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 障がい者福祉計画 | 第3期 障がい者福祉計画 | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第5期 障がい福祉計画 | | | 第6期 障がい福祉計画 | | |
| 障がい児福祉計画 | 第1期 障がい児福祉計画 | | | 第2期 障がい児福祉計画 | | |

2 第3期塩竈市障がい者福祉計画との関係

本計画は、障害者基本法に基づく障がいのある子どもの施策に関し、基本的な方向性を定めた、第3期塩竈市障がい者福祉計画の一部をなすものであり、障がいのある子どもに関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

3 基本理念

本計画が、第3期塩竈市障がい者福祉計画を推進するための個別計画であることから、基本理念は「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」とします。

この基本理念のもと、第1期障がい児福祉計画に、以下の施策を掲げます。

■ 第1期障がい児福祉計画体系図

基本理念 だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

【提供体制確保のための目標】

1 障がい児へのサービス等の提供体制の確保に関する目標

- (1) 保育所等訪問支援の充実
- (2) 児童発達支援センターの設置
- (3) 重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保
- (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【支援の各サービス別の見込量及び確保のための方策】

1 障がい児通所支援等の必要な量の見込み

- (1) 児童発達支援
- (2) 医療型児童発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4) 保育所等訪問支援
- (5) 居宅訪問型児童発達支援
- (6) 障がい児相談支援

【計画の推進について】

1 障がい児への福祉サービスの円滑な提供

- (1) 制度の周知
- (2) 障がい児通所支援等の適正化
- (3) 障がい児相談支援の充実

2 計画の推進体制と進行管理

- (1) 県・関係機関との連携強化
- (2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置
- (3) 本計画における進行管理と評価

4 障がい児通所支援等の成果

障がい児通所支援等の第4期障がい福祉計画における執行状況は、児童発達支援、放課後等デイサービスが増加傾向で推移しており、計画期間における計画値を大幅に上回る実績となっています。

また、保育所等訪問支援は横ばいとなっています。

障がい児相談支援は、セルフプランから障がい児支援利用計画への移行や新規相談者の対応等により、年々増加傾向で推移しています。

5 障がい児福祉サービス等の利用状況

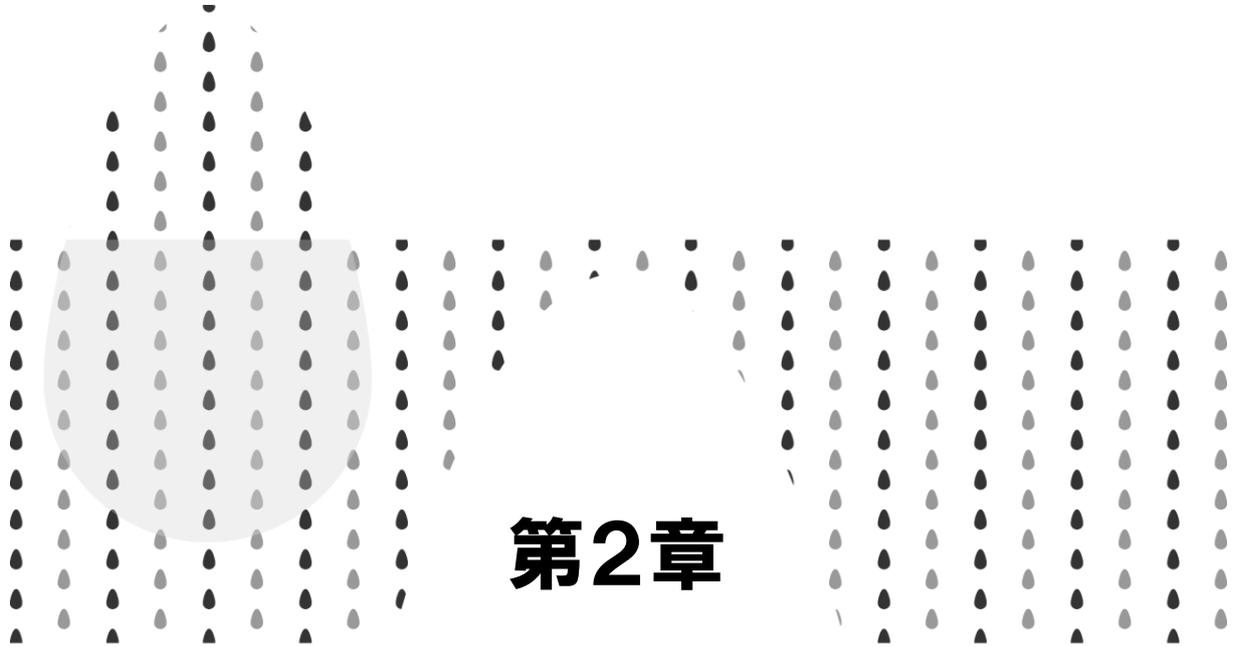
(1) 障がい児通所支援等の利用状況

■ 障がい児通所支援等の利用状況

(単位:人)

| サービス名称 | 2012年度 (平成24年度) | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 児童発達支援 | 10 | 10 | 12 | 13 | 17 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 37 | 39 | 42 | 47 | 65 |
| 保育所等訪問支援 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 障がい児相談支援 | 0 | 13 | 22 | 49 | 82 |

※単位:人(1か月あたりの延利用人数)



第2章

提供体制確保のための目標

第2章 提供体制確保のための目標

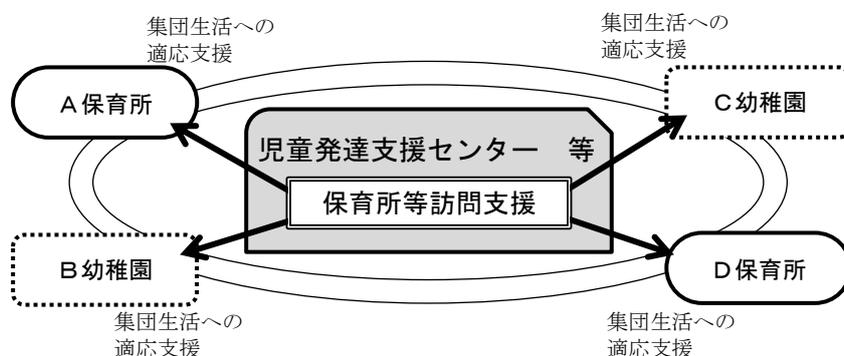
1 障がい児へのサービス等の提供体制の確保に関する目標

障がいのある子どもの支援体制を推進するために、国が2017（平成29）年3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通園支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、2020（平成32）年度を目標年次として、次に掲げる事項について、第4期障がい福祉計画の実績の把握や分析を行い、地域の実情も踏まえながら、成果目標を設定しました。

（1）保育所等訪問支援の充実

国の指針では、2020（平成32）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としていますが、本市においては、指定管理者が運営する「ひまわり園」において、支援を行う体制が整備されています。

第1期障がい児福祉計画においては、保育所や幼稚園、小学校及び特別支援学校等の支援に協力できる体制を構築し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。



（2）児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては、障がいのある子どもや保護者に対する良質な療育サービスの提供や療育支援体制の強化を図っていくために、発達の気になる児童や保護者への療育支援の拠点となる児童発達支援センターの設置について検討を行います。

■ 児童発達支援センターの設置目標

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|--------------------------------|-----|----------------------------|
| 2020（平成32）年度末時点の児童発達支援センターの設置数 | 1か所 | 2020（平成32）年度末までの児童発達支援事業所数 |

(3) 重症心身障がい児を支援する指定障がい児通所支援事業所の確保

国の基本指針では、2020（平成32）年度末までに、各市町村に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置することを基本としています。

本市においては、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けることが可能な事業所の確保に努めます。

■ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置目標

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|--|-----|-------------------------------|
| 2020（平成32）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数 | 1か所 | 2020（平成32）年度末までの児童発達支援事業所数 |
| 2020（平成32）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 | 1か所 | 2020（平成32）年度末までの放課後デイサービス事業所数 |

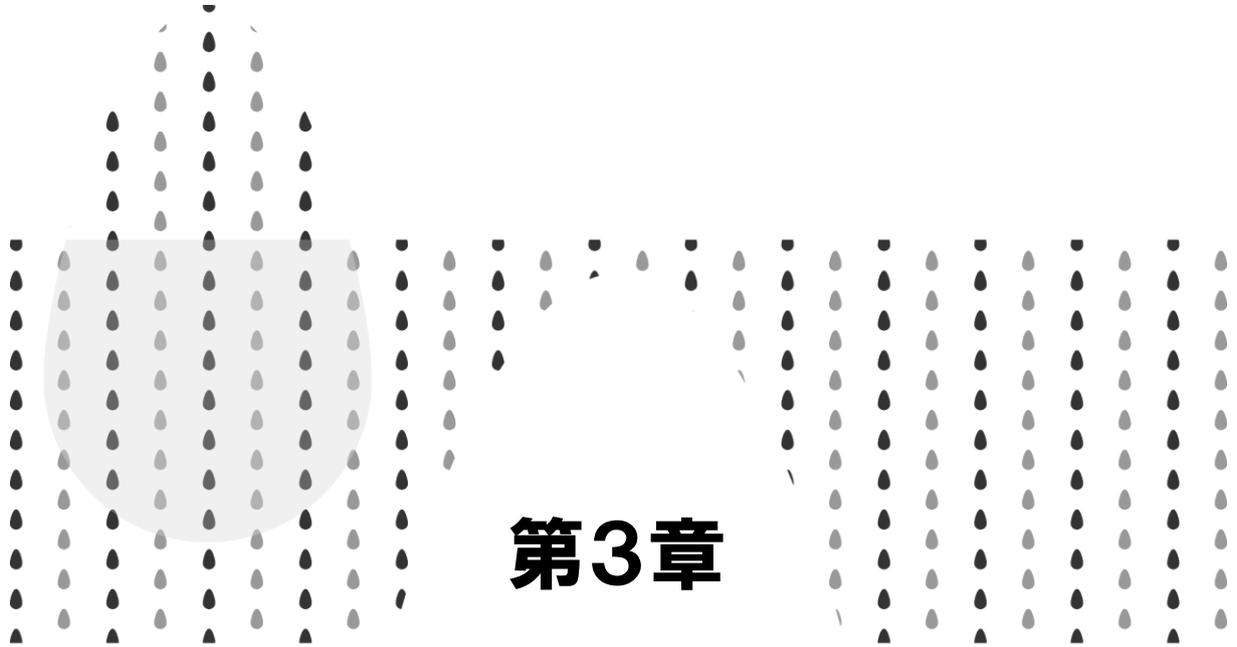
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、2018（平成30）年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設置することや、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本としています。

本市においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるように、圏域を含めて関係機関と連携しながら、協議の場やコーディネーターを設置するための検討を行っていきます。

■ 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|--|--------|--------------------|
| 2018（平成30）年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 | 1か所 | 2018（平成30）年度末までに設置 |
| 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置 | 1人以上配置 | 2018（平成30）年度末までに配置 |



第3章

支援の各サービス別の見込量及び 確保のための方策

第3章 支援の各サービス別の見込量及び 確保のための方策

1 障がい児通所支援等の必要な量の見込み

障がい児への支援に関しては、児童福祉法に基づくサービスとなっていることから、障がい福祉サービス等とは別に計上します。

(1) 児童発達支援

全国的に早期療育の必要性やニーズが高まっており、利用開始年齢も1～2歳児と低年齢化しています。本サービスを利用し、小集団での基本的な生活指導や集団生活への適応訓練等の療育支援に対するニーズが増加しています。

今後も療育が必要な障がいのある子どもへの質の高いサービスを提供するために、第1期障がい児福祉計画の計画値は増加傾向で見込みました。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、全国的に早期療育の必要性が高まっていますが、本市においても両親が共働きであるなど、保護者の就労実態や放課後児童クラブを併用利用する児童の増加等により、第4期障がい福祉計画の利用実績値は増加傾向で推移してきました。

今般、新規事業所の開設や事業所の受け入れ体制も整ってきていることから、今後も利用ニーズが高まっていくことを考慮し、第1期障がい児福祉計画の計画値は増加傾向で見込みました。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、圏域での受け入れ可能な事業所が2か所あります。利用可能な回数(2回/月)に制約はあるものの、現状は概ね3か月に1回程度の利用実績となっています。これは利用回数の制約が影響しているものではなく、利用ニーズそのものが高くない結果と考えられます。第1期障がい児福祉計画については、今後、全国的に発達に課題のある子どもが増加している現状も踏まえ、計画値は微増で見込みました。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが、著しく困難な障がいのある児童に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援については、第4期障がい福祉計画期間内において、すべての障がい児通所支援等の利用者に対し、障がい児相談支援に基づく支援計画を作成することとしています。

今後も引き続き、セルフプランから障がい児利用支援計画への移行を計画的に推進していきます。

■ 障がい児通所支援等

| サービス内容 | 第4期障がい福祉計画利用実績 | | | 第1期障がい児福祉計画計画値 | | |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) | 2020年度 (H32年度) |
| 児童発達支援 | 13人 | 17人 | 22人 | 27人 | 31人 | 35人 |
| | 129 人日分 | 179 人日分 | 227 人日分 | 324 人日分 | 372 人日分 | 420 人日分 |
| 医療型児童発達支援 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| | 0 人日分 | 0 人日分 | 0 人日分 | 0 人日分 | 0 人日分 | 12 人日分 |
| 放課後等デイサービス | 47人 | 65人 | 66人 | 72人 | 78人 | 84人 |
| | 384 人日分 | 633 人日分 | 708 人日分 | 847 人日分 | 920 人日分 | 991 人日分 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | -人 | -人 | -人 | *人 | *人 | *人 |
| | - 人日分 | - 人日分 | - 人日分 | * 人日分 | * 人日分 | * 人日分 |
| 保育所等訪問支援 | 2人 | 3人 | 3人 | 4人 | 4人 | 4人 |
| 障がい児相談支援 | 49人 | 82人 | 100人 | 120人 | 140人 | 160人 |

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

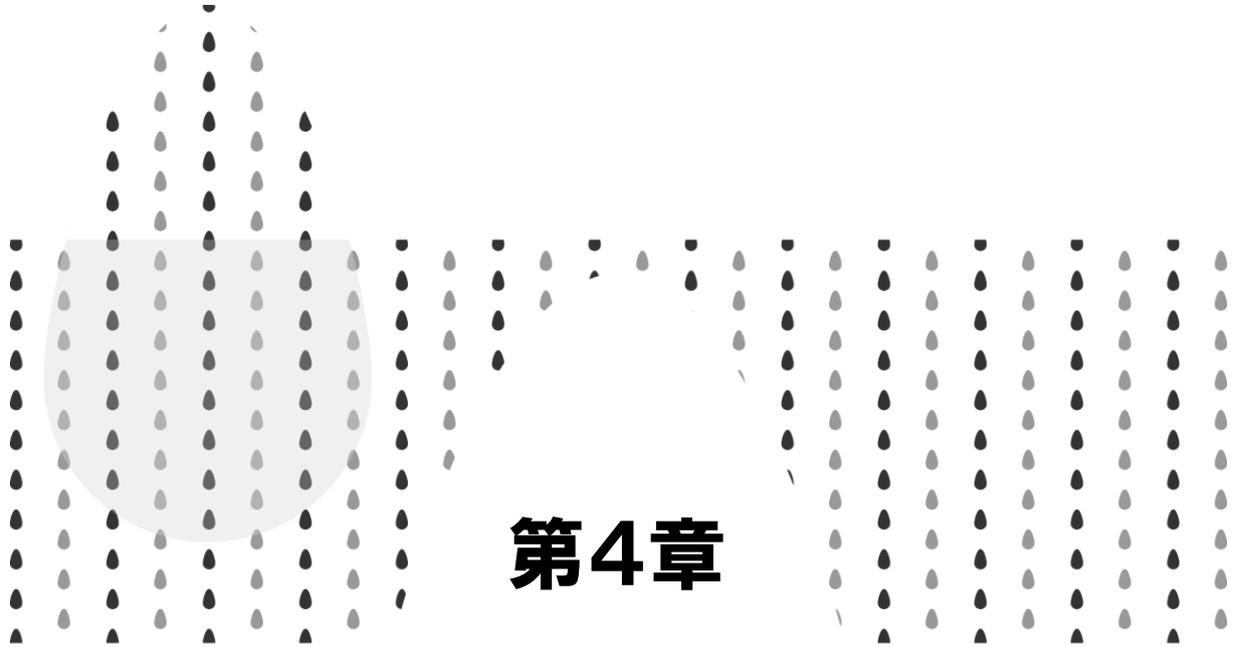
※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、単位：人日分(1か月あたりの延利用人数)

※居宅訪問型児童発達支援は2018(平成30)年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第、計画値を算出する予定です。

【障がい児通所支援等のサービス見込量を確保するための方策】

- 相談支援の質の向上と充実のため、相談支援専門員の研修会等への参加を促進していきます。
- 在宅の重症心身障がい児が利用する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障がい児通所事業施設の設置について、サービス事業所での開設を推進します。
- 現在、市内及び2市3町には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、県と連携し引き続き重症心身障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

- 各関係機関との連携を強化し、対象の児童と保護者に適切な療育案内を行います。
- ホームページやパンフレットを活用し、分かりやすい情報提供を図っていきます。
- 児童発達支援の充実を図り、適切なサービス利用を推進していきます。



第4章

計画の推進について

第4章 計画の推進について

1 障がい児への福祉サービスの円滑な提供

(1) 制度の周知

国は、地域における共生社会の実現に向け、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正をはじめとする障がい福祉関係法令の制定や改正が進められていますが、利用者が適切にサービスを利用していくうえで、制度への理解を深めることは大変重要です。

制度の実施にあたり、市の広報誌やホームページをはじめ、窓口、訪問調査等、様々な機会を通じて、制度の周知や啓発活動を行っていきます。

また、相談支援事業所やサービス提供事業所への情報提供を図り、円滑な事業執行やサービスの提供を実施していきます。

(2) 障がい児通所支援等の適正化

障がい児通所支援等における障がい児入所給付等負担金（以下「給付費」という。）については、障がいのある子どもが必要とするサービスを、事業者が適正に提供することが基本となります。給付費の適正化を図ることは不適切な給付を削減して給付費の増大を抑制するとともに、利用者への適切で安定したサービスの供給が可能となります。

障がい児通所支援等に係るサービスの提供にあたり、調査の適正化を図るほか、障がい児相談支援が利用者に資するサービスとなるよう、相談支援専門員と連携を図りながらモニタリングやアセスメントの手法による確認や必要に応じて計画の変更を行うなど、障がい児支援利用計画の点検を強化していきます。

また、事業者に対しては、県と連携し利用者の状態に応じて適正にサービスが提供されているか、適切な請求がされているか等の観点から調査し、必要な指導を行っていきます。

(3) 障がい児相談支援の充実

障がい児相談支援は児童の障がいを早期に発見し、障がいの疑いのある段階から障がいのある子どもや家族に対する継続的な相談支援を行い、関係機関へ繋ぐ重要な役割を担っています。

このためにも、きめ細かい良質な療育支援が図られるよう、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携や支援体制の強化に努め、障がい児相談支援の質の向上を図っていきます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

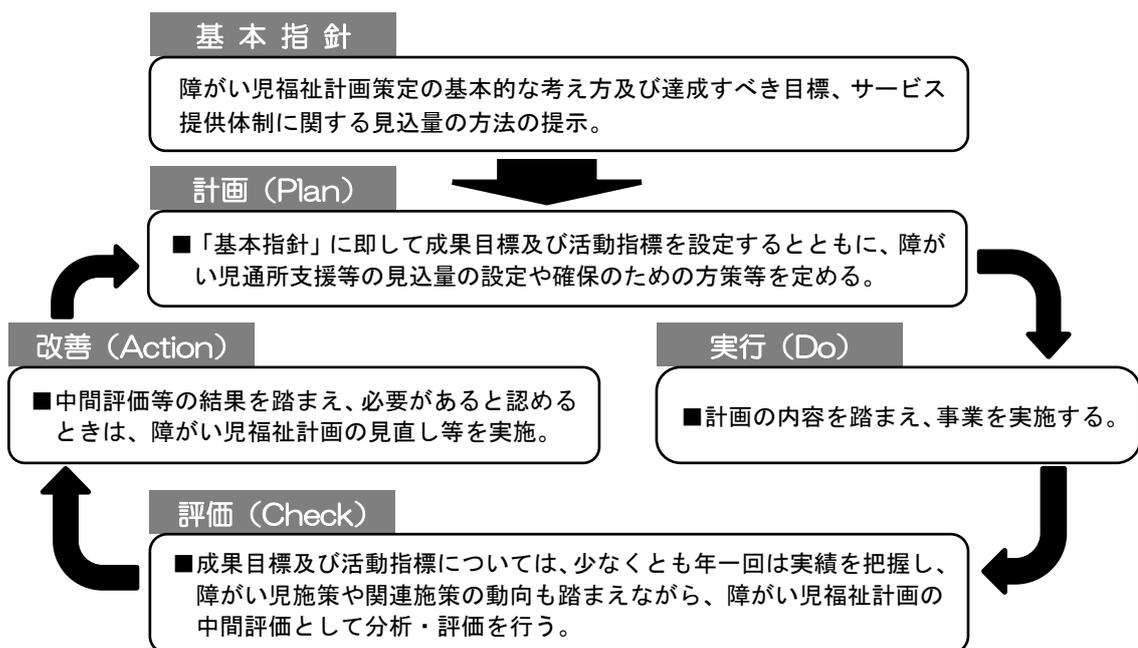
障がい児福祉の施策について、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を設置しました。

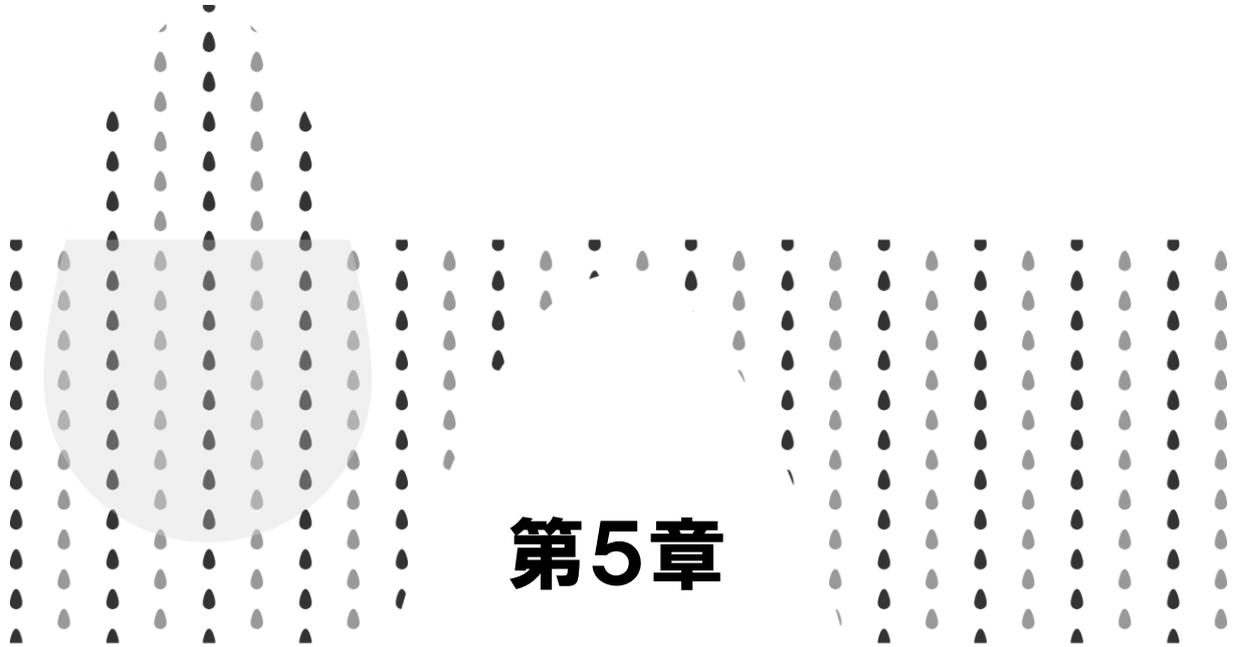
障がい児福祉計画の進捗管理と評価または見直し等の重要な事項については、本委員会の意見を基に適切な事業の実施に努めます。

(3) 本計画における進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを循環させながら、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間の計画期間で実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい児施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■ 障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ





障がい児への支援について

第5章 障がい児への支援について

1 地域子ども・子育て支援事業（一部抜粋）

障がい児への支援については、児童福祉法を根拠法令とする「障がい児福祉計画」と、2015（平成27）年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき策定された「新のびのび塩竈っ子プラン」（計画期間：2015（平成27）年～2019（平成31）年）による子育て支援施策により、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもやその家族等に対して効果的な支援体制を構築するよう努めます。

（1）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、専門的な助言その他の援助を行います。

（単位：人）

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 11,656 | 14,765 | 15,309 | 16,895 | 16,895 | 16,895 | 16,895 |
| ②提供量 | 14,760 | 19,756 | 20,116 | 21,286 | 21,286 | 21,286 | 21,286 |
| 差異（②-①） | 3,104 | 4,991 | 4,807 | 4,391 | 4,391 | 4,391 | 4,391 |
| 目標事業量 | - | - | 18,104 | 17,780 | 17,780 | 17,780 | 17,780 |

※単位：人（1か年あたりの延利用人数）

（2）一時預かり事業・預かり保育事業

【一時預かり事業】

保護者の出産、病気、冠婚葬祭の他、ショッピングや美容院等のリフレッシュ等、理由を問わず一時的に保育を実施します。

（単位：人）

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 1,655 | 1,678 | 1,841 | 2,666 | 2,666 | 2,666 | 2,666 |
| ②提供量 | 5,860 | 5,860 | 5,860 | 5,860 | 5,860 | 5,860 | 5,860 |
| 差異（②-①） | 4,205 | 4,182 | 4,019 | 3,194 | 3,194 | 3,194 | 3,194 |
| 目標事業量 | - | - | 2,930 | 2,930 | 2,930 | 2,930 | 2,930 |

※単位：人（1か年あたりの延利用人数）

【預かり保育事業】

幼稚園において、保護者が働きながら幼稚園に通わせたい場合等、正規の教育時間以外に在園児を預かります。

(単位:人)

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | - | - | 30,193 | 32,379 | 32,379 | 32,379 | 32,379 |
| 1号認定 | - | - | 30,193 | 32,379 | 1,892 | 1,892 | 1,892 |
| 2号認定 | - | - | | | 30,487 | 30,487 | 30,487 |
| ②提供量 | - | - | 44,100 | 44,100 | 44,100 | 44,100 | 38,140 |
| 差異(②-①) | - | - | 13,907 | 11,721 | 11,721 | 11,721 | 5,761 |
| 目標事業量 | - | - | 40,531 | 40,495 | 40,166 | 39,983 | 38,998 |

※単位:人(1か年あたりの延利用人数)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

親の育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、養育環境等の把握を行っています。

子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして生後4か月までに1回訪問し、その後、個別ケースに応じて養育支援訪問事業等の適切な支援に繋がっています。

(単位:人)

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 316 | 316 | 302 | 299 | 283 | 278 | 274 |
| ②提供量 | 316 | 316 | 316 | 316 | 316 | 316 | 316 |
| 差異(②-①) | 0 | 0 | 14 | 17 | 33 | 38 | 42 |
| 目標事業量 | - | - | 296 | 291 | 283 | 278 | 274 |

※単位:人(1か年あたりの実利用人数)

(4) 養育支援訪問事業

育児に関して不安や孤立感を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、具体的な指導・助言等を行うことにより、適切な養育を支援します。

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、児童虐待・DV防止事業、要保護児童関連事業等さまざまな事業と関連性が高く、関係機関や関係部署との連絡調整を図りながら実施しています。

(単位:人)

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 56 | 58 | 46 | 56 | 52 | 51 | 50 |
| ②提供量 | 56 | 58 | 46 | 68 | 56 | 56 | 56 |
| 差異(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 | 6 |
| 目標事業量 | - | - | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 |

※単位:人(1か年あたりの実利用人数)

(5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を行いたい人(協力会員)と子育ての援助を受けたい人(利用会員)を組織化し、連絡、調整等相互の援助活動を行っています。

子育て支援センター「こころん」にある事務局で実施しています。

利用会員:塩竈市にお住まいの方又は勤務している方で概ね生後3か月～小学6年生までのお子さんがいる方

協力会員:塩竈市にお住まいで、20歳以上の方

心身ともに健康で安全に子どもを預かることができる方

(単位:人)

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 346 | 390 | 417 | 516 | 516 | 516 | 516 |
| ②提供量 | 613 | 613 | 613 | 613 | 613 | 613 | 613 |
| 差異(②-①) | 267 | 223 | 196 | 97 | 97 | 97 | 97 |
| 目標事業量 | - | - | 417 | 516 | 516 | 516 | 516 |

※単位:人(1か年あたりの延利用人数)

(6) 延長保育事業

保護者の就労等による事情で、通常の利用日及び利用時間を越えて保育が必要な場合に、保育所等において保育を実施しています。

(単位:人)

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 253 | 231 | 199 | 194 | 194 | 199 | 220 |
| ②提供量 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 411 | 454 |
| 差異(②-①) | 147 | 169 | 201 | 206 | 206 | 211 | 234 |
| 目標事業量 | - | - | 287 | 283 | 194 | 199 | 220 |

※単位:人(1か年あたりの実利用人数)

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っています。

浦戸小学校を除く小学校の空き教室（6校12クラブ365人定員）で実施し、2017（平成29）年度から指定管理者制度を導入（藤倉児童館・すべての放課後児童クラブ）

（単位：人）

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 297 | 305 | 349 | 336 | 402 | 383 | 383 |
| 小学1～3年生 | 297 | 305 | 323 | 297 | 346 | 321 | 321 |
| 小学4～6年生 | 0 | 0 | 26 | 39 | 56 | 63 | 63 |
| ②提供量 | 330 | 335 | 365 | 365 | 365 | 365 | 365 |
| 差異（②-①） | 33 | 30 | 16 | 29 | ▲37 | ▲18 | ▲18 |

※単位：人（1か年あたりの実利用人数）

(8) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

健やかな出産を迎えられるよう赤ちゃんの成長や妊婦の体調を確認し、病気等に素早く気づき対応するため定期的に受診するよう指導しています。

妊婦健康診査は妊娠期間中14回程度の受診が必要です。

（単位：人）

| | 利用実績 | | | | 計画値 | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2013年度 (H25年度) | 2014年度 (H26年度) | 2015年度 (H27年度) | 2016年度 (H28年度) | 2017年度 (H29年度) | 2018年度 (H30年度) | 2019年度 (H31年度) |
| ①年間総利用数 | 376 | 559 | 494 | 486 | 478 | 478 | 470 |
| ②提供量 | 376 | 559 | 559 | 559 | 559 | 559 | 559 |
| 差異（②-①） | 0 | 0 | 65 | 73 | 81 | 81 | 89 |
| 目標事業量 | - | - | 353 | 346 | 478 | 478 | 470 |

※単位：人（1か年あたりの延利用人数）

2 特別支援教育の充実

障がい児への支援については、児童福祉法を根拠法令とする「障がい児福祉計画」と、2016（平成28）年2月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき策定された「塩竈市教育大綱」や2017（平成29）年1月に策定された、「塩竈市教育振興基本計画」（計画期間：2016（平成28）年～2020（平成32）年）の教育支援施策によ

り、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもやその家族等に対して効果的な支援体制を構築するよう努めます。

(1) 障がいや発達段階に配慮した適切な指導及び支援

一人ひとりの障がいに応じ、発達段階に配慮した適切な指導及び支援に取り組みます。

(2) 支援員の配置による特別支援教育の推進

通常学級内の発達障がいを抱えた児童生徒に対する学習支援や適応支援をサポートする支援員や、特別支援学級における支援員を、学校の実情に合わせて適切に配置します。

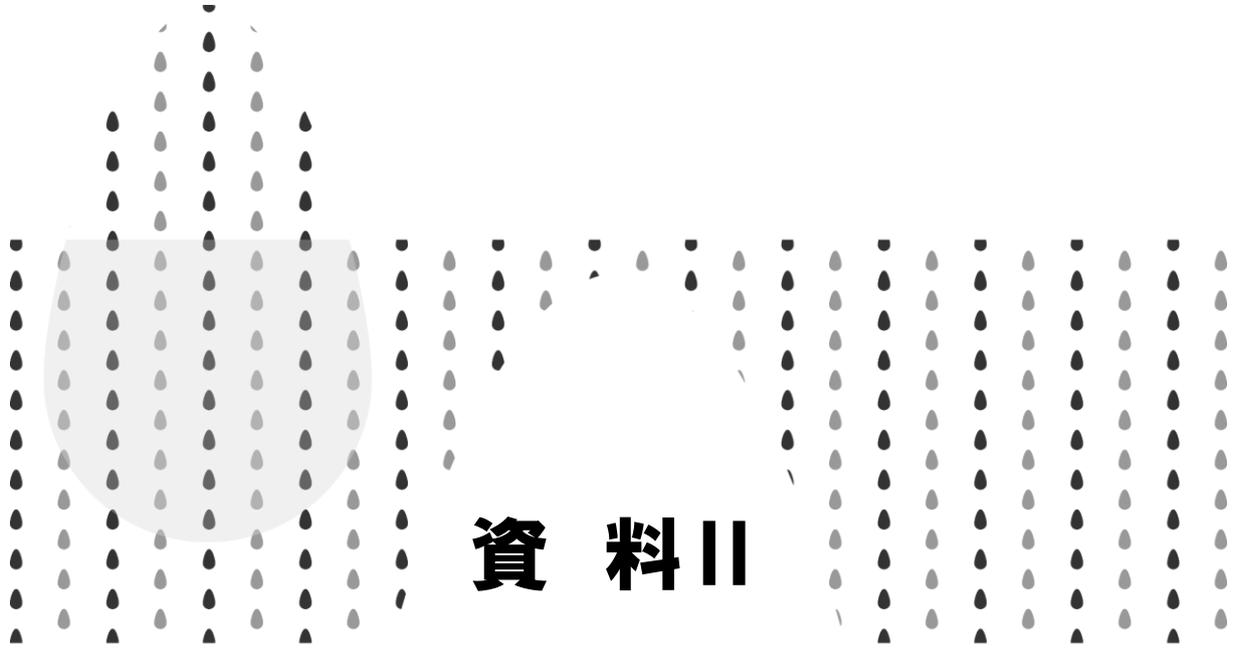
(3) 教育相談体制の整備

「すこやかファイル」の活用を促し、障がいのある児童生徒、その保護者に対する教育相談体制の整備を推進します。

【成果指標】

| 成果指標 | 測定の対象【測定方法】 | 基準値 | 目標値 |
|----------------|--------------------------------|---------------------|------------------|
| 幼保小への巡回指導の回数 | 巡回指導の回数 【塩竈市教育委員会調査】 | — | 平成29年度の実施結果を基に設定 |
| 特別支援教育支援員の配置状況 | 小中学校への支援員の配置人数 【塩竈市教育委員会調査】 | 14人 (小学校2人、中学1人) | 各校2名配置を目指す |

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|--------------------|---|------|
| 特別支援教育（再掲） | 障がい等で教育上の特別の支援を必要とする児童、生徒、幼児に対し、特別支援学級等において必要な教育支援を行います。 | 市 |
| 幼保小情報交換会 | 障がいのある未就学児に対する就学前支援に必要な情報交換を行う場を設定し、関係各課との情報共有を図っています。 | 市 |
| 個別の教育支援計画 | 障がい児一人ひとりの障がい種別や特性に応じたきめ細やかな教育支援計画を策定し、学習や生活面での必要な支援を行います。 | 市 |
| 小・中学校特別支援教育支援員設置事業 | 特別な支援を要する児童生徒の指導補助等を行うため、多様な知識、経験を有する社会人を特別支援教育支援員として各小中学校へ配置しています。 | 市 |
| すこやかファイル | 子どもの保健、教育、医療、福祉等に関する情報を記録したもので、本人、保護者、支援者が情報を共有し、途切れない一貫した支援や教育を行います。 | 市 |



資料II

資料Ⅱ

1 第3期塩竈市障がい者プランの主な実施事業

■ 障がい福祉等サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|--------------------|--|------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | ヘルパーが訪問して、入浴や排せつ等の身体介護や食事、掃除等の家事支援を行います。 | 市 |
| 重度訪問介護 | 重度障がいのため常に介護が必要な人に、ヘルパーが訪問して、入浴や排せつ等の身体介護や食事、外出時の移動補助、掃除等の家事支援、外出時の移動の補助を行います。 | 市 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人に移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 | 市 |
| 行動援護 | 知的障がいや精神障がいのため行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際の必要な介助、外出時の移動補助等を行います。 | 市 |
| 療養介護 | 医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等のサービスを提供します。 | 市 |
| 生活介護 | 重度の障がいのため、常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。 | 市 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 日常介護する家族が私的、社会的理由により、介護ができない場合に施設で一時的に預かり、日常生活の支援を行います。 | 市 |
| 重度障がい者等包括支援 | 介護の程度が非常に高いと認められ、常に介護が必要な人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的にを行います。 | 市 |
| 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を提供します。 | 市 |
| 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。 | 市 |
| 宿泊型自立訓練 | 一定期間入居しながら家事や食事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。また、生活に関する相談及び援助等も行います。 | 市 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人に、施設において一定期間、生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を行います。 | 市 |
| 就労継続支援A型 (雇用型) | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人です。 | 市 |
| 就労継続支援B型 (非雇用型) | 通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識能力の向上が期待される人です。 | 市 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人の、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|---------------------|---|------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。 | 市 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。 | 市 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。 | 市 |
| 就労定着支援 | 利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行うものです。 利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題がある人です。 | 市 |
| 自立生活援助 | ひとり暮らしに必要な理解力や生活能力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。 | 市 |
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人へのサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。 | 市 |
| 補装具費の給付・貸与事業 | 失われた部位、欠損のある部分を補装具で補い、必要な身体能力の援護を行うものです。製作や修理に必要な費用を、法が定める基準額の範囲内で給付・貸与します。 | 市 |

■ 障がい児通所支援等サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 事業主体 |
|-------------|---|------|
| 児童発達支援 | 未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等に通所させることで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 | 市 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。 | 市 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。 | 市 |
| 保育所等訪問支援 | 障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な指導を行います。 | 市 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児等重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 | 市 |
| 障がい児相談支援 | 障がいのある子どもが、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。 | 市 |

■ 地域生活支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|-----------------------|---|------|
| 相談支援事業 | 障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要に応じた情報提供や助言・指導、支援等を行います。 | 市 |
| 地域生活支援拠点センター運営事業 | 地域で生活する障がいのある人や子ども、家族等への相談及び緊急支援を行う地域生活支援コーディネート業務と、専門的かつ総合的な相談支援や地域の相談支援体制を強化するために必要な基幹相談支援業務等を担うサービス拠点施設です。 | 2市3町 |
| 手話通訳者等派遣事業 (手話通訳士) | 聴覚に障がいのある人とない人とのコミュニケーションを手話で仲介する通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |
| 手話通訳者等派遣事業 (要約筆記) | 会議や講演会等で話されている内容(音声)について、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳者を宮城県聴覚障害者情報センターから派遣します。 | 市 |
| 手話奉仕員派遣事業 | 音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を派遣します。 | 市 |
| 手話通訳者設置事業 | 音声・言語障がいのある人の社会生活でのコミュニケーションの円滑化を図るため、市役所内に手話通訳者を配置しています。 (毎週火、木の午前中実施) | 市 |
| 移動支援事業 | 視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより介助を要する人に、介助員を派遣し外出支援を行います。 | 市 |
| 日常生活用具給付事業 | 障がいのある人等の日常生活を容易にするため、障がい種別ごとに日常生活に必要な特殊寝台やたん吸引器、人工喉頭等の用具を給付します。 | 市 |
| 地域活動支援センター (藻塩の里) | 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加推進と生活支援を行います。 | 市 |
| 訪問入浴 | 重度の身体障がいのある人で、居宅において入浴が困難な人に、浴槽を持参して入浴の介護を行います。 | 市 |
| 日中一時支援 | 日中活動の場所を確保し、日常的に介護している家族に、一時的な休息の時間を提供します。 | 市 |
| 障がい者スポーツ教室 | 障がいのある人がスポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるように、障がい者スポーツの普及を図っていきます。 | 市 |
| 声の広報 | 視覚障がい者で3級以上の障がいのある人に「広報しおがま」をCD等に録音し、毎月1回郵送します。 | 市 |
| 成年後見制度利用支援 | 知的障がいのある人や精神障がいのある人または、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため成年後見制度利用の必要な支援を行います。 | 市 |

■ その他の保健福祉サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|-----------------|--|----------|
| ボランティア活動普及協力校 | 市内の小・中学校を指定し、児童生徒を対象に、ボランティア活動をととして社会福祉への理解と関心を高めます。 | 市社会福祉協議会 |
| 福祉の心 作文コンクール | 小・中学生に福祉教育の一環として「福祉の心」作文募集を行い福祉教育の推進を図ります。 | 市社会福祉協議会 |

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|---------------------|---|----------|
| ホームページによる情報提供 | 市のホームページにより、福祉制度の紹介やイベント等の情報提供を行います。 障がい者を理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動による情報提供を行います。 障害者虐待防止法を周知し、市民への情報提供を行います。 | 市 |
| キャップハンディ実習 | 福祉教育推進事業の一環として、学校行事や学年毎に実施されるキャップハンディ実習の指導援助及び講師を派遣しています。 | 市社会福祉協議会 |
| ボランティアの養成 | ボランティア講座や福祉体験学習をとおしてボランティアの養成を図ります。 | 市社会福祉協議会 |
| 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金） | 障がいの程度によって等級が定められ、等級に基づいて年金額が決められていますが、障がいが高いほど支給額は高い額となります。 | 国 |
| 特別児童扶養手当支給事業 | 心身の障がいや身体の内部に障がいのある子どもを療育している家族等に手当を支給します。 | 県 |
| 特別障害者手当等支給事業 | 在宅重度心身障がい者・障がい児で日常生活に常時特別の介護を要する人に支給します。 | 市 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 心身に障がいのある人を扶養している家族等が一定の掛金で加入し、加入者が死亡・重度障がいとなった場合に、心身障がいをもっている人に、一生涯毎月2万円（一口加入の場合）の年金を支給する制度です。 | 市 |
| 心身障害者（児）医療費助成事業 | 身体障害者手帳1・2級、及び3級の内部障がいのある人や療育手帳A所持者が、医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担分を助成します。 | 市 |
| 生活福祉資金貸付事業 | 身体障がい者世帯等の自立更生のための資金、更生資金、生業費、支度費、福祉資金、修学資金等の貸付けを行います。 | 市社会福祉協議会 |
| 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 | 身体障害者手帳3級以上の呼吸器機能障がいのある人で、在宅で酸素濃縮器を利用して酸素療法を受けている人を対象に、濃縮器の電気料金の一部を助成します。 | 市 |
| 難聴児補聴器購入助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない18才未満の軽度、中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。 | 市 |
| 車いすの貸し出し | 身体に障がいのある人に、車いすを短期間（2週間程度）必要とする場合、無料で貸し出します。 | 市社会福祉協議会 |
| 緊急通報システム設置事業 | ひとり暮らしの重度身体障がいのある人が、急病等の緊急時にペンダント方式のボタンを押すことにより、関係者に通報され、迅速な援護を行います。 | 市 |
| 身体障がい者福祉電話貸与事業 | 外出困難な重度の身体障がいのある人で、現在電話を保有していない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に電話を貸与します。 | 市 |
| 幼児健全発達支援相談事業（こざる会） | 1歳6か月児健診の事後指導として、集団での遊びの体験や個別及び集団指導を行い、幼児の健全発達を促し育児支援を行います。 | 市 |
| 障がい児相談事業「ひまわり相談室」 | 障がいのある人及び障がいのある子どもへの援助の提案や支援者への助言、指導を無料で行っています。 | 市 |
| 発達障害者支援センター「えくぼ」 | 広汎性発達障がいに関する悩みや疑問を解消するための、専門員等による相談・発達（療育）支援や研修を行います。 | 県 |
| 特別支援教育 | 障がい等で教育上の特別の支援を必要とする児童、生徒、幼児に対し、特別支援学級等において必要な教育支援を行います。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|------------------|--|------|
| 体育館・温水プール使用料金の減免 | 身体、知的、精神障がいのある人(手帳所持者)及び介護者1名を対象に体育館や温水プールの使用料を無料にしています。 | 市 |
| 図書館郵送貸出サービス | 心身に障がい等があり図書館への来館が困難な人を対象に、郵送による図書の貸出サービスを行っています。 | 市 |
| 市民スポーツフェスティバル | 障がいのある人もない人もスポーツを通じて互いに理解し合うことにより、自立助長や社会参加を図ります。 | 市 |
| 障がい者福祉タクシー利用助成事業 | 助成対象者の身体障害者手帳1・2級、及び3級の呼吸器機能障がいや在宅酸素療法が必要な人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人が、タクシーを利用した場合に、運賃の一部を助成します。(ただし、該当する人であっても、入院及び施設入所中の人や自動車税の減免を受けている人は除かれます。) | 市 |
| 障がい者自動車等燃料費助成事業 | 助成対象者の身体障害者手帳1・2級、及び3級の呼吸器機能障がいや在宅酸素療法が必要な人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人の、自家用自動車等の燃料費の一部を助成します。(ただし、該当する人であっても入院及び施設入所中の人を除かれます。) | 市 |
| 自動車運転免許取得費助成 | 障がいのある人の社会参加を促進するために自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。 | 市 |
| 自動車改造費助成 | 重度の上肢、下肢、体幹機能障がいがある18歳以上の人、自ら所有し運転する自家用車で、運転のために必要な改造をする場合、経費の一部を助成します。 | 市 |
| 塩竈市営汽船旅客運賃の割引 | 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、並びに介護者が対象になります。 | 市 |
| 自動車税・自動車取得税の免除 | 障がいのある人または、その人と生計を同じくする人が所有し、障がいのある人の通院・通学・生業のため使用する場合、自家用自動車の税を免除する制度です。 | 県 |
| 自立支援医療(更生医療) | 身体に障がいのある18歳以上の人、手術等によって障がいを取り除いたり、程度を軽くしたり、障がいの進行を防ぐことが可能な場合に、その医療費を公費で負担します。 | 市 |
| 育成医療の給付 | 身体に障がいのある18歳未満の子どもが生活能力を得るために、手術等を必要とする場合、その医療費を公費で負担します。 | 市 |
| 自立支援医療(精神通院医療) | 精神に障がいのある人の、通院により行われる精神障がいの医療費を公費で負担します。 | 県 |
| 母子保健教育事業 | 妊娠、出産、育児の正しい知識を普及し、母子の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 乳児一般健康診査(個別) | 妊娠期及び乳児期に無料券を発行し、医療機関で個別に健診を受診することにより、障がい等の早期発見や早期治療を促進するとともに、妊婦及び乳児の健康保持増進を図っていきます。 | 市 |
| 妊産婦・新生児訪問指導 | 訪問により妊娠、出産、育児等に関する必要な保健指導を行うとともに、産後の心のケアを含め、母子の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 乳幼児健康診査(集団) | 乳児、1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳児健診を実施し、疾病等の早期発見・治療に努めるとともに、育児の様々な相談に応じ乳幼児の健全育成を図っていきます。 | 市 |
| 成人健康相談 | 生活習慣病に関する相談、気分が落ち込むなどメンタルヘルスに関する相談を保健師や栄養士が行います。 | 市 |
| こころの健康づくりサポーター講座 | 心の健康に関する講話、コミュニケーションの上手なとり方等の講話と実技の講座を行います。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|-------------------------------|---|----------|
| 精神保健啓発・相談事業 | 精神保健に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会・健康相談会等を開催します。また、精神障がいのある人への病状の安定と地域で安心して暮らせるように、当事者及び家族会等に対し、家庭訪問や健康相談等様々な方法により支援を行います。 | 市 |
| こころの相談 | 心の悩み、アルコール、思春期、ひきこもり、認知症等精神保健全般にわたる相談を行います。 | 県 |
| こころの体温計 | ストレスの多い現代社会にあって、心の健康を保つために正しい精神保健の啓発や普及を行います。 | 市 |
| みやぎ地域福祉サポートセンター (まもりーぶ) | 在宅の知的や精神の障がいのある人が、地域で自立した生活ができるように、福祉サービスを適切に利用するのに必要な相談や情報提供・助言・金銭管理等を行います。 | 県社会福祉協議会 |
| 身体障がい者・知的障がい者相談員 | 各地区に身近な相談員として、各種福祉サービスや生活相談等に応じます。 | 市 |
| 身体障害者更生相談事業 | 補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障がい者等に対して、在宅訪問等によるリハビリテーション支援を行っています。 | 県 |
| 知的障害者更生相談事業 | 知的障がいのある人への通所や在宅訪問等による相談により、療育、福祉サービス受給及び雇用に関する支援を行っています。 | 県 |
| 職員対応要領及び障がいのある人への配慮のためのガイドライン | 塩竈市役所職員、本市の事務事業の業務受託事業者、指定管理者を対象に、服務規律である「対応要領」及び「障がいのある人への配慮のためのガイドライン」により、障がいのある人等への対応を図っていきます。 | 市 |
| 障がいを理由とする差別を解消するための職員研修等 | 市役所において、障がいのある人への不当な差別の禁止や合理的配慮の提供に関する職員研修の実施及び実践を行います。 | 市 |
| 障がい者差別解消推進地域協議会 | 障がいを理由とする差別の事案に対する情報共有及び普及・啓発活動を行います。 | 市 |
| 障がいを理由とする差別の解消を図るための窓口 | 障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応を行うために、生活福祉課に窓口を設置します。 | 市 |
| 宮城県障害者権利擁護センター | 障がいを理由とする差別に関する相談事案への対応や障がいのある人と養護者を支援するための県の総合相談窓口です。 障がい者虐待に関する相談事案への対応や、障がいのある人と養護者を支援する、県の総合相談窓口です。 | 県 |
| 虐待防止センター | 虐待の相談、被虐待者及び虐待者への支援援助を行うために、生活福祉課内に窓口を設置します。 | 市 |
| 障害者就労支援事業所連携会議 | ハローワーク塩釜管内の就労系障がい福祉サービス事業所や行政が、意見交換や情報共有を行うことにより、障がい者雇用の推進を図っていきます。 | 公共職業安定所 |
| ジョブコーチ支援事業 | 職場にジョブコーチ（職場適用援助者）が出向いて、障がい特性を踏まえた直接的で、専門的な支援を行い、障がいのある人の職場適応と定着を図っていきます。 | 公共職業安定所 |
| トライアル雇用制度 | 労働者と企業が3ヶ月以内の有期雇用契約を結び、契約期間が終了した際に会社が採用したい場合には正社員として採用する制度です。 | 公共職業安定所 |
| マリスアート展 | 特別支援学級の生徒が「ふれあいエスプ」の展示鑑賞スペースを利用し、全盲の人でも楽しめる絵画や砂絵等の作品を展示しています。 | 市 |

| 事業名 | 事業の内容 | 実施主体 |
|-----------|---|------|
| 難病対策地域協議会 | 要支援難病患者（ALS等の神経難病患者）への支援体制に関する協議を行います。 | 県 |
| 塩竈市地域防災計画 | 塩竈市地域防災計画では、災害による市民の生命、身体及び財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応等を定めています。 | 市 |
| その他の軽減事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税・住民税の障がい者控除 ・ NHK放送受信料の免除 ・ 鉄道運賃の割引(12歳以上の方) ・ 航空運賃割引(12歳以上の方) ・ バス運賃の割引 ・ タクシー料金の割引 ・ 有料道路通行料金の割引 ・ NTT番号案内料の免除 ・ 携帯電話使用料の割引 ・ 市営汽船旅客運賃の減免 | 各団体 |

2 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について

(1) 塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例

(平成29年条例第18号抜粋)

(設置)

第1条 障がい者プラン及び障がい者の福祉に関する重要事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、塩竈市障がい者福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「障がい者プラン」とは、市が策定する次に掲げる計画をいう。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者プランに関すること。
- (2) その他市長が障がい者の福祉に関し必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属等 |
|--------|--------|------------------|
| 地域福祉関係 | 遠藤 仁 | 塩釜市社会福祉協議会 |
| 障がい者関係 | 本多 秀次 | 塩釜市身体障害者福祉協会 |
| | 五島 信子 | 塩釜市手をつなぐ育成会 |
| | 阿部 啓子 | 塩釜市精神障がい者家族会 東雲会 |
| 教育関係 | 高橋 勝也 | 宮城県立利府支援学校 |
| 事業所関係 | 島 知由 | 社会福祉法人 嶋福祉会 |
| | 山川 瑞芳 | 社会福祉法人 あしたば福祉会 |
| | 高橋 繁夫 | 認定NPO法人 さわおとの森 |
| 法律関係 | 阿部 奈加子 | 塩釜人権擁護委員協議会 |
| 医療関係 | 佐藤 賢一 | 菅野愛生会 緑ヶ丘病院 |
| 行政関係 | 今間 喜樹 | 塩釜公共職業安定所 |
| | 後藤 百合子 | 宮城県仙台保健福祉事務所 |
| その他 | 千葉 伸彦 | 東北福祉大学 |
| | 阿部 明 | 市民代表 |

(3) 塩竈市障がい者福祉推進委員会での検討経過

| 委員会名 | 開催日 | 協議事項 |
|--------------|-------------|--|
| 平成29年度第1回委員会 | 平成29年10月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩竈市障がい者の概要について ・ 第4次障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画の概要について ・ 塩竈市の障がい福祉の状況と取り組みについて |
| 平成29年度第2回委員会 | 平成29年11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩竈市障がい福祉に関するアンケート調査報告 ・ 第2期塩竈市障がい者プランの総括について ・ 第3期塩竈市障がい者プランの施策体系について ・ 平成29年度障がい福祉サービス等の利用状況について ・ 第5期塩竈市障がい福祉計画に係る障がい福祉サービスの需要 推計見込みについて |
| 平成29年度第3回委員会 | 平成30年1月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期塩竈市障がい者プラン計画素案について |
| 平成29年度第4回委員会 | 平成30年3月9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期塩竈市障がい者プラン計画案について |

3 主な障がい福祉サービス事業所

■ 居宅介護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|-------------------------------------|--------------|
| 訪問看護ステーション 泉松の森 | 宮城県仙台市泉区松森字新田1番地 | 022-776-0523 |
| ケアセンター きぼう | 宮城県仙台市太白区郡山二丁目11番16号 | 022-248-8840 |
| 中野栄ヘルパーステーション | 宮城県仙台市宮城野区出花二丁目11番5号 | 022-766-9032 |
| ヘルパーステーションこころ | 宮城県仙台市宮城野区白鳥一丁目1番10号 | 022-259-3677 |
| やさしい手仙台ケアセンター | 宮城県仙台市宮城野区出花二丁目12番5号 サンハイツビル102 | 022-388-8221 |
| アミカ仙台東介護センター | 宮城県仙台市宮城野区岩切二丁目3番1号 カーザディオ1 | 022-396-1916 |
| セベック ヘルパーステーション | 宮城県富谷市成田二丁目3番3号成田ビル103 | 022-739-9510 |
| ライフリッチ在宅サポートセンター | 宮城県宮城郡松島町高城字城内二18 | 022-385-7480 |
| セントケア利府森の郷 | 宮城県宮城郡利府町中央一丁目9番7号 | 022-349-0061 |
| はまぎく介護ステーション | 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜上ノ台35番2号 | 022-355-6465 |
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| アースサポート多賀城 | 宮城県多賀城市伝上山三丁目1番28号 | 022-364-3601 |
| ケアクルー介護ステーション | 宮城県多賀城市下馬二丁目1番15号 K2 プランニングビル301 | 022-361-3356 |
| しおかぜヘルパーステーション笠神 | 宮城県多賀城市笠神四丁目5番27号 | 022-365-7781 |
| セントケア塩釜 | 宮城県塩釜市野田19番3号 | 022-361-7350 |
| ニチイケアセンター栄 | 宮城県塩釜市栄町8番4号 | 022-361-3701 |
| ケアステーションしおかぜ | 宮城県塩釜市字庚塚1番3号 | 022-366-5511 |
| アースサポート塩釜 | 宮城県塩釜市旭町18番13号 | 022-362-9611 |
| 塩釜市社会福祉協議会 | 宮城県塩釜市北浜四丁目6番52号 | 022-364-3535 |
| まごころサービス塩釜センター | 宮城県塩釜市袖野田町39番2号 | 022-362-2030 |

■ 重度訪問介護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-----------------------|--------------|
| アミカ塩釜介護センター | 宮城県塩釜市玉川二丁目2番10号 | 022-361-1226 |
| はまぎく介護ステーション | 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜上ノ台35番2号 | 022-355-6465 |

■ 同行援護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|---------------------|--------------|
| まごころサービス塩釜センター | 宮城県塩釜市袖野田町39番2号 | 022-362-2030 |
| ニチイケアセンター栄 | 宮城県塩釜市栄町8番4号 | 022-361-3701 |
| セントケア塩釜 | 宮城県塩釜市野田19番3号 | 022-361-7350 |
| アースサポート多賀城 | 宮城県多賀城市伝上山三丁目1番28号 | 022-364-3601 |
| 五橋あい・はーと | 宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 | 022-266-0294 |

■ 行動援護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|----------------------|--------------|
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |

■ 生活介護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|------------------------|--------------|
| あすなる | 宮城県塩竈市今宮町10番20号 | 022-361-9981 |
| あすなる・さかえ | 宮城県塩竈市栄町7番13号 | 022-367-3234 |
| 杏友園 | 宮城県塩竈市新富町14番10号 | 022-361-6815 |
| 檜の樹 | 宮城県塩竈市清水沢2丁目11番10号 | 022-781-9841 |
| 白石陽光園 | 宮城県白石市福岡長袋字小倉山14番2号 | 0224-25-9511 |
| 白石寿光園 | 宮城県白石市福岡長袋字小倉山11番1号 | 0224-25-7331 |
| ふぼう | 宮城県紫田郡村田町大字沼辺字一本杉1番地1 | 0224-51-8831 |
| はぐくみ学園 | 宮城県角田市島田字御蔵林59番地 | 0224-62-3321 |
| ほっとさわべ2 | 宮城県栗原市金成梨崎道ノ上7番1号 | 0228-42-3432 |
| 第二共生園 | 宮城県東松島市大塩字逆川22番55号 | 0225-83-2031 |
| 大崎太陽の村 | 宮城県大崎市岩出山下野目字南山179番1号 | 0229-72-1635 |
| 静和園 | 宮城県亶理郡山元町真庭字名生東72番2号 | 0223-37-0075 |
| 松の実 | 宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6番27号 | 022-355-0151 |
| こうそう | 宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目1番10号 | 022-352-7604 |
| 梨花 | 宮城県宮城郡利府町加瀬字川迎28番1号 | 022-349-1770 |
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| つなぐ利府 | 宮城県宮城郡利府町花園一丁目210番2号 | 022-253-7573 |
| 虹の風 | 宮城県富谷市富谷桜田1番12号 | 022-348-0771 |
| あさいな学園 | 宮城県黒川郡大和町宮床字摺菽24番4号 | 022-347-8080 |
| わ・は・わ大郷 | 宮城県黒川郡大郷町粕川字田中3番1号 | 022-359-3563 |
| 活動支援センターふれあい | 宮城県黒川郡大和町宮床下小路46番1号 | 022-346-5008 |
| 吉岡すまいる | 宮城県黒川郡大和町吉岡字石神沢30番2号 | 022-345-1910 |
| いこいの家たんぼぼ | 宮城県黒川郡大和町吉岡字古館25番2号 | 022-345-7822 |
| 宮城県船形コロニー | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3282 |
| 生活介護ふわり | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3701 |
| ひかり苑 | 宮城県仙台市青葉区上愛子字道上59番4号 | 022-391-1711 |
| ますみ学園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木520 | 022-394-5110 |
| おおぞら学園 | 宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田16番51号 | 022-393-2334 |
| 清風園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北62 | 022-394-5205 |
| あおば園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田1番5号 | 022-394-3271 |
| きぼう園 | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1051 |
| 啓生園 | 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号 | 022-291-1522 |

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| のぞみ苑 | 宮城県仙台市若林区卸町二丁目12番9号 | 022-783-8311 |
| 第二福寿苑 | 宮城県仙台市太白区鉤取御堂平38 | 022-244-0118 |
| 福寿苑 | 宮城県仙台市太白区鉤取御堂平38 | 022-244-0116 |
| 禎祥ワークキャンパス | 宮城県仙台市太白区茂庭人来田東10番3号 | 022-244-4531 |
| 太白ありのまま舎 | 宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目15番30号 | 022-281-1200 |
| ひだまり | 宮城県仙台市泉区南中山三丁目9番1号 | 022-379-5005 |
| 幸泉学園 | 宮城県仙台市泉区七北田字道27番 | 022-375-2675 |
| デイサービスみんなの家 | 宮城県多賀城市山王字東町浦4番1号 | 022-368-5732 |
| サテライトリハビリセンター いずみ | 宮城県仙台市泉区市名坂字南前5番3号 | 022-771-8304 |
| 愛生園 | 秋田県北秋田市上杉字金沢240番 | 0186-78-3182 |

■ 自立訓練（機能訓練）

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------------|---------------|--------------|
| 国立障害者リハビリテーション センター | 埼玉県所沢市並木四丁目1番 | 042-995-3100 |

■ 自立訓練（生活訓練）

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|------------------------------|--------------|
| スイッチ・イシノマキ | 宮城県石巻市鑄銭場4番16号 コーポいわき店舗1階 | 0225-24-6511 |
| 宮城県援護寮 | 宮城県大崎市古川旭五丁目7番21号 | 0229-23-1513 |
| さわやかライフ 愛子 | 宮城県仙台市青葉区愛子中央六丁目3番21号 | 022-391-1420 |
| すまいるライフ | 宮城県仙台市太白区西中田四丁目13番4号 | 022-306-3023 |

■ 宿泊型自立訓練

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|-----------------------|--------------|
| 宮城県援護寮 | 宮城県大崎市古川旭五丁目7番21号 | 0229-23-1513 |
| さわやかライフ 愛子 | 宮城県仙台市青葉区愛子中央六丁目3番21号 | 022-391-1420 |
| 仙台通勤寮 | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1093 |
| すまいるライフ | 宮城県仙台市太白区西中田四丁目13番4号 | 022-306-3023 |

■ 就労移行支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 就労支援センターAKARI | 宮城県石巻市和湊字小金袋3番52-10 | 0225-86-3356 |
| COM'S | 宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号 復興パーク内A-11号館1階 | 022-778-6406 |
| こうそう | 宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目1番10号 | 022-352-7604 |
| アイエスエフネットライフ松島 | 宮城県宮城郡松島町高城字町77番 | 022-794-7674 |
| LITALICOワークス 仙台青葉 | 宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号 仙台キャピタルタワー8階 | 022-716-6067 |
| 就労支援センター グッジョブ | 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目10番24号-201 | 022-796-8425 |
| スイッチ・センダイ | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番3号-602 | 022-762-5851 |
| 就労支援センターひゅーまにあ 仙台中央 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目12番12号 MB小田急ビル3階 | 022-794-9855 |
| アイエスエフネットライフ仙台 | 宮城県仙台市若林区新寺一丁目4-5 ノースピア8 | 022-742-3660 |

■ 就労継続支援A型

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|---|--------------|
| ワカメの里 | 宮城県塩竈市藤倉三丁目2番6号1階 | 022-362-7682 |
| MKアシスト | 宮城県塩竈市新浜町一丁目27番16号 | 022-362-9641 |
| 愛さんさん塩竈事業所 | 宮城県塩竈市本町12番5号 | 022-366-8813 |
| ステージパス | 宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号 ソニー株式会社仙台テクノロジーセンター みやぎ復興パーク | 022-766-8805 |
| 松島のかぜ | 宮城県宮城郡松島町磯崎字釜12番 | 022-352-3256 |
| クリエイティブ笑未 | 宮城県宮城郡松島町松島字陰の浜9番1号 | 022-352-9341 |
| ポラリス富谷センター | 宮城県富谷市大清水二丁目22番1号 | 022-725-8978 |
| Ma r u e | 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目2番8号7階2 | 022-797-7951 |
| ぶるー・びー | 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5番5号 一番町中央ビル | 022-724-7484 |
| クワノキ | 宮城県仙台市若林区荒町67番1号 | 022-267-5622 |

■ 就労継続支援B型

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|---------------------|--------------|
| サンネットなごみ | 宮城県石巻市蛇田字小斎29番 | 0225-94-3001 |
| 就労支援センターAKARI | 宮城県石巻市和湊字小金袋3番52-10 | 0225-86-3356 |
| さくら学園 | 宮城県塩竈市杉の入四丁目3番8号 | 022-361-0331 |
| メープルガーデン | 宮城県塩竈市西玉川町8番6号 | 022-762-5037 |
| 多賀城市福祉工房のぞみ園 | 宮城県多賀城市新田字南安楽寺87番 | 022-309-2133 |
| レインボー多賀城 | 宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目10番3号 | 022-362-8660 |
| さくらんぼ | 宮城県多賀城市栄一丁目1番25号 | 022-361-9560 |

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|------------------------------------|--------------|
| COM'S | 宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号 復興パーク内A-11号館1階 | 022-778-6406 |
| エコ・アース多賀城 | 宮城県多賀城市笠神二丁目14番44号 | 022-352-4240 |
| みお七ヶ浜 | 宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目6番40号 | 022-395-9477 |
| こうそう | 宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目1番10号 | 022-352-7604 |
| 梨花 | 宮城県宮城郡利府町加瀬字川迎28番1号 | 022-349-1770 |
| 工房 歩歩 | 宮城県宮城郡利府町沢乙東3番3号 | 022-767-8655 |
| わ・は・わ味明 | 宮城県黒川郡大郷町味明字原下34番 | 022-359-9501 |
| あいの郷 | 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下86番 | 022-779-6491 |
| 大郷ファーム | 宮城県黒川郡大郷町中村字愛宕下1番10号 | 022-359-3577 |
| 仙台自立の家 | 宮城県仙台市青葉区吉成台二丁目12番24号 | 022-303-0260 |
| こころや | 宮城県仙台市青葉区木町10番3号 | 022-728-8343 |
| あしあと | 宮城県仙台市青葉区小田原五丁目1番16号 | 022-797-8142 |
| 第二啓生園 | 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号 | 022-291-1522 |
| ぱれったけやき | 宮城県仙台市宮城野区大槻16番2号 宮城野障害者福祉センター内 | 022-292-8474 |
| いずみ授産所 | 宮城県仙台市宮城野区安養寺二丁目1番2号 | 022-295-8587 |
| セルフサポートセンター扇 | 宮城県仙台市宮城野区扇町五丁目3番38号 | 022-782-6838 |
| わたげの樹 | 宮城県仙台市若林区遠見塚一丁目18番48号 | 022-285-3531 |
| 一寿園 | 宮城県仙台市太白区富田字南ノ西26番 | 022-243-3447 |
| だんでらいおん | 宮城県仙台市太白区四郎丸字前89番1号 | 022-741-2541 |
| ワーク ファレ | 宮城県仙台市泉区松森齊兵衛4番3号 2階 | 022-218-0146 |
| みどり工房 永和台 | 宮城県仙台市泉区永和台24番1号 | 022-771-5026 |
| ココア・泉中央 | 宮城県仙台市泉区泉中央二丁目6番3号 ビルドアンプル201 | 022-341-2633 |

■ 療養介護

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|------------------------|--------------|
| 宮城病院 | 宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原100 | 0223-37-1131 |
| エコ一療育園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番1号 | 022-394-7711 |
| 仙台西多賀病院 | 宮城県仙台市太白区鉤取本町二丁目11番11号 | 022-245-2111 |

■ 短期入所

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|----------------------|--------------|
| あすなる ショートステイ | 宮城県塩竈市栄町7番13号 | 022-367-3234 |
| 杏友園 | 宮城県塩竈市新富町14番10号 | 022-361-6815 |
| 第二共生園 | 宮城県東松島市大塩字逆川22番55号 | 0225-83-2031 |
| 宮城県援護寮 | 宮城県大崎市古川旭五丁目7番21号 | 0229-23-1513 |
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| 利府こども発達センター みんなの家 | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1号 | 022-290-3567 |
| あさいな学園 | 宮城県黒川郡大和町宮床字摺菘24番4号 | 022-347-8080 |
| 僕の家 私の家 | 宮城県富谷市太子堂一丁目14番2号 | 022-344-6024 |
| 宮城県船形コロニー | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3282 |
| 七ツ森希望の家 | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3701 |
| エコ一療育園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番1号 | 022-394-7711 |
| ひかり苑 | 宮城県仙台市青葉区上愛子字道上59番4号 | 022-391-1711 |
| きぼう園 | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1051 |
| 啓生園 | 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号 | 022-291-1522 |
| 仙台ワークキャンパス | 宮城県仙台市太白区袋原五丁目12番1号 | 022-741-0998 |

■ 施設入所支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|------------------------|--------------|
| 杏友園 | 宮城県塩竈市新富町14番10号 | 022-361-6815 |
| 白石陽光園 | 宮城県白石市福岡長袋字小倉山14番2号 | 0224-25-9511 |
| 白石寿光園 | 宮城県白石市福岡長袋字小倉山11番1号 | 0224-25-7331 |
| ふぼう | 宮城県紫田郡村田町大字沼辺字一本杉1番地1 | 0224-51-8831 |
| はぐくみ学園 | 宮城県角田市島田字御蔵林59番地 | 0224-62-3321 |
| ほっとさわべ | 宮城県栗原市金成梨崎道の上7番1号 | 0228-42-3432 |
| 第二共生園 | 宮城県東松島市大塩字逆川22番55号 | 0225-83-2031 |
| 大崎太陽の村 | 宮城県大崎市岩出山下野目字南山179番1号 | 0229-72-1635 |
| 静和園 | 宮城県亶理郡山元町真庭字名生東72番2号 | 0223-37-0075 |
| あさいな学園 | 宮城県黒川郡大和町宮床字摺菘24番4号 | 022-347-8080 |
| 宮城県船形コロニー | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3282 |
| ひかり苑 | 宮城県仙台市青葉区上愛子字道上59番4号 | 022-391-1711 |
| ますみ学園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木520番 | 022-394-5110 |
| おおぞら学園 | 宮城県仙台市青葉区大倉字大原新田16番51号 | 022-393-2334 |
| 清風園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字畑前北62番 | 022-394-5205 |
| あおば園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字沢田1番5号 | 022-394-3271 |
| きぼう園 | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1051 |

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|-----------------------|--------------|
| 啓生園 | 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号 | 022-291-1522 |
| 第二福寿苑 | 宮城県仙台市太白区鉤取御堂平38番 | 022-244-0118 |
| 福寿苑 | 宮城県仙台市太白区鉤取御堂平38番 | 022-244-0116 |
| 禎祥ワークキャンパス | 宮城県仙台市太白区茂庭人来田東10番3号 | 022-244-4531 |
| 太白ありのまま舎 | 宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目15番30号 | 022-281-1200 |
| 幸泉学園 | 宮城県仙台市泉区七北田字道27番 | 022-375-2675 |
| 愛生園 | 秋田県北秋田市上杉字金沢240番 | 0186-78-3182 |
| 国立障害者リハビリテーションセンター | 埼玉県所沢市並木四丁目1番 | 042-995-3100 |

■ グループホーム

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-------------------------------|---------------|
| グループホーム・ソキウス | 宮城県仙台市泉区黒松一丁目26番15号-105 | 022-343-8386 |
| 一般社団法人日本福祉支援協会 | 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘一丁目29番2号 アバンザ鵬 | 022-728-8830 |
| Ｔたいむ | 宮城県仙台市泉区南光台東二丁目21番11号 | 022-252-5027 |
| 北中山ホーム | 宮城県仙台市泉区北中山二丁目2番7号 | 022-379-5005 |
| グループホーム&ケアホーム あゆみ | 宮城県仙台市青葉区折立四丁目14番1号-210 | 022-251-6681 |
| グループホームだんでらいおん | 宮城県仙台市太白区四郎丸字前89番1号 | 022-741-2541 |
| アルコール・リハビリホーム | 宮城県仙台市太白区向山二丁目12番3号 | 022-267-6276 |
| 春日療養園グループホーム | 宮城県仙台市太白区中田五丁目5番1号 | 022-241-4642 |
| のぞみホーム | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1051 |
| ジー・シー・エイチ | 宮城県仙台市青葉区愛子東三丁目9番11号 | 022-391-5446 |
| みどりの家 | 宮城県仙台市泉区永和台24番1号 | 022-771-5026 |
| わ・は・わ大郷 | 宮城県黒川郡大郷町粕川字田中3番1号 | 022-359-3563 |
| ひなた事業所 | 宮城県黒川郡大和町吉岡字南金谷下8番7号 | 022-344-3596 |
| とみやホーム | 宮城県富谷市とちの木二丁目3番11号 | 022-348-8660 |
| あさいな学園 グループホーム輝 | 宮城県黒川郡富谷町太子堂二丁目7番2号 | 022-347-8080 |
| 七ヶ浜ホーム | 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字左道二丁目1番1号 | 0224-58-3443 |
| 東町ホーム | 宮城県白石市東町三丁目3番25号 | 0224-24-4897 |
| グループホームひだまり | 宮城県塩竈市母子沢町19番2号 | 022-365-0586 |
| グループホームふないり | 宮城県塩竈市舟入二丁目2番13号 | 022-365-1815 |
| グループホームしょうようだい | 宮城県塩竈市松陽台三丁目5番3号 | 022-367-4555 |
| グループホームこしのうら | 宮城県塩竈市越ノ浦二丁目3番13号 | 022-367-9255 |
| グループホームなでしこ | 宮城県塩竈市清水沢一丁目27番7号 | 022-364-3417 |
| グループホームたがじょう | 宮城県多賀城市中央二丁目2番23号 | 090-5355-5377 |

■ 指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------|------------------|--------------|
| 障がい者福祉相談支援センター 「しおーも」 | 宮城県塩竈市杉の入四丁目3番8号 | 022-361-0380 |

■ 児童発達支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|-------------------------------------|---------------|
| もりのなかまwam 中野栄 | 宮城県仙台市宮城野区出花三丁目28番6号 ファミリーユ中野107 | 022-352-6530 |
| もりのなかまam 中野栄 | 宮城県仙台市宮城野区出花三丁目28番6号 ファミリーユ中野105 | 022-794-8530 |
| まーぶる・びーと | 宮城県仙台市宮城野区田子字新入10番1号 JKビル21 302号 | 070-6953-3989 |
| つなぐ 利府 | 宮城県宮城郡利府町花園一丁目210番2号 | 022-253-7573 |
| 利府こども発達センター | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1号 | 022-290-3567 |
| 塩竈市ひまわり園 | 宮城県塩竈市藤倉二丁目20番1号 | 022-365-6811 |

■ 放課後等デイサービス

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|-------------------------------------|---------------|
| 塩竈市ひまわり園 | 宮城県塩竈市藤倉二丁目20番1号 | 022-365-6811 |
| 放課後デイサービス うえる | 宮城県塩釜市北浜一丁目13番33号 北浜マンション梵101号室 | 022-290-5337 |
| たけちゃんち | 宮城県多賀城市高橋四丁目19番7号 | 022-762-7249 |
| すてっぷあつぷ | 宮城県多賀城市大代一丁目3番17号 | 022-349-4367 |
| 太陽の子多賀城 | 宮城県多賀城市中央2丁目4番2号 | 022-352-3389 |
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| 利府こども発達センター | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1号 | 022-290-3567 |
| 放課後デイサービス 梨花 | 宮城県宮城郡利府町加瀬字川迎28番1号 | 022-349-1770 |
| 放課後等デイサービスつなぐ利府 | 宮城県宮城郡利府町花園一丁目210番2号 | 022-253-7573 |
| And You TRY | 宮城県宮城郡利府町花園一丁目1番1号 | 022-347-3021 |
| まーぶる・びーと | 宮城県仙台市宮城野区田子字新入10番1号 JKビル21 302号 | 070-6953-3989 |
| 幸ちゃん家 | 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目4番4号 | 022-369-3254 |
| 太陽の子 鶴ヶ谷 | 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目8番7号 鶴ヶ谷ビル2階 | 022-205-1066 |
| もりのなかまam 中野栄 | 宮城県仙台市宮城野区出花三丁目28番6号 ファミリーユ中野105 | 022-794-8530 |
| もりのなかまwam 中野栄 | 宮城県仙台市宮城野区出花三丁目28番6号 ファミリーユ中野107 | 022-352-6530 |
| 共生型福祉施設 もりのひろば | 宮城県仙台市泉区松森字沢目14番2号 | 022-779-7256 |

■ 保育所等訪問支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|-------------------------------------|---------------|
| 利府こども発達センター | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1号 | 022-290-3567 |
| まーぶる・びーと | 宮城県仙台市宮城野区田子字新入10番1号 JKビル21 302号 | 070-6953-3989 |

■ 地域活動支援センター

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------|------------------|--------------|
| 支援センター藻塩の里 | 宮城県塩竈市杉の入四丁目3番8号 | 022-361-0631 |

■ 基幹相談支援事業所

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|----------------------|--------------|
| 地域拠点センターふきのとう | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1号 | 022-352-1501 |

■ 訪問入浴

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|----------------|--------------|
| アースサポート塩釜 | 宮城県塩竈市旭町18番13号 | 022-362-9611 |

■ 日中一時支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|----------------------|--------------|
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| 宮城県七ツ森希望の家 | 宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢21番 | 022-345-3701 |
| エコー療育園 | 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番1号 | 022-394-7711 |
| 共生園 | 宮城県東松島市高松字西風137番8号 | 0225-87-2353 |
| 幸泉学園 | 宮城県仙台市泉区七北田字道27番 | 022-375-2675 |
| 児童発達サポート つなぐ利府 | 宮城県宮城郡利府町花園一丁目210番2号 | 022-253-7573 |
| きぼう園 | 宮城県仙台市宮城野区二の森14番3号 | 022-293-1051 |

■ 移動支援

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------|----------------------|--------------|
| まごころサービス塩竈センター | 宮城県塩竈市袖野田町39番2号 | 022-362-2030 |
| 塩釜市社会福祉協議会 | 宮城県塩竈市北浜四丁目6番52号 | 022-364-1213 |
| しおかぜホームヘルパー ステーション | 宮城県塩竈市字庚塚1番3号 | 022-366-5511 |
| セントケア塩釜 | 宮城県塩竈市野田19番3号 | 022-361-7350 |
| セントケアリふ森の郷 | 宮城県宮城郡利府町中央一丁目9番7号 | 022-349-0061 |
| 中野栄ヘルパーステーション | 宮城県仙台市宮城野区出花二丁目11番5号 | 022-766-9032 |
| 泉ケアプランセンターヘルパー ステーション | 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷四丁目7番5号 | 022-388-3678 |
| ニチイケアセンター栄 | 宮城県塩竈市栄町8番4号 | 022-361-3701 |

資料Ⅱ

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------------|------------------------------------|---------------|
| さわおとの森 | 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2号 | 022-767-4338 |
| はまぎく介護ステーション | 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜上ノ台35番2号 | 022-355-6465 |
| おれんじの羽 | 宮城県仙台市泉区将監六丁目7番12号 | 022-346-6630 |
| 居宅介護事業所ヘルプグループ K A I | 宮城県石巻市門脇字元拾喰5番1号 | 090-9426-4888 |
| あおば在宅センター | 宮城県塩竈市野田9番6号 野田マンション梵102号 | 022-361-5908 |
| ケアクルー | 宮城県塩竈市後楽町12番7号 | 022-361-3356 |
| やさしい手仙台ケアセンター 宮城野 | 宮城県仙台市宮城野区出花二丁目12番5号 サンハイツビル102 | 022-388-8221 |
| わのくに | 宮城県仙台市泉区寺岡三丁目4番20号 | 022-377-7061 |
| ヘルパーステーション アシスト仙台 | 宮城県仙台市太白区長町南四丁目31番14号 | 022-304-0255 |
| 訪問介護ステーション富谷 | 宮城県富谷市日吉台二丁目24番6号 | 022-341-5261 |
| 訪問介護ステーション泉松の森 | 宮城県仙台市区松森字新田1番地 | 022-776-0523 |



第3期塩竈市障がい者プラン

第3期 塩竈市障がい者福祉計画

第5期 塩竈市障がい福祉計画

第1期 塩竈市障がい児福祉計画

発行日 2018年（平成30年）3月

発行所 塩竈市 健康福祉部 生活福祉課

住所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1

連絡先 TEL：022-364-1131

FAX：022-366-7167